

平成30年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	6	火	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・平成30年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		7	水	午前10時	・一般質問 ・議案審議（内容説明）
第3日		8	木	休 会	・各常任委員会（午前10時より）
第4日		9	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

3 月 6 日（火）

平成30年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成30年 3月 6日(火)

午 前 10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 11番 吉田起登 議員 1番 光井博幸 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第1号から議案第27号）

日程第5 平成30年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第1号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第2号 美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第8 議案第3号 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について

日程第9 議案第4号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第10 議案第5号 美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第11 議案第6号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第12 議案第7号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第13 議案第8号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第14 議案第9号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第10号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第13号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第14号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第15号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第16号 平成29年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第17号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第18号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

2. 出席議員（12名）

1 番	光 井 博 幸 君	2 番	今 田 政 行 君
3 番	坂 田 竜 義 君	4 番	濱 田 憲 治 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	吉 田 美 好 君	8 番	渡 邊 義 文 君
9 番	上 村 則 幸 君	1 0 番	福 田 秀 憲 君
1 1 番	吉 田 起 登 君	1 2 番	中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	吉 住 慎 二 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	中 嶋 春 彦 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康窓口課長	山 田 輝 臣 君	経 済 課 長	宮 寄 幸 仁 君
林務観光課長	下 田 幸 輔 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	田 上 和 則 君
教 育 課 長	倉 田 辰 実 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 繁 君	書 記	津 田 里 美 子 君
---------	---------	-----	-------------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成３０年第１回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、１１番、吉田起登君、１番、光井博幸君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

２月２２日に、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、改めましておはようございます。

議会運営委員会委員長報告。

平成３０年第１回美里町議会運営委員会を、去る２月２２日午後２時より、中央庁舎議会委員会室において開いておりますので、その報告をいたします。

今回が私どもの任期中における最後の議会運営委員会報告となります。出席者は議会より、中川議長と吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任委員長と渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田泰弘町長と上田隆信副町長、吉住総務課長、事務局より福島事務局長と津田参事の出席のもと行っております。

議題につきましては、最初に吉住総務課長より執行部提出議案について、条例関係１１件、予算関係１５件、その他１件、計２７件についての説明がっております。

次に、議員提出議案（請願・陳情・意見書等）については、今回はありません。

次に、一般質問につきましては、通告は３名で、今田政行議員、坂田竜義議員、渡邊義文議員からあっております。

次に、日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問等を踏まえた上で、今回は会期予定表(案)のとおり、会期を３月６日午前１０時より３月９日までの４日間と決定いたしました。日程の内容につきましては、議案集の議事予定表(案)をご覧くださいと思います。

3月6日、本日1日目は、日程第3、諸般の報告。次に日程第4、町長提出議案の一括上程（議案第1号から議案第27号）まで。次に日程第5、平成30年度町長の施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明。そのあと、議案審議、日程第6、議案第1号「美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」より、日程第16、議案第11号「美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」まで、内容説明、質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第17、議案第12号「平成29年度美里町一般会計補正予算（第8号）」より、日程第23、議案第18号「平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」までの内容説明、質疑・討論・採決を行います。

次に3月7日、2日目は一般質問を行います。質問順につきましては、渡邊義文議員、今田政行議員、坂田竜義議員の順番で行います。そのあと、議案審議、日程第24、議案第19号「平成30年度美里町一般会計予算」より、日程第31、議案第26号「平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算」までの内容説明を行い、質疑・討論・採決は、最終日に行います。

次に3月8日、3日目は休会とし、各常任委員会を各常任委員長の指示のもと行ってください。

次に3月9日、4日目最終日は、各常任委員会委員長報告及び質疑。そのあと議案審議、日程第24、議案第19号「平成30年度美里町一般会計予算」より、日程第31、議案第26号「平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第32、議案第27号「美里町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」内容説明、質疑・討論・採決を行います。

以上で、2月22日に行われました議会運営委員会委員長の報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月6日から3月9日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月6日から3月9日までの4日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から１２月定例会以降の報告を行います。

平成２９年１２月２１日、熊本県町村議長会理事会に出席をいたしております。

１２月２５日、第２回宇城広域連合議会臨時会が開催され、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

平成３０年１月１日、新春霊台橋マラソン大会に出席をいたしました。

１月２日、美里町成人式が文化センターで行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしました。

１月５日、議会・執行部合同新年会が、割烹さかぐちであり出席をいたしております。

１月１４日、みどりかわ湖どんと祭りに出席をいたしております。

１月１９日、川越老人会聖寿会の新年会に出席をいたしております。

１月２２日、第４回美里町災害義援金配分委員会に出席をいたしました。

１月２４日、介護保険事業計画策定委員会が砥用庁舎であり、今田議員と共に出席をいたしております。

１月２６日、美里町地域婦人会新年会がいわやであり出席をいたしました。

１月３０日、社会福祉協議会理事会が老人福祉センターであり出席をいたしております。

２月２日、第１回全員協議会が委員会室で開かれており出席いたしました。同じくその時に、熊本県町村議長会理事会が自治会館であり出席をいたしております。

２月５日、美里町建築業協会の新年会がいわやであり出席をいたしております。

２月１４日、長崎県川棚町総務厚生委員会が行政視察に来られ、吉田副議長及び吉田総務常任委員長とともに出席をいたしております。同じくその日に、全国過疎地域自立促進連盟の理事会が東京であり出席をいたしております。

同じく１５日、全国過疎地域自立促進連盟の理事会にルポール麴町に出席をいたしております。同じくその日に、宇城広域連合汚泥再処理センター建設工事の安全祈願祭が浄化センターのほうで行われ、吉田美好広域連合議会議員に出席をしていただきました。

２月１６日、第６８回熊本県町村議長会の定期総会がテルサであり出席をいたしました。

１８日、美里町生涯学習講座合同閉講式がひびきであり出席をいたしております。

２月２０日、第１回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が自治会館であり出席をいたしております。

２１日、霊台橋の架け替え要望書を県のほうに提出をいたしております。

22日、議会運営委員会が委員会室であり出席をいたしております。

23日、美里かぼちゃ研究会の反省会がいわやであり出席をいたしております。

25日、第38回宇城中学校新人駅伝大会が町営球技場であり出席をいたしております。

27日、美里町光情報通信基盤整備事業開局セレモニーが中央庁舎であり、議員の皆さんとともに出席をいたしております。同じくその日に、美里町英霊顕彰会の理事会が老人福祉センターであり出席をいたしました。同じくその日に、美里町人権教育推進協議会の研修会が中央公民館であり出席をいたしております。

28日、介護保険事業策定委員会が砥用庁舎であり、今田議員とともに出席をいたしました。

3月1日、美里町中央地区農作業受託組合の総会がいわやであり、濱田経済建設副委員長に出席をしていただきました。

3月4日、野生の会の発表会が文化センターであり出席をいたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

私のほうから12月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。なお、長くなりますので、要約してご報告をさせていただきます。

平成29年分でございます。

12月20日、前熊本県社会福祉協議会連合会の荒木会長の感謝の会に出席をいたしております。

12月21日、宇城地域振興協議会。

12月25日、第2回宇城広域連合の臨時議会にそれぞれ出席をいたしております。

12月28日、社会福祉協議会それから砥用庁舎それから中央庁舎で、それぞれ仕事納めを行っております。その日の夜に消防団の年末特別警戒の出発式並びに年末警戒に回っております。

平成30年になります。

1月1日、新春霊台橋マラソン大会。

1月2日、美里町の成人式。

1月4日、中央庁舎、砥用庁舎それから社会福祉協議会それぞれ仕事始め式を行っております。その日、嵯原区の初会に出席をいたしております。

1月5日、議会・執行部の合同新年会。

1月7日、下中郡、永富の津留、それから金木地区の初会に出席をいたしており

ます。

1月9日、宇城広域連合の消防長の月例報告。その後、午後から復旧・復興会議を行っております。

1月11日、美里町商工会及び関係団体役員合同新年賀詞交歓会。

1月12日、公明党熊本県本部の平成30年の賀詞交歓会。その後、熊本県の町村会のトップセミナー、そのあと熊本県の国会議員の先生方との意見交換会を行っております。

1月14日、美里町の手初め書道展の表彰式。そのあと下中郡区の初会。その後、白石野区の初会に出席をし、そのあと、みどりかわ湖のどんど祭りに出席をいたしております。

1月15日、教育委員会の辞令交付。それから、そのあと宇城広域連合の正副連合長会議に出席をいたしております。

1月16日、自由民主党の熊本県支部連合会の新春の集い。その後、椎葉矢部砥用線の要望活動で、菊池のほうに行っております。

1月18日、名越谷サポートセンターの設立総会。そのあと、美里町の民生委員協議会の新年会に出席をいたしております。

1月19日、川越老人会の聖寿会新年会。

1月21日、岩下区の初会。その後、萱野区の定期総会に出席をいたしております。

1月22日、美里町の義援金配分委員会。その夜、美里町建設業協会の新年会に出席をいたしております。

1月23日、総合教育会議。その夜には、商工会商業部会・工業部会の合同講演会に出席をいたしております。

1月24日、B&Gの全国サミットに出席するため上京をいたしております。次の日の午前中に帰りまして、1月26日、嘱託員・嘱託補会議、JA熊本うきのアスパラガスの専門部会の通常総会、その後、美里町のPTA連合会の新年会、その後、地域婦人会の新年会にそれぞれ出席をいたしております。

1月28日、西山区の通常総会。

1月29日、たばこ振興会の播種祝い。そのあと、熊本県自殺対策トップセミナーに出席をいたしております。

1月30日、農家小組合長初会議。そのあと、美里町社会福祉協議会の理事会に出席をいたしております。

1月31日は、三重県庁を訪問いたしまして、地震の際に派遣をしていただいた関係で、三重県の鈴木知事を表敬訪問させていただいております。その次の日は、

今、愛知県の稲沢市から1人派遣をしていただいております。そこの加藤市長を訪ねまして、また今年も引き続きの派遣をお願いし、今年も1人派遣をしていただくことになったところでございます。

2月2日、議会全員協議会。そのあと、美里町公害対策審議会。

2月5日、美里町建築業協会の新年会。そのあと、中学校統合保護者説明会、中央中学校で行っております。

2月9日、美里町社会福祉協議会の評議員会。そのあと、美里町長杯のグランドゴルフ愛好者交流大会。そのあと、白川・緑川水防災意識社会再構築協議会。そのあと、中央北校区の区長会の新年親睦会に出席をし、そのあと、中学校統合保護者説明会、砥用中学校を対象に行っております。

2月13日、宇城広域連合の消防長の月例報告。そのあと、後期高齢者医療広域連合議会の定例会。夜は元気の森かじかで、町政座談会を行っております。

2月14日、長崎県の川棚町の議会総務厚生委員会の行政視察を受けております。夜は湯の香苑で座談会を行っております。

2月15日、宇城広域連合の汚泥再生処理センターの工事安全祈願祭に出席をし、夜は白石野公民館の町政座談会に出席をいたしております。

2月16日、日本赤十字社の熊本県支部評議委員会に出席をし、夜は中央公民館で町政座談会を行っております。

2月17日、J A熊本うきの女性正組合員大会に出席。

2月18日、土地改良区遠野事業部の総会。その後、美里町生涯学習講座の合同閉講式及び講演会に出席をいたしております。

2月19日、萱野公民館で町政座談会。

2月20日、熊本県土地改良事業団体連合会宇城支部協議会、夜は中央庁舎で町政座談会を行っております。

2月21日、畜産農協城南支所下益城検査場の落成式。その後、霊台橋の架け替えに関する要望活動を、宇城地域振興局にいつて行っております。

2月22日、議会運営委員会、そのあと、夜は中央庁舎で町政座談会を行っております。

2月23日、美里町監査委員辞令交付。夜はまた中央庁舎で町政座談会を行っております。

2月24日、美里町中央南園会の総会。

2月25日、宇城中学校新人駅伝競走大会。そのあと美里町小学生バレーボール大会。

2月26日、嘱託員・嘱託補会議。そのあと、美里町土地改良区の理事会。夜は

岩下公民館で町政座談会を行っております。

2月27日、美里町の光回線開局セレモニー、皆様には大変お世話になりました。そのあと、美里町英霊顕彰会の会議、そのあと、佐俣の湯の株主総会、夜は農村婦人の家で町政座談会を行っております。

2月28日、熊本県後期高齢者医療地域連合会定期監査を行っております。

3月1日、夜、筒川荘で町政座談会を行っております。

3月2日、地域おこし協力隊の2次選考を行っております。その後宇城広域連合消防本部に予算説明、夜は老人福祉センターで町政座談会を行っております。

3月4日、野生の会の発表会に出た後、嘱託会の研修で、鹿児島県の垂水市を訪れたところでございます。

以上で、私からの諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。それでは、例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲。

地方自治法第235条の2第1項により、平成29年11月、12月、平成30年の1月分の出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいたします。

検査の対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行いました。

検査の時期といたしまして、11月分につきましては12月の25日、12月分につきましては平成30年1月の24日、1月分につきましては平成30年の2月23日に実施をしております。

その検査の結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めております。

以上、例月現金出納検査を行いましたのでその報告をいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 宇城広域連合議会議員の報告を行います。

平成29年第2回宇城広域連合議会臨時会が開催をされております。その内容報告をいたします。まず日時でございますが、平成29年12月の25日月曜日でございます。午後4時からありました。場所は宇城広域連合2階交流プラザでござい

ます。山村議長の開会宣告に続き、守田広域連合長の挨拶があり、日程に入っております。

日程第1、会議録署名議員の指名が行われ、7番、福田議員、8番、園田議員の指名がなされております。

日程第2、会期の決定でございますが、1日間に決定をいたしております。

日程第3、諸報告。連合長より諸報告がなされております。諸報告の内容として、本町にある施設であります「寂静の里」の火葬使用料の改正に関する報告がなされております。

1、料金改正の経緯としまして、火葬場については7種別の形態がありますが、電気代や燃料費の高騰など、コスト増になりつつある。当広域連合には「寂静の里」火葬場のほかに、「龍燈苑」火葬場を有しており、その施設の関係市町住民の火葬使用料は管内、これは12歳以上であります、1万5,000円と規定されている。なお、連合の平成28年度の1件当たりの火葬費用は、「寂静の里」が7万6,847円、「龍燈苑」が3万8,972円であり、火葬コストが高額なために見直すものであるということでございます。

次に、今後のスケジュールとしまして、これはあくまで予定であります、1、平成30年3月中旬、連合議会へ詳細説明。2、平成30年3月下旬、連合議会へ「宇城広域連合火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について」議案提出がなされる予定であります。3、平成30年4月1日公布、これは住民周知期間を1年間とるというようなことで、4、平成31年4月1日施行と、このような協議がなされたという報告がっております。

次に、日程第4、選の第2号、宇城広域連合選挙管理委員会の委員及び補助員の選挙について。指名推選により山村議長から選挙管理委員4名、補助員4名の指名がなされております。

日程第5、議案第14号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、宇城広域連合一般廃棄物処理施設整備工事に係わる焼却炉及び事業方式検討委員会条例の制定について。8名で構成するとのことで全員承認可決をいたしております。

日程第6、議案第15号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院勧告による改正であり、原案どおり全員賛成可決をいたしております。

日程第7、議案第16号、平成29年度宇城広域連合一般会計補正予算（第3号）について。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,540万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,371万5,000円

とする補正予算でありまして、採決の結果、全員が賛成、原案とおり可決をいたしております。

以上が、平成２９年第２回宇城広域連合議会の臨時会の報告でございます。

終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第１号から議案第２７号）

○議長（中川政司君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第１号から議案第２７号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の表紙から３枚目、議事予定表をお開きいただきたいと思います。それでは、読み上げます。

議案第 １ 号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 ２ 号 美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 ３ 号 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 ４ 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ５ 号 美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ６ 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ７ 号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ８ 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ９ 号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお願いいたします。

議案第 10 号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

- 議案第 12 号 平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 13 号 平成 29 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 14 号 平成 29 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 15 号 平成 29 年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 16 号 平成 29 年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 17 号 平成 29 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 18 号 平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 19 号 平成 30 年度美里町一般会計予算
議案第 20 号 平成 30 年度美里町国民健康保険特別会計予算
議案第 21 号 平成 30 年度美里町土地取得特別会計予算
議案第 22 号 平成 30 年度美里町介護保険特別会計予算
議案第 23 号 平成 30 年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計予算
議案第 24 号 平成 30 年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計予算
議案第 25 号 平成 30 年度美里町生活排水特別会計予算
議案第 26 号 平成 30 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 27 号 美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）
の変更について

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 平成 30 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、平成 30 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、平成 30 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成 30 年第 1 回美里町議会定例会の開会に当たり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

平成 28 年の熊本地震と豪雨災害の発生からまもなく 2 年を迎えます。これらの災害によりもたらされた甚大な被害に対し、一刻も早く被災前の暮らしを取り戻す

ために、「美里町復旧・復興計画」を策定し、復旧・復興を最優先に取り組んできたところではありますが、まだまだ積み残しもあり、平成30年度におきましても、社会基盤整備と経済基盤の復旧、被災者への住宅再建支援、恒久住宅への移行支援、生活再建支援などを引き続き行う必要があります。

しかしながら、このような状況の中でも、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、産業の活性化や雇用の創出、少子高齢化、人口減少社会への対応、自然災害に対する危機管理など、取り組まなければならない課題が山積しております。

言うまでもなく、町政運営とまちづくりのベースは、平成28年度にスタートいたしました町の振興計画にあります。このような課題から目をそらすことなく、災害からの復旧・復興及び第2次振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行し、美里町復旧・復興計画でも示しておりますとおり、「オール美里で再チャレンジ&再スタート」の理念のもと、議会並びに町民の皆様とともに、将来にわたって幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に「協働のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

最初に、「町民や地域との協働とコミュニティの推進」におきましては、平成28年熊本地震により、改めて地域コミュニティの重要性が認識されました。自治公民館再建支援事業補助や地区公民館改修費補助により、地域コミュニティの核となる施設の充実、整備を支援してまいります。

なお、「行政運営の推進」におきましては、今後も住民目線に立った行政サービスの提供と、コストを意識した行政運営を確実に推進してまいります。また、職員個々のスキルや意識向上のために、従来の職員研修に加えて、若手職員を対象とした研修を実施したいと考えております。

第2に「健康福祉のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

まず、「子育て支援の充実」におきましては、保育園、認定こども園の第2子の利用料の半額、第3子以降の利用料の無料化、第3子以降出生祝い金の支給、特定不妊治療の助成、子ども医療費の助成等により手厚い支援を行ってまいります。

近年、増加傾向にある児童虐待につきましては、関係機関と連携を図り、児童虐待防止の支援体制の強化に努めてまいります。

次に「高齢者福祉の充実」のおきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供してまいります。

「障がい者福祉の充実」におきましては、必要な施策、サービス量等を確保し、

積極的に支援してまいります。また、地域で安心できる暮らしの実現のためにサービス拠点としての地域生活支援拠点と児童発達支援センターを中核とした「新地域療育支援体制」の整備に向けて検討を行ってまいります。

次に「地域福祉の推進」におきましては、社会福祉協議会と連携して、地域見守りネットワークの充実を図り、支援者の広がりを推進してまいります。また、震災等被災者の地域復帰への支援とともに、住民相互が地域で支え合う活動を推進し、地域支え合いの仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、「健康づくり・医療機関との連携強化」におきましては、がん検診や特定健診等の受診率向上に努め、多くの町民が自らの健康状態を把握し、食生活を基本とした健康づくりに取り組めるようきめ細やかな保健指導を実施してまいります。

「社会保障制度の適正な運営」における国民健康保険事業につきましては、国保制度改革により、平成30年度から財政運営が県に移行されることになります。事業運営はこれまでどおり町が直接実施していくことから、国保制度についての周知を図るとともに、的確な事業運営を実施してまいります。また、予防可能な生活習慣病対策を効果的に実施することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。

第3に「教育・文化のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

まず、「学校教育の充実」におきましては、「第2次教育振興基本計画」の更なる推進に取り組み、豊かな自然環境に生まれ育まれてきた美里町の風土、歴史、伝統を踏まえ、住民意識、ニーズを反映しつつ、子どもたちを強く、しなやかに、たくましく育てるとともに、地域全体で育てる教育を推進するため、よりよい教育の環境づくりを進めてまいります。

次に「社会教育の充実」におきましては、高度化、多様化する学習ニーズに対する機会の充実を図り、人材育成、学校と地域との連携に努めてまいります。また、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めてまいります。

熊本地震及び豪雨による被災施設につきましては、公共施設等マネジメント計画に基づき、早急に取り組んでいくとともに、町民の災害時の安全確保のため、施設の耐震診断や改修を図ってまいります。また、熊本地震により被災した自治公民館につきましても、補助金の交付を行ってまいります。

次に「スポーツ活動の充実」におきましては、各関係機関と連携協力し、指導者の育成並びに体育施設の環境整備などスポーツ振興体制の構築を図り、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる社会の実現を目指してまいります。

また、平成31年度に熊本県民体育祭が宇城地域で開催されますので、宇城市、宇土市と協力し、大会の準備を進めてまいります。

次に「人権の尊重」におきましては、あらゆる場におきまして人権教育活動を展開し、人権に対する意識の高揚を図っていくとともに、人権を大切にするまちづくりを推進してまいりますし、「文化財の保護と活用」におきましては、今後も貴重な資料や文化財の調査・保存に努め、併せて学習機会の提供に努めてまいりたいと思います。また、郷土芸能などの地域文化の継承活動についても支援を行ってまいります。

次に「文化・芸術活動の充実」におきましては、芸術・文化活動の成果発表機会の充実を図りながら、文化祭など自主的に行う文化活動に対して積極的な支援を行ってまいります。

第4に「産業・観光のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

まず、「農業の振興」におきましては、一昨年の熊本地震並びに豪雨災害による経営基盤である農地及び農業施設の復旧事業につきまして、未だに復旧できていない箇所も多く、被災から3年目となることから、国県及び関係機関の協力も得ながら、全力で押し進めてまいります。

農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、農地の集積や営農資機材の整備等を進め、経営基盤の確立・強化を図るとともに、各種研修や営農組織づくり等を推進・支援することで、法人や集落への組織等、多様な担い手が意欲的に農業へ取り組める体制の確立を目指してまいります。

美里かぼちゃをはじめとする地域特産物の生産につきましては、これまでの結果を踏まえ、更なる栽培技術の周知徹底、栽培品種の比較検討のほか、栽培農家の組織化等を進め、高品質で均一化された地域ブランドの確立に努めてまいります。

また、地域農業の持続的発展、振興及び集落機能の維持を図るために、自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取り組みを推進してまいります。

野生鳥獣による農作物被害につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ソフト事業の推進及び防護柵等の設置を行ってまいります。併せて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るなど、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

また、農業の基盤づくりにつきましては、県営事業として、砥用地区特定農業用管水路等特別対策事業による老朽化した用水管の更新と、美里地区中山間地域総合整備事業による圃場整備につきましては、災害復旧工事の増加に伴う入札の不調等により、事業進捗が遅れている状況ではありますが、今後も熊本県と連携し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

次に「林業の振興」におきましては、林業担い手の確保と技術向上を図るための各種活動に対する支援を行い、森林施業の団地化の奨励、町、森林組合、森林所有

者との推進体制を整備し、地域ぐるみで間伐等の森林整備を計画的に推進してまいります。

林道や作業道につきましては、「森林環境保全整備事業」、「間伐等森林整備促進対策事業」等によりその整備を図り、森林管理道洞岳線と早楠線の開設推進などにより、合理的な林業経営、林業生産性の向上に取り組んでまいります。

また、町民の財産である町有林につきましては、戦後植林された高齢級の山林が大半を占めることから、森林経営計画に基づき計画的な間伐、皆伐、植林を進め、素材生産を行ってまいります。

次に「商工業の振興」におきましては、昨年は5件の新規創業があり、こうした新しい力を確実に芽吹かせるためにも、引き続き商工会や各種関係団体と連携して創業希望者に対する支援などに努めてまいります。

また、被災事業者の復興支援及び消費喚起による経営の安定化を図るため、商工会が発行を計画している「地域通貨さくら」に関する補助金を交付し、事業意欲の向上を図ります。また、事業主に対しては、商工会を通じて近代化事業資金利子補給費補助金を交付し、事業意欲の高揚を図ってまいります。

次に「観光の振興」におきましては、熊本地震後に集客数が伸び悩んでいたフォレストアドベンチャーも昨年は客足が回復し、当初の目標を大きく上回る見込みであります。引き続きフォレストアドベンチャーを1つの核とし、周辺施設を含めて県内外からの誘客を図ります。

また、緑川流域4町の連携で行う広域連携プロジェクト事業や、宇城管内の連携で行う観光推進連絡協議会事業により、より集客力の高いコンテンツを創出し、リピーターの確保や滞在時間の延長につなげ、新たな体験型旅行商品開発を図ってまいります。

さらに、日本一の石段が完成30周年、佐俣の湯が開業20周年を迎える節目の年となりますので、これまで以上にプロモーション活動を強化し、本町観光の魅力を最大限に発信してまいります。

第5に「住みよく快適なまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「防災対策の充実」におきましては、引き続き、防災体制の強化と充実、町民や地域における防災力の向上、防災拠点の強化と非常時の避難所の充実を図り、防災力の強化の向上へつなげてまいります。また、自主防災組織の育成と地区との連携または関係機関との広域連携を図りながら、防災体制の強化を進めてまいります。消防団員の確保につきましては、消防団員協力事業所制度等の活用により、引き続き団員確保を進めてまいります。

次に「防犯対策の充実」につきましては、犯罪や交通事故等を未然に防止するた

めに、地域と協力して防犯灯の整備を進めてまいります。また、消費者トラブルに対応するために、今年度から消費生活相談員を配置し、今後も消費者行政の強化に取り組んでまいります。

「交通安全対策の充実」におきましては、幼稚園、小中学校及び各地区の高齢者を対象とした交通安全教室等の実施や、交通安全キャンペーンなどの啓発活動を引き続き展開するとともに、交通安全施設の整備を進め、地域の実情に即したきめ細やかな交通安全対策に取り組んでまいります。

また、「環境保全・整備・美化の推進」におきましては、環境美化に対する住民意識の醸成を図ってまいります。

次に「循環型社会の推進」につきましましては、分別収集を徹底することにより、ごみの削減「リデュース」、再利用「リユース」、再生利用「リサイクル」の3R理念の浸透を図るとともに、ごみの減量意識の醸成に努めてまいります。また、電動式生ごみ処理機設置補助により、生ごみの減量化も推進してまいります。地域のごみ収集所に対しましては、ごみステーション整備費補助金を交付することにより、清掃業務の円滑化と環境美化を図ってまいります。

不法投棄や不法焼却につきましましては、広報やチラシ、立て看板等を活用し、環境保全意識の醸成に努めてまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置に対する支援につきましても、引き続き取り組んでまいります。

次に「移住・定住の促進と良好な住宅形成」におきましては、移住定住の促進を目的として、これまで取り組んできた空き家バンクによる空き家の利活用、移住先として選ばれるような情報発信、都市部での移住相談、空き家の改修費・家賃・購入費・家財撤去費の補助による移住者等への支援を実施するほか、交流人口の増加を図るために、体験型民泊等の新たな農村都市交流事業に取り組んでまいります。

また、定住促進住宅団地である「くすのき平団地」の空き区画につきまして、引き続き譲渡募集を行い、定住の促進を図ってまいります。

次に、時代に対応した公営住宅のストック改善についてであります。平成30年度は災害公営住宅を10戸追加し、既存の公営住宅につきましても計画的な改修工事を継続してまいります。

また、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修事業を推進し、地震による人的被害及び経済的被害の防止・軽減に取り組んでまいります。

特定空き家対策につきましましては、危険で景観を損ねるものに対しましては、老朽危険空き家等除去推進事業により除去を促進し、住民生活の安全安心及び生活環境の保全、改善に取り組んでまいります。

また、県産材を活用した住宅建設の推進であります。熊本県内において生産、製材、加工された木材を使用した住宅の新築に対する補助制度を設けており、町内の製材業及び建築業の活性化と、木のぬくもりのある生活空間の推進に努めてまいります。

次に「道路の整備促進」における生活道路の整備につきましては、町民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、社会資本整備総合交付金事業、狭あい道路整備促進事業及び道整備交付金事業等により、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、継続的に路面の傷みや危険箇所等を調査・点検し、安全確保を第一に改修・補修を図ってまいります。また、橋梁やトンネル・舗装等につきましても老朽化対策として、点検の実施及び結果に基づく補修、補強対策を行ってまいります。

国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国、県に要望してまいります。

次に「生活交通手段の充実」におきましては、町民の利便性を確保するために、路線バス事業者への運行費の補助を継続して行なってまいります。なお、現在平成28年度に策定いたしました「美里町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域公共交通の再編に取り組んでおりますが、平成30年度には将来にわたって、住民の生活と域内外の移動を支え、地域の活性化に寄与する新たな公共交通体系での運行を開始いたします。

「上水道の整備」におきましては、簡易水道事業統合計画書に基づき、町営による砥用西部地区簡易水道事業と砥用東部地区簡易水道事業の事業統合を行うと同時に、区域の拡張に向け、事業統合認可申請に取り組んでまいります。

また、既存の施設につきましては、老朽化した施設から計画的に改修を行い、各施設の充実に努めてまいります。また、常に安全でおいしい水を安定して供給できるよう、適切な維持管理に努めてまいりますし、組合及び地区が行う水道事業につきましても、被災施設の復旧や老朽施設の改修等への補助金を交付してまいります。

また、水質に問題のある飲料水を浄化するため、「家庭用浄水器設置費補助」を行い、安心・安全な飲用水の確保を推進し、生活に欠くことのできないライフラインの保全に努めてまいります。

なお、「生活排水処理対策」におきましては、今後も浄化槽、市町村整備推進事業を活用し、計画的に浄化槽の設置を促進してまいります。老朽化した単独浄化槽撤去費用につきましても、町単独で補助を行い、合併処理浄化槽への転換を推進してまいります。また、地域の水環境の保全を図るため、町内17カ所の河川につい

て水質検査を実施し、安心して住める環境整備・点検に努めてまいります。

最後に、「情報発信と情報共有化の推進」でございます。平成28年度から平成29年度の2カ年に渡り、光情報通信基盤整備事業に取り組み、町内全域におきまして、光ファイバーケーブルによる高速で安定した情報通信基盤を整備することができました。今後、町民の利便性向上や情報化の推進、企業誘致や移住・定住促進等への波及効果が期待されますが、この利活用につきましては、本町に適した町民が公平で利用しやすいサービスを検討してまいります。

また、ICTの利活用といたしましては、地上デジタル放送のデータ放送を利用した住民情報提供サービスを導入してまいります。町独自の情報を各家庭のテレビを通して閲覧でき、防災行政無線の放送ともリンクした、より正確で迅速な情報を伝達できるサービス提供に取り組んでまいります。

以上、施政方針説明とさせていただきます。

続きまして、引き続き提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例11件、補正予算7件、当初予算8件、その他1件の計27件でございます。

最初に、条例11件でございますが、議案第1号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定から、議案第4号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでにつきましては、関係法律の改正に伴い、条例の制定及び関係規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、洞岳社会教育センターを廃止することにつきまして、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第8号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定までにつきましては、関係法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第7期美里町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うものでございます。

次に、議案第10号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、及び、議案第11号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係省令の改正に伴

い、関係規定の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第12号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,731万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を102億9,994万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、国庫支出金の国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金を6,559万円減額し、国庫補助金では、災害等廃棄物処理事業費補助金を3,929万4,000円減額し、都市防災総合推進事業補助金を1,850万円計上いたしております。また、県支出金の県負担金では、災害救助費負担金を4,206万円減額し、県補助金では、平成28年熊本地震復興基金交付金を1億355万2,000円減額いたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金を1億3,396万3,000円減額し、平成28年熊本地震復興基金繰入金を3,993万6,000円計上いたしております。また、町債を4,690万円減額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、民生費の災害救助費では、被災住宅応急工事費を4,206万円、衛生費の塵芥処理費では、震災解体家屋処分委託料を6,360万2,000円それぞれ減額いたしております。農林水産業費の農業振興費では、被災者向け経営体育成支援事業補助金を3,510万7,000円減額し、農地費では、農業農村整備事業負担金を4,660万円増額いたしております。また、消防費の災害対策費では、備蓄倉庫整備関連事業費を5,100万円計上いたしております。災害復旧費では、農林水産業施設災害及び公共土木施設災害費を合わせて3億776万6,000円減額いたしております。

次に、議案第13号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ほか5件の特別会計補正予算につきましては、国・県負担金及び補助金等の交付決定及び収入実績並びに支出実績等に基づき補正を行っております。

続きまして、議案第19号、平成30年度美里町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれの予算総額を71億730万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、地方交付税では普通交付税を26億6,412万3,000円、特別交付税を1億3,000万円計上いたしております。国庫支出金の国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金を6,090万5,000円計上し、国庫補助金では、都市防災総合推進事業補助金を1,000万円計上いたしております。県支出金の県負担金では、災害救助費負担金を1,020万4,000円計上し、県補助金では、平成28年熊本地震復興基金交付金を7,163万6,000円、農用地等災害復旧事業費補助金を平成28年豪雨災、平成29年災合わせ

て8,110万6,000円計上いたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金を3億9,000万円、平成28年熊本地震復興基金交繰入金を260万9,000円計上いたしております。町債では、臨時財政対策債1億7,060万4,000円など、総額9億3,140万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費の財政管理費では、地域振興基金積立金を1億7,358万6,000円、企画費では、地域公共交通網再編関連事業費を7,331万6,000円計上いたしております。民生費の災害救助費では、転居費用助成金及び民間賃貸住宅入居支援助成金を合わせて1,120万円計上いたしております。農林水産業費の農地費では、柏川農道橋架設工事費を1,500万円計上いたしております。土木費では、道路維持費及び道路新設改良費の工事費を合わせて3億5,880万円、住宅管理費の応急仮設住宅利活用事業工事費を3,295万円それぞれ計上いたしております。消防費の災害対策費では、耐震性貯水槽整備工事費を2,100万円計上いたしております。教育費の学校管理費では、小学校空調機設置工事設計業務委託料を670万円、社会教育総務費では、洞岳社会教育センター解体工事費を2,450万円それぞれ計上いたしております。災害復旧費では、農林水産業施設災害及び公共土木施設災害を合わせて3億746万7,000円計上いたしております。また、公債費では、町債の元利償還金を9億3,323万6,000円計上いたしております。

次に、議案第20号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算ほか6件の特別会計予算につきましては、事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

議案第27号、美里町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なご審議をいただき、速やかなご議決をお願いいたします。提案理由の説明並びに施政方針演説とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、平成30年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。再開を午前11時20分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第 6 議案第 1 号 美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 6、議案第 1 号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第 1 号につきましてご説明申し上げます。

美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されることに伴い、その基準条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

1 ページをお開きください。美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例でございます。本条例は、指定居宅介護支援等の基準等を定めるものであり、目次にありますとおり、全 4 章で構成されております。第 1 章では、総則としまして、趣旨や基本方針等を定めております。第 2 章では、人員に関する基準といたしております。従業員の員数等でございます。第 3 章では、運営に関する基準としまして、内容及び手続きの説明及び同意等、第 4 章では、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定めております。

13 ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日、1 項、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条（第 20 号に係る部分に限る。）（第 32 条において準用する場合を含む。）の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。経過措置、2 項、平成 33 年 3 月 31 日までの間、第 5 条第 2 項（第 32 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項に規定する管理者とすることができるとしてあります。本条例は国の基準に従い、または参酌し、国が定める基準と同一の基準としてありますが、以下 2 点につきましては、美里町独自の基準としてあります。

申し訳ございません、1 ページのほうにお戻りください。まず、1 ページの中ほどにあります第2条第2項、前項に規定する法人の役員は、美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならないを加えております。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページの本文中の中ほどの第31条第2項にありますとおり、保存期間を5年間としております。このことにつきましては、国の基準では、その完結の日から2年間となっておりますが、介護報酬の返還請求権等の時効が5年間であるため、その完結の日から5年間といたしました。

以上、議案第1号についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第1号について質問をいたします。

ちょっと教えていただきたいというか、わかりにくいところがありますので、お尋ねをいたします。2ページの第4条の第2項で、利用者の数が35またその端数を増すごとに1というふうになっておりますが、その端数を増すごとに1というその解釈の仕方をちょっと教えていただければと思います。例えば、35で1、そして1つ増えればということは36になれば2になる、37になれば3になるとか、解釈の仕方がいろいろあると思いますが、そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ただいまの質問ですけれども、ご説明いたします。

私もこの点は、勉強不足の点がありますけれども、今議員がおっしゃったようなふうに私も解釈しております。また間違いがありましたら、また訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） それでは、また私の解釈が間違っていたら教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第1号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第1号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第2号 美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第2号、美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。

美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）が施行されたことを踏まえ、関係条例を整備する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

第1条につきましては、美里町個人情報保護条例の一部改正でございます。

次のページをお開き願います。

第2条につきましては、美里町情報公開条例の一部改正。第3条につきましては、美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正となっ

ております。

内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

別冊の美里町個人情報保護条例の新旧対照表をお開き願います。改正条例の第1条関係となっております、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第1条につきましては、字句の改正となっております。「及び訂正」を「訂正、利用の停止、消去及び提供の停止」に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、第1号の字句の改正並びに片仮名のアそれから次のページになりますが、片仮名のイといたしまして、個人情報の定義を追加いたしまして、第2号といたしまして要配慮個人情報の定義を追加いたします。さらに、第6号を第7号に、第10号を第11号とし、それぞれの括弧書きを削除するものでございます。

3ページをお開き願います。第6条でございます。第6条につきましては、第7号としまして個人情報ファイルの届出事項を追加するものでございます。

次に、第7条でございます。第7条につきましては、個人情報の登録対象事務における個人の識別項目を改正しまして、第8号としまして登録簿に要配慮個人情報を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。第7条の3でございます。第7条の3、第2項、第9号につきましては、引用する第2条の号がずれたことによる改正でございます。

次に第8条でございます。第8条第3項本文。第3項第2号及び第4項につきましては、要配慮個人情報につきまして改正を行っております。

次に、5ページをお開き願います。第28条の2でございます。第28条の2につきましては、個人情報提供等記録の提供先に番号法第19条第8号に規定するものを追加するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。第49条でございます。第49条につきましては、個人情報保護条例の適用除外における統計法にかかる情報についての改正となっております。

次に、7ページをお開き願います。改正条例の第2条関係でございます。美里町情報公開条例の新旧対照表となっております。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第7条関係になります。第7条第2号につきましては、個人に関する不開示情報のその他の記述等に括弧書きを追加し、その他の記述等を明確化するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。9ページにつきましては、改正条例の第3条関係でございます。美里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第1条の改正、それから第5条の改正につきましては、引用します法律の第19条の号がずれたことに伴います改正となっております。

次に、議案書にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第2号、美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第2号、美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第3号 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第3号、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第3号につきましてご説明申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）が施行されることに伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。第1条につきましては、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正。第2条につきましては、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正となっております。第1条第2条とも、農業災害補償法の題名が、農業保険法に改正されたことに伴い、同法を引用する条例の関係規定中、「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するといったしております。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第3号、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第3号、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第4号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第4号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。美里町国民健康保険税条例（平成16年美里町条例第51号）の一部を次のように改正する。改正部分につきましては、説明資料として提出しております新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の美里町国民健康保険税条例新旧対照表の1ページをご覧ください。美里町国民健康保険税条例新旧対照表でございます。左のほうが改正前、右が改正後となっております。この改正につきましては、国民健康保険制度の改正によりまして、町は県が決定した納付金を納付するために、保険税を賦課徴収することになりました。そのために課税額についての規定及び国民健康保険税率の改正となったものでございます。

第2条、課税額。第2条第1項につきましては全部改め、新たに国民健康保険税課税額の算定について、同条第1項1号に、基礎課税額について次のページの中ほどになりますが、第1項第2号に後期高齢者支援金等課税額について。その下第3号に介護納付金課税額について規定し、その合算額としたものでございます。

第2条第2項につきましては、第2条の第1項の改正による字句の改正及び、次のページになりますが、基礎課税額の算定を資産割額を廃止し、所得割額、均等割額、世帯別平等割額の合算額としたものです。

第2条第3項につきましても同じく、第2条の第1項の改正により字句の改正及び後期高齢者支援金等課税額の算定についても、資産割額を廃止し、所得割額、均等割額、世帯別平等割額の合算とする改正をしたものです。

その下第2条第4項につきましても、第2条の第1項の改正により字句の改正、及び介護納付金課税額の算定については、資産割額及び世帯別平等割額を廃止し、所得割額、均等割額の合算額とする改正をしたものです。

次に第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございますが、次の4ページになります。基礎課税額の所得割の率をこれまで「100分の7.80」としていたものを「100分の9.38」としたものでございます。

次に第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額は、資産割を廃止したため削除しております。

その下、第5条の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の改正につきましては、基礎課税分の被保険者1人当たりの均等割額を現行の「2万2,500円」から「3万1,000円」に改正するものでございます。

次に、第5条の2。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の改正でございますが、第1号の条文中国民健康保険法の後の「（昭和33年法律第192号）」を削り、後で第7条を削りますので、条文中第7条の3を第7条の2と改めたものでございます。また、この改正につきましては、基礎課税分の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に係る世帯別平等割額につきましては、次のページになりますが、現行の「2万2,500円」から「2万1,000円」に改正するものでございます。第2号の特定世帯にかかる世帯別平等割額につきましては、第1号の世帯別平等割額に2分の1を乗じた額となるため、「1万1,250円」から「1万500円」に改正し、第3号の特定継続世帯に係る世帯別平等割額につきましても、第1号の世帯別平等割額に4分の3を乗じた額となるため、「1万6,875円」から「1万5,750円」に改正するものでございます。

次に第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、後期高齢者支援金課税額の所得割の率を「100分の1.90」から「100分の2.13」に改正するものでございます。

次の第7条の後期高齢者支援金等課税額の資産割額につきましては、資産割額を廃止したため、削ったものでございます。

次の第7条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、第7条とし、被保険者1人当たりの均等割額を改正前の「6,000円」から「7,300円」と改正するものでございます。

次の第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、税額は変わりませんが「第7条の3」を「第7条の2」と改めたものでございます。

第8条、介護納付金課税被保険者にかかる所得割額でございますが、次の6ページになります。所得割の率でございますが、改正前の「100分の1.04」を「100分の1.43」に改正するものでございます。

第9条、介護納付金課税被保険者にかかる資産割額につきましては、資産割額を

廃止したものでございます。そのため、介護保険被保険者に係る被保険者均等割額「第9条の2」を「第9条」とし、1人当たりの均等割額を「7,000円」から「9,500円」としたものでございます。

第9条の3の介護保険被保険者に係る被保険者平等割額につきましては、平等割を廃止したものでございます。

次に第23条、国民健康保険税の減額につきましては、低所得世帯の保険税の軽減措置として、世帯人の合計所得額等により基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納付金額の平等割額と均等割額をそれぞれ7割、5割、2割に軽減する規定でございます。

次の7ページの第1号が、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る7割軽減に関する規定、8ページの第2号が5割軽減に関する規定、9ページの第3号が2割軽減に関する規定でございますが、第5条の被保険者均等割額の改正、第5条の2の世帯別平等割額の改正、第7条の2後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正、第9条の2項の介護保険被保険者に係る均等割額及び第9条の3の平等割額の廃止に伴いまして、国民健康保険税の7割、5割、2割に相当する軽減額をそれぞれ改正するものでございます。

議案書をお開き願います。

附則でございますが、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。適用区分第2項、改正後の美里町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお、従前の例による。

今回の改正につきましては、国保の制度改革によりまして、県が示しました納付金を賄うだけの標準保険税率を基に、県の算定式を取り入れたため、資産割を廃止しました被保険者数の減少が進んでおりますので、再推計しまして今回の税率案としたものでございます。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 9、議案第 4 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 9、議案第 4 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後 1 時といたします。

—————○—————

休憩 午前 1 時 5 分

再開 午後 1 時 0 分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の議案第 1 号、美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審議におきまして、10 番、福田秀憲君の質疑に対する答弁について、中村福祉課長より確認後の結果を報告したいとの申し出がっておりますので、発言を許可します。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第 1 号の条例中、2 ページ第 4 条第 2 項につきまして確認をしましたところ、利用者の数 35 人に対して 1 人を基準とし、36 人以上、36 人から 70 人までを 2 人とすることが人員に関する基準となります。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川政司君） 以上で、福祉課長の報告を終わります。

—————○—————

日程第 10 議案第 5 号 美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 10、議案第 5 号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） それでは、議案第 5 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 5 号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。平成２８年４月に発生した熊本地震により被災した美里町立洞岳社会教育センターの解体に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例。美里町立社会教育センター条例（平成１８年美里町条例第５１号）の一部を次のように改正する。以下、改正内容につきましては、別途説明資料としてお配りをしております議案第５号資料新旧対照表により説明をさせていただきます。

美里町立社会教育センター条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。

第２条、教育センターの名称及び位置についての規定でございます。施設の解体に伴いまして第２条の表中の洞岳社会教育センターの項、名称及び位置を削ったものでございます。

次に、議案書をお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第５号について説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１０、議案第５号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１０、議案第５号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第６号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（中川政司君） 日程第11、議案第6号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第6号につきましてご説明申し上げます。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正規定が施行されることに伴い、関係規定を整理する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。議案第6号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前でございます。右の欄が改正後でございます。

改正前の第15条第1項第2号中の「同条第9項」を改正後「同条第11項」に改めております。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

本条例につきましては、第7次地方分権一括法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育との総合的な提供に関する法律第3条に項ずれが生じたために改正するものでございます。

以上、議案第6号についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 1 1、議案第 6 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 1 1、議案第 6 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 7 号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 1 2、議案第 7 号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第 7 号についてご説明申し上げます。

議案第 7 号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条の 2 の規定が新設されたことにより、美里町後期高齢者医療に関する条例に一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。美里町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年美里町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。以下、改正部分につきましては、説明資料として提出しております新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後になっております。

改正は、保険料の徴収第 3 条になります。第 3 条の 2 号から 4 号につきまして

は、後期高齢者医療保険制度の住所地特例について規定したものでございます。今回の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５５条の２の規定が新設されたことにより、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定により住所地特例に適用を受けていたものが、障がい認定あるいは７５歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入した場合には、そのまま住所地特例の適用を引き継ぐための措置として第３条に５号を新設したものでございます。なお、第３条の２号から４号までの改正につきましては、それぞれ新設された５５条の２項の規定の準用のための改正となっております。

議案書をご覧ください。

附則でございますが、この条例は、平成３０年４月１日から施行するとなっております。

以上で、議案第７号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１２、議案第７号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１２、議案第７号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第８号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第１３、議案第８号、美里町国民健康保険条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第 8 号についてご説明申し上げます。

議案第 8 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険
法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、被保険者資
格の適用除外規定を新設する必要があるので提案するものでございます。

次のページをご覧ください。美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例。美
里町国民健康保険条例（平成 16 年美里町条例第 107 号）の一部を次のように改
正する。以下、改正部分につきましては、説明資料として提出させていただいてお
ります新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、国保の制度改正によりまして、県が町と国保の共同保険者として
運営をすることになりましたので、県下で国保運営方針が統一され、被保険者の除
外規定の新設が必要となったための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後になっております。

改正前の目次の第 2 章の次に「第 3 章 被保険者（第 4 条）」を設け、改正前の
第 3 章から第 6 章を 1 章ずつ繰り下げて、第 4 章から第 7 章としたものでございま
す。改正後の第 3 章被保険者は、第 4 条は見出しを「被保険者をしない者」とし、
第 4 条を新設し、それにより現行の第 4 条から第 13 条まで 1 条ずつ繰り下げを行
ったものでございます。

議案書にお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしておりま
す。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、議案第8号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第13、議案第8号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第9号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第14、議案第9号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第9号につきましてご説明申し上げます。

美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

美里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。介護保険の保険料率を改定するには、介護保険法（平成9年法律第123号）第129号第2項の規定により条例を定める必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。美里町介護保険条例の一部を改正する条例。美里町介護保険条例（平成16年美里町条例第108号）の一部を次のように改正する。

議案第9号資料をご覧ください。新旧対照表でございます。左の欄が改正前でございます。右の欄が改正後でございます。

改正前の第2条第1項中、「平成27年度から平成29年度」を改正後「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「3万2,400円」を「4万200円」に改め、同項第2号及び第3号中「5万1,300円」を「6万300円」に改め、同項第4号中「6万1,560円」を「7万2,360円」に改め、同項第5号中「6万8,400円」を「8万400円」に改め、同項第6号中「8万2,080円」を「9万6,480円」に改め、同項第7号中「8万8,920円」を「10万4,520円」に改め、同項第8号中「10万2,600円」を「12万600円」に改め、同項第9号中「11万6,280円」を「13万6,680円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平

成３２年度」に、「３万７８０円」を「３万６,１８０円」に改める。第４条第３項中「イ」を削る。

次のページをお願いいたします。第１５条中第１号を削ります。

附則、施行期日、１項、この条例は、平成３０年４月１日から施行する。経過措置、２項、この条例による改正後の美里町介護保険条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度までの保険料については、なお従前の例によります。

続きまして、別紙議案第９号資料、第１号被保険者介護保険料基準額と書いてある資料をお願いいたします。

美里町介護保険事業計画第７期（平成３０年度～平成３２年度）保険料関係より抜粋しております。第１号被保険者介護保険料基準額の積算方法を記載しております。表中の上から５段目に第１号被保険者負担相当額を記しております。続きまして交付金基金等の相当額、見込額等を積算して上から１３段目に保険料収納必要額を積算しております。４段下がっていただき、年額保険料が８万４０２円となります。月額保険料として６,７００円と試算しております。

次のページをお願いいたします。所得段階別の保険料を９段階設定しております。第５段階の保険料を先ほどの１ページでご説明しましたとおり、月額保険料の基準額として６,７００円、基準額としまして年額８万４００円としております。各所得段階に応じて、保険料基準額に対する割合を乗じて各段階の保険料としております。

３ページにつきましては、参考資料として添付しております。

以上、議案第９号についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１４、議案第９号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第14、議案第9号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第10号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第15、議案第10号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第10号につきましてご説明申し上げます。

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号）の一部改正に伴い、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第10号資料新旧対照表がございますのでご覧いただきたいと思います。左の欄が改正前でございます。右の欄が改正後でございます。

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正します。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。目次中、第4節「運営に関する基準」、第5節「指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を、第4節「運営に関する基準」、第5節「共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）」、第6節「指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改めます。

続きまして4ページをお願いいたします。第1条中、「介護保険法第78条の4

第1項」を「共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項」に。第2項を「第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項に基づき」を「より」に。「指定地域密着型サービス」を「共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービス」に改めます。

5ページをお願いいたします。第2条中「第6号」を改正後は「第7号」とし、第5号の次に1号を加えます。「第6号、共生型地域密着型サービス法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。」とします。第3条第3項中「法第70条第2項第6号」を「法第78条の2第1項」に改めます。

6ページをお願いいたします。第6条第1項第2号中「訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を「訪問介護員等」に改めます。同条第2項ただし書き中「3年以上」を改定後は「1年以上」に改めます。

7ページをお願いいたします。同条第5号中「次の各号」を「次」に。「かかわらず、午後6時から午前8時までの間において」を「かかわらず」に改めます。同項に次の1号を加えます。「12号、介護医療院」とします。第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改めます。同条第8項中「かかわらず、午後6時から午前8時までの間は」を「かかわらず」に改め、8ページをお願いいたします。同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改めます。

8ページから9ページにかけまして、第14条中「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年熊本県条例第56号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」を「美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年美里町条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号」に改めます。続きまして第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削ります。

10ページをお願いいたします。第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「当該建物」の前に「正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改めます。

11ページをお願いします。第47条第2項ただし書き中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者であって

は、３年以上）」に改めます。

１５ページをお願いいたします。第５９条の２５中「９人」を「１８人」に改めます。

１６ページをお願いいたします。第５９条の２７第１項中「運営規程」を「重要事項に関する規定」に、「得なければならない」を「得なければならない」に改めます。第５９条の３８中「第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「第３４条第１項中「運営規程」とあるのは「第５９条の３４に規定する重要事項に関する規定」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改めます。

１１ページのほうにお戻りください。第３章の２中「第５節」を「第６節」とし、第４節の次に次の１節を加えます。第５節共生型地域密着型サービスに関する基準（共生型地域密着型通所介護基準）として、下の第５９条２０の２から、１５ページをお開きください。１５ページまでのアンダーラインの部分を加えております。

続きまして、１７ページをお願いいたします。第６１条第１項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。

１８ページをお願いいたします。第６５条第１項中「指定地域型密着型介護老人福祉施設」の次に「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。」を加えております。同じく「３人以下とする」を「３人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする」に改めております。

続きまして１９ページをお願いいたします。同条第２項中「第８２条第７項」の次に「及び第１９１条第８項」を加えております。

２１ページをお願いいたします。第８２条第１項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改めております。「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第１９１条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加えております。

２２ページをお願いいたします。同条第６項の表中に「又は指定介護療養型医療施設」を「指定介護療養型医療施設に限る。又は介護医療院」に改め、同条第７項中「以下」を「以下この章において」に改めております。

２３ページ中の第８３条第３項及び２４ページの第８４条、同じく第１０３条の

第3項、25ページ中第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。

26ページをお願いいたします。第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項加えております。「7、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」以下1号から3号を加えております。

続きまして27ページをお願いいたします。第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改めております。同項ただし書き中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加えております。

28ページをお願いいたします。「(3) 介護医療院、介護支援専門員」を加えております。第138条中「第6項」を「第7項」とし、第5項の次に次の1項を加えております。「6、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」以下1号から3号を加えております。

29ページをお願いいたします。第151条第3項ただし書き中「この条」を「この項」に。「及びユニット型指定介護老人福祉施設（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という）第44条）を「にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条」に、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。を併設する場合または指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改めております。

30ページをお願いいたします。同条第4項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改めております。同項に次の1

号を加えております。

31 ページをお願いいたします。「(4) 介護医療院、介護支援専門員」を加えております。第153条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改めております。第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加えております。「6、指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」第1号から第3号までを加えております。

32 ページをお願いいたします。第165条の次に次の1項を加えております。

「(緊急時等の対応) 第165条の2、指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。」。第168条中「第7号」を「第8号」とし、「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に次の1号を加えております。「(6) 緊急時等における対応方法」を加えております。

33 ページをお願いいたします。第182条中「第8項」を「第9項」とし、第7項の次に次の1項を加えております。「8、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」以下1号から3号までを加えております。

34 ページをお願いいたします。第186条中「第8号」を「第9号」とし、「第7号」を「第8号」とし、第6号の次に次の1号を加えております。「(7) 緊急時等における対応方法」を加えております。

35 ページをお願いいたします。第191条第1項中「本体事業所である」の前に「(第82条第7項に規定する)」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては」から「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改める、35ページの最後までしております

36 ページをお願いいたします。同条第6項中「本体事業所である指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所」を「第８２条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めております。サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加えております。

３７ページをお願いいたします。同条第７項に次の１項を加えております。
「（５）介護医療院」を加える。

３９ページをお願いいたします。第１９１条中「第１０項」を「第１４項」とし、同項の前に次の１項を加えています。１３項を加えております。

３８ページをお願いいたします。第１９１条中「第９項」を「第１２項」とし、「第８項」を「第１１項」とし、第７項の次に次の３項を加えております。３８ページの第８項から第１０項までを加えております。

３９ページをお願いいたします。第１９２条第２項、「前項」を「第１項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加えております。「２、前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者を持って充てることができる。」を加えております。

４０ページをお願いいたします。第１９３条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めております。

４１ページをお願いいたします。第１９４条第２項第１号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、同号表以外の部分中、利用定員の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては１２人」を加え、同項第２号中、「９人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては６人）」を加えております。

４２ページをお願いいたします。第１９５条第２項第２号に次のように加える。
「オ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。」を加えております。１９９条第１項中、「介護支援専門員」の次に「（第１９１条第１３項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」

を加えております。

44 ページをお願いいたします。第202条後段中、「第89条及び第97条」を「第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第97条」に改めております。

附則、第6条第1項中、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改めております。附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改めております。附則、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上、議案第10号につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、議案第10号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第15、議案第10号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第11号 美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第16、議案第11号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第11号につきましてご説明申し上げます。

美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年美里町条例第3号）の一部を次のように改正する。

議案第11号の資料新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前でございます。右の欄が改正後でございます。

第5条第1項中「、社会福祉施設」を「、介護医療院、社会福祉施設」に改めます。続きまして、第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）を除く。」を加えます。「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改めます。

3ページをお願いいたします。第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「であるものに限る。）」の次に

「又は介護医療院」を加えております。第４５条第３項中及び第４６条中「、指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改めております。

４ページをお願いいたします。第６０条第３項中「、介護老人保健施設」を「、介護医療院、介護老人保健施設」に改めております。

４ページから５ページにかけまして、第７２条第２項及び第７３条中「、指定認知症対応型共同生活介護事業所等」を「、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等」に改めております。第７８条に次に１項を加えております。「３、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」ということで、１号から３号まで加えております。第８３条第３項中「、介護老人保健施設」を「、介護医療院、介護老人保健施設」に改めております。

附則、この条例は、平成３０年４月１日から施行いたします。

以上で、議案第１１号につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１６、議案第１１号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１６、議案第１１号、美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後２時１５分といたします。

-----○-----

休憩 午後１時５９分

再開 午後２時１５分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第１７ 議案第１２号 平成２９年度美里町一般会計補正予算（第８号）

○議長（中川政司君） 日程第１７、議案第１２号、平成２９年度美里町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第１２号につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。

議案第１２号、平成２９年度美里町一般会計補正予算（第８号）

平成２９年度美里町の一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億８,７３１万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０２億９,９９４万５,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第３条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第３表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第４条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第４表 地方債補正」による。

平成３０年３月６日提出 美里町長 上田泰弘

６ページをお開き願います。第２表、繰越明許費でございます。一番上、款３民生費の項１児童福祉費の放課後児童クラブ施設整備事業１,７４２万円から、９ページの款１０災害復旧費の項２公共土木施設災害復旧費の一番下になります公共土木施設災害復旧事業（平成２９年災害分）８,０００万円まで、２４事業、総額２億８,０３０万５,０００円を翌年度へ繰り越すことといたしております。

次のページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。最初に、債務負担行為の追加でございます。広報みさと印刷製本費の限度額211万3,000円から、17ページの一番最後です。災害復旧工事発注者支援業務委託料の限度額1,800万円まで、74事項、総額1億9,559万5,000円を追加いたしております。

次のページをご覧ください。債務負担行為の廃止でございます。地域福祉支援システム業務委託料につきましては、被災者支援業務を優先し委託期間を見直したため、廃止をいたしております。

19ページをお開き願います。第4表、地方債補正でございます。最初に地方債の追加でございます。旧合併特例事業（社会教育施設整備事業）の限度額70万円から、公共事業等債（備蓄倉庫整備事業）の限度額1,850万円まで、4件、総額2,120万円を追加いたしております。

次のページをご覧ください。地方債の変更でございます。過疎対策事業（防犯灯設置事業）から、次のページの一番最後です、現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業（林業施設復旧事業）まで、24件の地方債の限度額を変更いたしております。

次のページをご覧ください。地方債の廃止でございます。公共事業等債（公共土木施設整備事業）につきましては、事業が減額となったため廃止をしたものでございます。

次に、25ページをお開き願います。25ページから35ページまでにつきましては、2の歳入となっております。

27ページをお開き願います。上の枠の款13国庫支出金の目3災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、歳出予算の減額に伴いまして6,559万円を減額いたしております。

次に下の枠でございます。款2国庫補助金の目3衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金につきましては、事業の完了に伴い3,929万4,000円を減額いたしております。

次に、目4土木費国庫補助金の道路整備交付金につきましては、事業の確定によりまして2,050万円を減額いたしております。

次に、28ページでございます。上の枠になります。項2国庫補助金の目5消防費国庫補助金の都市防災総合推進事業補助金につきましては、備蓄倉庫整備工事の補助対象経費の2分の1の額としまして1,850万円を計上いたしております。

次に、一番下の枠でございます。款14県支出金の目1民生費県負担金の節7災害救助費負担金の災害救助費負担金（震災分）につきましては、歳出予算の減額に

伴いまして4,206万円を減額いたしております。

次のページをお開き願います。款14県支出金の目1総務費県補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、歳出予算の減額に伴いまして1億355万2,000円を減額いたしております。

次に、目4農林水産業費県補助金の節1農業費補助金の被災者向け経営体育成支援事業補助金（震災分）につきましては、事業の実績に伴いまして2,996万8,000円を減額いたしております。

30ページをご覧ください。上の枠になります。節1農業費補助金の農用地等災害復旧事業費補助金（H28豪雨災）2,323万2,000円の減額、及びその下の農用地等災害復旧事業補助金（H29災害分）4,363万5,000円の減額につきましては、歳出予算の減額に伴うものでございます

次に31ページをお開き願います。下から2番目の枠になります。款16寄附金の目1一般寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、収入実績によりまして300万円を減額いたしております。次に、目3教育費寄附金につきましては、3団体からの寄附金188万5,000円を計上いたしております。一番下の枠になります。款17繰入金の目1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、1億3,396万3,000円を減額し、その下の平成28年熊本地震復興基金繰入金につきましては、創意工夫分の事業にかかる繰入金としまして3,993万6,000円を増額いたしております。

次に33ページをお開き願います。上の枠でございます。款19諸収入の目3雑入の公有建物災害見舞金（総合体育館）につきましては、総合体育館のアリーナ及び照明機器等の損害に対します見舞金としまして1,028万7,000円を計上いたしております。次に下の枠の款20町債の目1総務債から、次の34ページの目10消防債まで区分ごとの増減はございますが、総額4,690万円の町債を減額いたしております。

36ページをお開き願います。36ページから58ページまでは、3の歳出となっております。

37ページをお開き願います。款2総務費の目3財政管理費の節8報償費のふるさと応援寄附金謝礼につきましては、寄附金の実績に応じまして435万円を減額いたしております。

38ページをご覧ください。款2総務費の1番下でございます目12特定目的基金費のふるさと応援基金積立金につきましては、寄附金の収入実績によりまして300万円を減額いたしております。

42ページをお開き願います。款3民生費の目4国民健康保険事業費の国民健康

保険特別会計繰出金につきましては、財政調整繰出金等の減額によりまして5,756万円を減額いたしております。

43ページをお開き願います。一番下の枠でございます。款3民生費の目1災害救助費の節15工事請負費の被災住宅応急工事（震災分）につきましては、実績によりまして4,206万円を減額いたしております。次に、節23償還金、利子及び割引料の平成28年度災害救助費負担金返還金につきましては、平成28年度の確定に伴いまして1,413万9,000円を計上いたしております。

45ページをお開き願います。下の枠でございます。款4衛生費の目2塵芥処理費の節13委託料の震災解体家屋処分委託料（震災分）6,360万2,000円の減額、及び震災解体家屋仮置場管理委託料（震災分）1,292万1,000円の減額につきましては、実績による減額でございます。

47ページをお開き願います。款5農林水産業費の目4農業振興費の節19負担金補助及び交付金の被災者向け経営体育成支援事業補助金（震災分）につきましては、実績によりまして3,510万7,000円を減額いたしております。次に、目6農地費の節19負担金、補助及び交付金の農業農村整備事業負担金につきましては、国の追加補正に伴いまして4,660万円を増額いたしております。

51ページをお開き願います。一番上の枠でございます。款7土木費の目3道路新設改良費の節15工事請負費の道路整備交付金事業につきましては、町道2路線分1,750万円を減額いたしております。

52ページをご覧ください。款8消防費の目4災害対策費の節13委託料の備蓄倉庫整備設計監理業務委託料500万円、節15工事請負費の備蓄倉庫整備工事3,900万円、備蓄倉庫進入路整備工事の700万円につきましては、大規模災害時長期の避難が必要となる場合に備えて整備するものでございます。建物につきましては、鉄骨平屋建てで、中央庁舎裏の空地の西側に整備する予定といたしております。

57ページをお開き願います。上から2番目の枠でございます。款10災害復旧費、目1農用地等災害復旧費の節15工事請負費の農用地等災害復旧工事請負費（H28災豪雨分）2,400万円の減額、及び農用地等災害復旧事業請負費（H29災害分）4,860万円の減額につきましては、事業の実績見込みによるものでございます。次に、目2林業施設災害復旧費の節15工事請負費の林道施設災害復旧工事（H28災豪雨分）につきましては事業実績によりまして1,000万円を減額し、林道施設等災害復旧工事費につきましては、過年債の事業となったため2,300万円を減額いたしております。次に、一番下の枠でございます。款10災害復旧費の目2国庫負担災害復旧費の節15工事請負費の災害関連地域防災がけ

崩れ対策事業工事につきましては、実績によりまして1,357万7,000円を減額し、宅地耐震化推進事業（拡充）工事につきましては、国の追加補正によりまして1,878万1,000円を増額いたしております。

次のページでございます。同じく工事請負費の災害復旧工事（H28 災豪雨分）につきましては、対象工事の確定に伴いまして7,000万円を減額いたしております。次に、節19 負担金、補助及び交付金の被災宅地復旧支援事業補助金につきましては、事業実績によりまして1億2,513万6,000円を減額いたしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑は逐条で行いますか、一括で行いますか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） それでは一括で行います。質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について質問をいたします。

31ページになります。この基金繰入金というのがありますが、ここに平成28年熊本地震復興基金繰入金というのがあります。これが3,900万円ぐらい今度繰入金がありますけれども、これは何回かに分けて来ていると思いますが、全体的に今この基金というのは、幾らぐらいになっているのかわかったらお答え願いたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

平成28年熊本地震復興基金につきましては、先の12月定例議会におきまして県からの創意工夫分として交付を受けているものでございます。予算ベースで1億3,100万円だったかと思えます。それを現在今基金のほうに積み立てておりまして、創意工夫分の事業に活用していくということで、今回は歳出の事業に応じまして、その財源としまして3,993万6,000円を繰り入れといたしているところでございます。

事業の中身につきましては、3事業予定しておりまして、被災者生活再建支援システムの利用料、町単独の農用地等災害復旧工事、それから備蓄倉庫の進入路の整備工事費に充当を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） これは、何回か出し入れがあって何か減額で1億300万円ぐらい減額されている時がありますよね。何ページだったかな。だからこの出し入れがあって、今いくら貯まっているのかなというのが心配になりましたので質問しました。それと、基金を作ったら、基金の調書というか、今日監査で報告いたしましたけれども、あの中に基金のやつでいくらという形で出てくるんですけども、まだ条例を12月に作ったばかりなので、そのあたりがまだ出てきてないんじゃないかなと思いますけれども、そのいくら貯まっているのかがわからなくてこの質問をさせていただきました。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この1億3,100万円につきましては、熊本県に寄せられた国が補正で組んだ基金がありました、数百億円。それをいろんなことに使って余った分をその被災度に応じて分配したやつで、これはもう1回だけ来てるというやつであります。もともとはその県がいろんなことをやって、余った分をということだったんですが、なかなか使い勝手が悪いというようなことで、市町村に配分をされたんですが、じゃあ何にでも使っていいかといったら実はそうではなくて、いろいろ例えば補助が付くようなやつには使ったらいけませんよとか、県が今までやってきたことには極力使わないでくださいとか、何かいろいろそういう縛りがありまして、非常にいろいろ知恵を出さなければいけないということで、今1億3,100万円、これ1回きり来ている県が余った分の分配金であります。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ただいまの基金の総額の1億3,100万円という説明をいたしましたけれども、今回の補正予算書の29ページになります。上から2行目に平成28年熊本地震復興基金交付金（創意工夫分）の49万1,000円減額をさせていただいております。これは12月の補正予算で1億3,100万円という予算を計上させていただきましたが、最終的に交付決定をいただいたのが1億3,050万8,068円という交付決定を受けておりますので、基金の額は今申しました1億3,050万8,068円が基金の中にあるということになります。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 29ページにありました。ここで1億300万いくらかと49万1,000円か、これが減額をされておりますので残っているのかなという思いで質問させていただきました。

これで質問を終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑はありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 6ページから9ページまでの繰越明許費について、この分だけで総額22億8,000万あるわけですね。大きなものとしては5億8,000万があったり、2億6,000万、3億5,000万とありますが、果たしてその繰り越しをして、今度新年度予算でもまたあるわけでしょ、予算というのは。ですから、果たしてこれだけの金額を町の業者さんすべてですが、その消化できるとかなという心配がありますが、その見込みについて説明をお願いしたいと思います。いくつも混ざるとるけん、1つの課だけじゃなかですよね。トータルで22億円あるということですか。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

土木費につきまして、社会資本整備交付金から災害公営住宅建設までございますけれども、現在もう発注している工事が約半分以上あります。業者のほうには発注していますけれども、まだ工事が終わっていない分ということで、繰り越しを対応させていただいてる分があります。それと9ページにあります災害につきましても、公共土木に関しましては、28年度災害につきましては残すところあと4件ということで、これについては30年度発注を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 経済関係の農地災害につきましては、地震災のほうは完了いたしておりますけれども、豪雨災の進捗率のほうは農業用施設で38%程度、それと農地災害のほうはまだ3.9%ということで、繰り越しの比率は高くなっております。現在発注しているものの残っているものにつきましては、農地災害が28年災で13件、それと29年災がまだ1件入っているだけで22件残っております。ただ、繰越明許費につきましては、最悪の場合後1年繰り越すことができます。今回3年目を迎える事業につきましては、予定どおり完了するのではないかと思っております。

以上です。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） 林務のほうですけれども、現在繰り越しをしている中に開設事業が1路線、あとは災害復旧でございますが、開設事業につきましては1路線の2工区でやっております。ただ、しかしその路線が柏川のほうにありまして、町道災害等に影響しまして、その1工区だけがまだ着手できない状態ではあります。それと災害復旧につきましては、28年豪雨災が5路線、29年災害が4路

線とこれいずれも着手はしておりますので、繰り越しを進めておりますけれどもできるだけ早期復旧という形で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 今の説明によりますと、ある程度の目途はつくということですよ。私が心配しとるのはですね、私が関連している団体の中で29年度分を私の事業部だけで1億3,000万ぐらい繰り越して、要するに30年度の事業にかけとるわけですね。やっぱり1年遅れといいますかやっていきよつと、これ将来的にダブった時はどぎゃんなつとかなという心配は持っております。ですから、繰り越し、繰り越し、また繰り越しというようなものについてはやっぱり早急な対応といいますか、やっていかんと、どこかで無理がまたきて、何か工事あたりが乱雑になりはしないかという心配もあるわけですね。特にやっぱり今見てみますと、地元業者だけではこなさきらんから、やっぱり下請とか入れとるですね。やっぱり人夫を貸してもらったりとか。そういう努力はわかりますけれども、その地域とのコミュニケーションが取れんわけですね。極力やっぱり地元の人がやった方がいいかなというのがあります。でもこういった事情の場合致し方ないかなという気もしますが、特に安全面でいうと、非常によそから来とる人たちはあんまりそういった意識がないと私は思うわけですね。地元の人たちはよく話しますが、なかなか話もしがたいというような態度の人もおります。ですからその辺も含めて、特にこういった事業が大分残っておりますので、担当課においてはそういったところもある程度指導助言というのも必要ではないかなという思いがしておりますので、こういったことをお尋ねいたしました。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑はありませんか。8番、渡邊義文君。

○8番（渡邊義文君） 先ほどの説明の中でちょっと聞きもれた分があるかもわからない、ちょっとお尋ねします。52ページ、災害対策費の中で備蓄倉庫整備工事という予算が上がっておりますが、災害対策ということで中央庁舎の裏に作られる。大体面積とかそのあたりがわかりますならお尋ねします、太さですね。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

備蓄倉庫の大きさにつきましては、鉄骨平屋建てですけれども213平米程度の大きさを予定しております。この大きさにつきましては、先の熊本地震での本町での発災時から3日間の避難者数に応じる食料品、あるいは生活用品等の量から算定をしまして213平米としております。それから、熊本地震では支援物資もプッシ

ュ型の物資の支給ということで、初めてそういう対応が取られたところなんですけども、その集積所、たくさんの物資が届きますので、前回の地震のときも集積場所を確保するのに苦慮したということもありますので、集積所も兼ねたところで213平米という大きさを想定したところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） やっぱこの庁舎裏は、防災ヘリとか緊急時のそういう場所にもなっておりますが、広さ的には213平米程度ということでございます。それと備蓄倉庫という、今言われたように今もその2階のマットなんかそこに置いたままとか、それとか今言われた食料品とかやっぱりああいう熊本地震あたりはないだろうと思う反面、あったときのためならできるだけ早めに予算が通った以上は早めに取り組んでいただくなればという思いでございますし、そういう裏は多面的に利用されておりますので、その当たりも理解の上、場所とか配慮されて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第17、議案第12号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第8号）

は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第17、議案第12号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第13号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中川政司君） 日程第18、議案第13号、平成29年度美里町国民健康保険

特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第１３号につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

議案第１３号、平成２９年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

平成２９年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，６４１万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億２，４９２万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

平成３０年３月６日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお開きください。第２表、債務負担行為でございます。事項の１、総合行政システムサポート料、期限を平成３０年度から平成３０年度まで。限度額を５３万２，０００円としております。総合行政システムＡＳＰ利用料、期間を平成３０年度から平成３０年度まで。限度額を１５８万２，０００円と補正をしております。

次に６ページをお開きください。２の歳入でございます。款１の国民健康保険税につきましては、１月末の調停額によりまして、目１一般被保険者国民健康保険税、目２退職被保険者等国民健康保険税合わせまして５２万４，０００円の増額補正をしております。

次の枠の国庫支出金でございますが、目１療養給付費等負担金、目２高額医療費共同事業負担金、目３特定健康診査等負担金につきましては、決定額によりまして合わせまして３，３７９万４，０００円を減額しております。

次の７ページをご覧ください。同じく款３国庫支出金、目１財政調整交付金でございますが、説明の欄の国保ヘルスアップ事業の決定額によりまして１１６万１，０００円を増額しております。次の下、療養給付費等交付金の目１療養給付費等交付金でございますが、これは退職者の療養給付の交付金によりまして、決定額によりまして８０万７，０００円を増額しております。次の下、款６の県支出金でございますが、目１高額医療費共同事業負担金、目２特定健康診査等負担金は、決定額

によりまして合わせまして１２６万９，０００円を減額しております。次の下、款７の共同事業交付金でございますが、目１高額医療費共同事業交付金、目２保険財政共同安定化事業交付金は、決定額によりまして合わせまして６２８万２，０００円を減額補正をしております。次の下の枠、款９の繰入金でございますが、節２保険基盤安定繰入金は、決定額により２７５万円の減額補正、節３出産育児一時金等繰入金につきましては、出生が４人ということで５６万円の減額、さらに節４財政安定化支援事業繰入金につきましては、決定額によりまして３７５万９，０００円を増額補正、最後、節５財政調整繰入金につきましては、保険給付費が減少したことによりまして一般からの繰入金を５，８００万円ほど減額しております。合わせまして５，７５６万円の減額補正となっております。

続きまして、９ページをご覧ください。３の歳出でございます。款２の保険給付費の目１一般被保険者療養給付費、目２退職被保険者療養給付費につきましては、直近３カ月の療養費で決算見込額を見込みまして、合わせまして６，４６１万６，０００円減額しております。その下、同じく保険給付費の目１一般被保険者高額療養費、目２退職被保険者高額療養費も決算見込額によりまして、合わせまして５３６万６，０００円を減額しております。一番下の枠、款３後期高齢者支援金、次のページの款６介護納付金につきましては、財源の組み替えによる補正になっております。

１０ページの２枠目、款７共同事業拠出金につきましては、目１高額医療費拠出金、目２保険財政共同安定化事業拠出金、決定額によりまして合わせまして１，４１６万４，０００円を減額しております。その下の款８の保健事業費の目１の特定健康診査等事業費につきましては、節１３委託料１５５万９，０００円の減額などによりまして、合わせまして１６５万６，０００円の減額になっております。その下、保健事業費の疾病予防費につきましても、節４、節７、節９につきましては、非常勤さんの賃金等でございますが、実績によりまして減額をしております。その下、委託料につきましては、若い方の健康診査の実績によりまして、減額になっております。疾病予防費合わせまして１５２万８，０００円減額となっております。

以上で、議案第１３号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 4ページの第2表、債務負担行為とありますが、この中で上段に書いてあります総合行政システムサポート料というのは、大方意味がわかりますが、総合行政システムASP利用料と書いてある、このASPというのは私たち専門家じゃないし、初めて聞くようなことでわかりませんので、その意味合いをお尋ねしたいと思いますが。例えば、私が個人的に読むとオートスーパープログラム化あるいはアドバンテージサンドピッチング化とか、いろんな自分の知っているものだけを当てはめたりしますので、このASPというのは一体どういうものかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明申し上げます。

私も総合行政システムASP利用料については、特に詳しくございませんけども、利用料ということで今回計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 誰かわかる人はおんなはるですか。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 総合行政システムASP利用料につきましては、現在ASP利用料といいまして、RKKコンピューターサービスのデータセンターにおいてデータを保管といいますか、その利用料という形になってまいります。庁舎のほうにはそういったハードディスクといいますか、そういったデータを極力置かないようにして、外部のデータセンターとかそういったところに置くような形で、その利用という形を現在とっているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） おおよそのところは、多分この名称については多分理解はなかなかしづらい、その例えばそういった会社で付けられとる記号か符号か知らんですが、そういったものだろうと。今、企画情報課長からあった分で理解をしたいと思います。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第18、議案第13号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第18、議案第13号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第14号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第19、議案第14号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第14号につきましてご説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

議案第14号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,445万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、総合行政システムサポート料、期間を平成30年度から平成30年度まで。限度額を51万9,000円。総合行政システムASP利用料、同じく平成30年度から平成30年度まで。限度額

を155万6,000円。合計207万5,000円としております。

続きまして、7ページをお願いいたします。2の歳入についてご説明いたします。3国庫支出金でございます。款3項1目1介護給付費負担金につきましては、給付費見込額により2,334万6,000円を増額しております。款3項2目1調整交付金につきましては、給付費見込みにより397万3,000円を減額しております。同じく目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、給付費見込みにより313万6,000円を減額しております。同じく目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）でございます。給付費見込みにより283万2,000円を減額するものです。支払基金交付金でございます。款4項1目1介護給付費交付金につきましては、給付費見込みにより1,545万8,000円を減額するものです。同じく目2地域支援事業交付金につきましても、給付費見込みにより43万8,000円を減額するものです。県支出金でございます。款5項1目1介護給付費負担金につきましては、給付費見込みにより4万8,000円を減額するものです。款5項2目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、給付費見込みにより19万5,000円を減額するものです。

8ページをお願いいたします。款5項2目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）につきましては、給付費見込みにより57万4,000円を増額するものです。繰入金でございます。款7項1目1介護給付費繰入金につきましては、給付費見込みにより406万4,000円を増額するものです。同じく目2地域支援事業繰入金につきましても、給付費見込みにより33万5,000円を増額するものです。

9ページをお願いいたします。3の歳出につきましてご説明いたします。款2項1目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、実績見込みにより636万2,000円増額しております。詳細につきましては説明欄のとおりです。款2項2目1介護予防サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、実績見込みにより496万6,000円を減額しております。詳細につきましては説明欄のとおりです。款2項3目1高額介護予防サービス等費につきましては、財源の組み替えを行っております。同じく目2高額医療合算介護サービス等費につきましては、実績見込みにより48万1,000円を増額するものです。

10ページをお願いいたします。款2項4目1審査支払手数料及び款3項1目1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、財源の組み替えを行っております。同じく款3項1目2節13委託料につきましては、介護予防ケアマネジメン

ト委託料の実績見込みにより５万４,０００円を増額としております。同じく節１９負担金、補助及び交付金につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費負担金の実績見込みにより２８万１,０００円を増額をしております。款３項２目１一般介護予防事業費から１１ページの最後の段、款３項４目１審査支払手数料までは、すべて財源の組み替えでございます。

以上、議案第１４号につきましてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１９、議案第１４号、平成２９年度美里町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１９、議案第１４号、平成２９年度美里町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りします。

このまま続けたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

—————○—————

日程第２０ 議案第１５号 平成２９年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（中川政司君） 日程第２０、議案第１５号、平成２９年度美里町砥用西部地区

簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第１５号についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書の１ページをお開き願います。

議案第１５号、平成２９年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成２９年度美里町の砵用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９８万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５,３６３万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第３条、地方債の変更は「第３表 地方債補正」による。

平成３０年３月６日提出 美里町長 上田泰弘

次に、３ページをお開き願います。第２表、債務負担行為でございます。平成３０年４月１日からの契約となります。町営水道料金システムサポート業務委託料ほか３件の債務負担行為、合計７３４万４,０００円となります。

次のページをご覧ください。第３表、地方債の補正でございます。簡易水道施設整備事業債における起債限度額の変更になります。事業費の確定により６６０万円を増額し、限度額を１,６６０万円に変更しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じでございます。

次に、６ページをお開きください。今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。まず、歳入についてご説明いたします。使用料の水道使用料につきましては、滞納繰越分として５９万円を増額、水道加入金につきましては、新規加入が３件となり５万円を増額しております。手数料の総務手数料につきましては、決算見込みにより合計３万４,０００円減額しております。一般会計繰入金につきましては、諸収入の増及び起債の増加等により８７５万６,０００円の減額としております。諸収入の雑入では、消費税還付金及び公有建物災害見舞金の決算見込みにより２５３万４,０００円増額としております。町債の簡易水道事業債につきましては、事業費の確定に伴い６６０万円を増額しております。

次に、7ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明いたします。一般管理費の需用費につきましては、内山浄水場送水ポンプ故障に伴い、修繕料11万2,000円を増額しております。次に、委託料につきましては、委託業務完了に伴い不用額9万5,000円を減額しております。また、公債費の元金につきましては財源の組み替え、一時借入金利子につきましては不用額の5万円を減額しております。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第20、議案第15号、平成29年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第20、議案第15号、平成29年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第16号 平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第21、議案第16号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第16号についてご説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第16号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億421万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の廃止は「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

次に、3ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。平成30年4月1日からの契約となります。美里町砵用東部地区簡易水道施設管理業務委託ほか1件の債務負担行為、合計557万3,000円となります。

次のページをご覧ください。第3表、地方債の補正でございます。簡易水道施設整備事業におきましては、地方債以外の財源が確保できたため廃止としております。

次に、6ページをお開きください。今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。まず、歳入についてご説明いたします。まず、使用料の水道使用料につきましては、決算見込みにより滞納繰越分27万円を増額しております。水道加入金現年度分におきましては、実績見込みにより5万円を減額しております。総務手数料につきましては、実績見込みにより督促手数料など合計4万2,000円減額しております。次に繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い一般会計繰入金を8万9,000円の減額としております。また、諸収入の給水工事受託事業収入につきましては、事業収入増加により5万9,000円増額しております。町債の簡易水道事業債につきましては、地方債以外の財源確保ができたため100万円を減額しております。

次に、7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。一般管理費の

需用費につきましては、町道三本松千間線災害復旧工事が年度内に着工できないため、予算計上しておりました修繕料70万円を減額しております。また、役務費、委託料、使用料及び賃借料工事請負費におきましては不用額合計12万5,000円を減額しております。また、公債費の元金につきましては、財源の組み替え、一時借入金利子につきましては、不用額の2万5,000円を減額しております。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 今、課長の説明の中で、修繕料が70万円実際施工されなかったために減額というような話がありましたが、今、私たちの地域といいますか大辻地区と私たちのところも工事してますが、土地改良区の布設替えですね、大辻地区埋においては通常1メートル20センチまでしかというか、それが基準なんですね、普通管を埋けるときに。それと町営水道がはしとるですね。大辻地区当りは深いところで2メートル70センチぐらい掘っているわけですよ下に。というのが、管は・・・させんで大体水平にという県の考えで、これは県営事業ですから私も立ち会っておりませんが、地元の人に聞くとそういう事業と。1回見に行った時にちょうど布設替えするところに掘って水道があったということだろうと思いますが、布設替えしていった上に黒いパイプをこうして1軒1軒こう・・・に引っ張ってあって、「こら何かい。」て聞いたら、「これは水道です。」と言うたわけですね。ですから、工事がかなり水道が通っている部分を掘ったり埋めたりします。こっちに大体ならば届け出らないかん話と私は思うわけですね、水道課のほうに。で、やっぱりそれはぴしゃっとしとかんと後で水漏れとか色んなことが出てくると思いますが、これにも出とらんし、だからそういったところの連携というのですかね、とったもんが本当は報告をせなならんですよ、ここを掘りますとかどうのこうのって。以前は、その逆なことがありました。土地改良区の管が通っているところに、水道を通したと、今の東部水道ですよ。それをユンボで引っ掛けとるわけですよ。いつもは土地改良区の水は流れませんから漏らんわけですね。ところが、実際水を揚げ出したら、ばんばん噴き出してここだけかと言うて修繕すると先まで行っとったとかっていうのがあるわけですね。ですから、そこは水道課におい

てやっぱりそういった連携プレーをとるような要請というのもしとかんと、今またうちのやつは水は揚げよりませんから、そういう可能性があるわけですね。また噴き上げたというようなことがあるかもしれんし。ですから、そこら辺はやっぱり行政側から業者さんにそういうことをいう、県営事業ですからなかなか私たちは言いにつかつですよ。県のほうにやっぱり、今度畝野地区もします今西台地もしよるですよね。ですから町内全域にわたってそういうことがある可能性はものすごくあります。ですから、そこは注意をされとったほうがよくはないかなと。これを見ても、うちあたりで工事をしとる分が何も出てきとらんもんですから、心配でそういう話をさせていただきました。どがんですかね、課長、そこら辺は。

○議長（中川政司君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 今の質問にご説明いたします。

工事によります支障管につきましては、当初予算を組む際に各課、経済課、建設課、それと県の振興局、農業関係もですけども、通知を出しまして来年度支障管が出るような工事はないでしょうかということで、通知のほうを出しております。それによって新年度予算案を組むような形をしております。そのとき出なかった分についてはその工事工事で工事の中で布設替えをしていただくというような形をとっております。一応調査のほうは、新年度予算を計画する際に文書のほうで振興局等につきましても、町の建設課、経済課につきましても全部調査のほうは行ってる所です。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 町長が理事長をしておられますが、中身についてはわからんですよね。ですから、私も3月いっぱいその職を辞めますから、やっぱり後の人に引継いでそういったことをしていかなと、二重手間になる可能性がものすごくあります。経済課には何か県あたりから言うてくつとですかね。私はよくわからんですが、今この東部地区の簡易水道ですが、そういったことがやっぱりある可能性が非常に高いと私は思いますので、一応そこは注意をしとったほうがよかろうと思います。出てきとらんから心配したわけですね。出てきとるならばぴしゃっとした仕事をしとると思いますが、出とらんでそういった工事が行われておりましたので、心配だったので質問をしました。

以上、終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第21、議案第16号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第21、議案第16号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第22、議案第17号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第17号についてご説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第17号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の生活排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ734万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,022万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

次に、3ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。平成30年4月1日からの契約となります。総合行政システムサポート料ほか1件の債務負担行為、合計45万4,000円でございます。

次のページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。浄化槽市町村整備推進事業におきましては、事業費の減少に伴い70万円を減額し、起債限度額を1,820万円に変更しております。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次に、6ページをお開きください。今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。まず、歳入についてご説明いたします。浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきましては、決算見込みにより7万円を増額しております。次に、使用料の浄化槽使用料現年分につきましては決算見込みにより40万円を減額し、滞納繰越分につきましては27万円を増額しております。また手数料では、浄化槽市町村整備推進事業手数料2万2,000円を増額しております。国庫補助金では、事業費の減少により2万5,000円を減額しております。

次に、7ページをお開き願います。繰入金、一般会計繰入につきましては、歳出事業費の減少等により836万4,000円を減額し、諸収入、雑入では、消費税還付金及び還付加算金の決算見込みにより178万3,000円を増額しております。町債におきましては、事業費の減額により浄化槽整備事業債につきまして70万円を減額いたしております。

次に8ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきまして、旅費の不用額1万5,000円、役務費の郵便料及び浄化槽法定検査料の不用額、合計18万2,000円を減額しております。次に、委託料の浄化槽清掃管理委託料につきましては、決算見込みにより150万円を減額しております。公課費の消費税につきましては、不用額37万5,000円を減額しております。また、事業費の浄化槽推進事業費の委託料、工事請負費におきましても、事業実績見込みにより委託料7万5,000円、工事請負費520万円を減額しております。公債費の町債償還利子につきましては、不足の3,000円を増額しております。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第22、議案第17号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第22、議案第17号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第18号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第23、議案第18号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第18号についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

議案第18号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,759万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規

定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開きください。第2表、債務負担行為、事項、総合行政システムサポート料、期間、平成30年度から平成30年度。限度額23万4,000円。総合行政システムASP利用料、期間、平成30年度から平成30年度。限度額68万7,000円。合わせまして92万1,000円を計上いたします。

続きまして5ページをお開きください。まず、2の歳入でございます。款の繰入金、目の保険基盤安定繰入金、これにつきましては決定額によりまして262万9,000円ほど減額をしております。その下諸収入、目1保険料還付金、保険料還付金につきましては、歳出によります還付した金額を後期高齢者医療広域連合より支給されますので、その金額を9,000円計上をしております。

次の3歳出、款2の後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて納付いたします。後期高齢者医療の中の保険基盤安定繰入金が減額されたことによりまして、262万9,000円を減額したものでございます。その下、諸支出、目の保険料還付金。保険料還付金につきましては、不足額としまして9,000円を増額補正したものでございます。

以上で、議案第18号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。

本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 23、議案第 18 号、平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第 23、議案第 18 号、平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日 7 日水曜日は、午前 10 時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 3 時 45 分

第 2 号

3 月 7 日（水）

平成30年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成30年 3月 7日(水)

午 前 10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番 (1) 8番 渡 邊 義 文 議 員

順 番 (2) 2番 今 田 政 行 議 員

順 番 (3) 3番 坂 田 竜 義 議 員

日程第2 議案第19号 平成30年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第20号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 平成30年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第22号 平成30年度美里町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第24号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第25号 平成30年度美里町生活排水特別会計予算

日程第9 議案第26号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

2. 出席議員（12名）

1番 光 井 博 幸 君 2番 今 田 政 行 君

3番 坂 田 竜 義 君 4番 濱 田 憲 治 君

5番 上 田 孝 君 6番 松 永 正 憲 君

7番 吉 田 美 好 君 8番 渡 邊 義 文 君

9番 上 村 則 幸 君 10番 福 田 秀 憲 君

11番 吉 田 起 登 君 12番 中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町	長	上	田	泰	弘	君	副	町	長	上	田	隆	信	君					
教	育	長	吉	永	公	力	君	総	務	課	長	吉	住	慎	二	君			
企	画	情	報	課	長	大	西	茂	君	税	務	課	長	中	嶋	春	彦	君	
住	民	課	長	向	山	照	美	君	福	祉	課	長	中	村	武	志	君		
健	康	窓	口	課	長	山	田	輝	臣	君	経	済	課	長	宮	寄	幸	仁	君
林	務	観	光	課	長	下	田	幸	輔	君	建	設	課	長	長	井	寿	浩	君
水	道	衛	生	課	長	北	島	浩	徳	君	会	計	課	長	田	上	和	則	君
教	育	課	長	倉	田	辰	実	君											

5. 事務局職員出席者

事	務	局	長	福	島	繁	君	書	記	津	田	里	美	子	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のために、広報担当者那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

8番、渡邊義文君の一般質問を行います。渡邊義文君。

○8番（渡邊義文君） 議長、8番。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。まず1番、政治倫理について。上田町長におかれては、素直に正しく明解にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

私、渡邊義文は、議会特別委員会の辞職勧告を受け、議会に対し裁判を起こす予定でしたが、国家賠償法という法律により町長に裁判を起こすことしかできないと弁護士から言われ、苦渋の決断の末、町長に裁判を起こしました。裁判を起こす前、町長に5回ご相談をしております。町長は、議会から話はあっていないとその時点で発言をされています。

それでは、政治倫理の調査について質問します。私たちの日本国は、法治国家であります。日本国憲法、地方自治法、地方公務員法、美里町条例があります。美里町条例は、私たちが作った町の法律であります。法律を遵守することは町民の義務であります。美里町はこの条例によって運営、経営されております。法律を守る義務に対し、法律を違反するというか外れることもあります。この違反について、良いのか悪いのか上田町長の見解をお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 違反について良いのか悪いのかというご質問でございますが、政治倫理の調査についての通告であったというふうに思いますので、違反についていいのか悪いのかということをご言うのがいいのかどうか私にもわかりませんが、一般論で言えば、違反するということはよくないことだというふうに思います。

それと、5回相談があったというお話でありますけれども、その相談は相談で、私がどうこう、私が言ったからどうなるというような話ではなかったというふうに思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 副議長もおられますので、副議長にも違反について良いのか悪いのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君、副議長と今申されましたが。

○8番（渡邊義文君） 副町長です。すみません、ご無礼しました。副町長にもせっかくですからお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田副町長。

○副町長（上田隆信君） 私も、法令を犯すということ、要するに違反するということとは悪いことであると思っております。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 町長は、執行機関、議会知らずに違反をすることもあります。が、わかった段階で違反を認め、素直に断り原点に戻す勇気が必要と考えます。美里町の舵取りであり、見識を備えた美里町町長、美里町議長の町トップの方々の最大の仕事と考えますし、違反がわかって見過ごすことこそ、町民に対する裏切りではないかというふうに思います。

議会政治倫理条例第149条に、美里町議会議員政治倫理条例があります。町長に対し、資産等公開条例はありますが、前町長は、議員政治倫理条例は町長三役も含むと発言されています。今回議運で確認をしておりますが、改めて町長にお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町には、町長に関する政治倫理の規定はございませんが、もちろん町長も政治倫理の理念に基づき、行動することは当然のことであると考えております。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 議会政治倫理条例第1条、「議員は町民の信託を受けた特別の地位にあることを認識し、町全体の奉仕者として清廉、公正公平を保つため、高度の政治倫理理念に基づき町民の信頼に応え、正しい認識と自覚を喚起し、民主的な町政に寄与する」とあります。町、執行機関、議員は、美里町条例を前提に運営、活動されていると考えます。

町の職員が個人情報の調査に美里町商工会を尋ね、財務局に尋ね出向いて調査されております。町の一般の職員の方々は、各担当課に行って仕事をされている

と思いますが、実施先は町長の指示命令と思いますが、この管理監督及びその指示命令について町長にお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これは、質問項目に私は当てはまらないというふうに思っております。なぜならば、その調査におきましては裁判における資料の提出のときに、こちらが調査をさせていただいたことというふうに思っておりますので、政治倫理の中で、政治倫理の特別委員会での調査の中で、役場の職員がそういった調査をしたということはないというふうに考えているところでございます。なお、調査におきましては、法令に基づいてされているものと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 町長は、裁判に関するということで、政治倫理の件とちょっと外れるというようなことを言われましたが、政治倫理の中で辞職勧告から裁判、訴訟となっております。12月議会におきまして、吉田議員が質問されたその訴訟について町長は明解な答えをされております。そういう形で思いますと、それが外れるのかということ、私はいかがかと思います。なぜならば、言いますか、いいですよ。やはりですね、同等な扱いというものは絶対必要だと思います。なぜならば、やっぱりですね。なら、それはそれでよかです。ならですね、町長、よかですか、お尋ねします。調査されているということですね、ということは例えばですよ、内容を調べるため法律は守つとるというようなことでございますが、美里町の条例に不当要求行為等の防止に関する条例第9号というのがあります。その中の第4条に、管理監督の責務として「管理監督の立場にあるものは、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動に適切に指導しなければならない」とあります。そういう町内の中に職員が出向いて、個人情報調査されるというまた指示を出されるということに対して、本当に良いのか悪いのか。町長は法律の中というふうに言われましたが。なぜならば、そのことは、日本国憲法の中でプライバシーの侵害、プライバシーの権利という法があります。また、町長は美里町の人権教育推進協議会の会長をされております。議長も副会長をされております。教育長も副会長をされております。そういう面から見たときに果たしてどうなのかという、そのあたりの町長のお考えを伺います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 裁判における資料の提出をするために調査をされたということとでありますけれども、法を逸脱した調査が行われたというふうには認識してい

ないところであります。

○議長（中川政司君） 渡邊君。質問の要旨に則って質疑をしていただきたいと思います。

○８番（渡邊義文君） 質問の要旨は、政治に対する調査ですから。はい。議長、私は、あのう。

○議長（中川政司君） 質問を続けてください。

○８番（渡邊義文君） はい。じゃあ、例えばですよ、そういう調査をされた、じゃあそこで、例えば調べられた、提出されたそれが虚偽だったりした場合はどういうふうになりますか。お尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） そういうこちらから出す資料、証拠が虚偽だった場合は、採用されないものというふうに思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○８番（渡邊義文君） 虚偽だったり嘘だったりすることは採用されない。しかしながら、名義を個人情報等を調べられた形で、例えば、日本国憲法の基本的人権の尊重があります。第１条に、人権は侵すことができない永久の権利である。第１４条、国民は法の下に平等であり、社会的身分、政治的、経済的関係において、不合理な差別を禁止しているというような条項もあります。この件に関しまして、含めてどのようにお考えですか。その虚偽、嘘、取り扱われないという言われながらですよ。そういう調査されたということですよ。

○議長（中川政司君） 渡邊君。質問の要旨に入っておりません、今のようなのは。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

今、差別というお話がありましたが、その前のご質問の中に個人情報の取り扱いのお話がありました。今回、裁判の提出書類、原告、被告の提出書類がありますけれども、こちらが調査を行ったのは原告側の提出書類の確認でございまして、その行為については、個人情報の条例法令に差し支えないというふうに認識をしております。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○８番（渡邊義文君） 差し支えないことを言われておりますが、その調査の行為や発言においては、細心の注意を払う必要がある、また、権限の範囲内で行為発言は自治体の行為発言とみなされ、注意しなければいけないというふうなこの中にもあっております。

それでは、質問を続けますが、その商工会において調査をされておりますが、

お金は払っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私が直接調査したわけではありませんので、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

商工会への調査といいますか、書類の提出を求めたのは事実でございます。そこに料金が発生するのかという、ちょっとその料金の種類、主旨がちょっとわかりませんが、こちらが求めましたのは法人の情報でございまして、法人というのは既に公開されている情報ということで、商工会のほうでも商工会の個人情報の規定に則り提出をされたものというふうに理解はしております。以上です。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 商工会の中で個人情報がありますが、個人に確認せずにそのあたり出しておられるということ、それと、お金に関することでございますが、払っておられません。確認したところ「やっぱり町が来らしたけん、いかんかな。」ということで、もらわなかったということでございますが、商工会の会員は、みんなお金を払って、商工会会員さんも払っておられますので、そのあたりはいかがかというところでございます。

次に、進みます。政治倫理の違反についてお尋ねいたします。平成28年の3月19日に管工事組合のれーべん米村ほか管工事組合5社から、渡邊義文ほか1名の議員に対し政治倫理違反の調査請求が提出されました。中川政司議長受付、議会運営委員会にて調査が必要と決定し、平成28年4月22日に美里町議会政治倫理調査特別委員会が設置され、特別委員会は第1回から第8回まで密室の中で審議されました。特別委員会の議事録から、大変な事実が判明をいたしております。平成28年4月22日第1回特別委員会があり、上村則幸委員長は、請求者のれーべん米村光喜氏とは、何年も前からぞっこんの仲で知っていると自ら発言をされています。辞書で調べてみると「ぞっこんの仲」とは男女の仲、切っても切れない仲、惚れてる仲と書いてあります。平成28年の5月10日第3回特別委員会において、上村特別委員長は、れーべんほか管工事組合5社から聞き取り調査を行われております。その5社が会議室に入る前、上村委員長は特別委員会の委員に会議中、「竹中弁護士に相談したところ、請求書の削除、訂正、修正は基本的によいと言われた。修正、削除したいと思うので、皆さんよろしいですね。」と委員会に前もって発言をされています。そのあと、組合員の方々が会議に入られ、特別委員会の会議室において代理出席を退席され、れーべん米村らほ

か4社、特別委員会請求の中に、何も発言、質問、お尋ねがない中、上村特別委員長は自ら「竹中弁護士と会ってきました。皆さんが提出されている調査請求書の削除、訂正、修正は竹中弁護士からも修正されたほうがよいと言われた。」と発言をされています。平成28年の6月16日、議会本会議場、ここで、上村特別委員長の報告に、私、渡邊義文が、「弁護士の先生の名前は誰ですか。」と質問をしたところ、上村則幸委員長は、守秘義務で言えないと発言されました。いいですか、町長。上村則幸政治倫理調査特別委員長は、40日前に請求者のれーべん米村ほか管工事組合には、「竹中弁護士に相談しました。竹中弁護士から削除、訂正、修正されたほうがよいと言われた。」と内容まで伝え、調査請求書の、ここにありますが、14ページ中5ページを削除されております。その請求相手の渡邊義文には、守秘義務で言えないと発言されとる。ということは、美里町政治倫理条例第10条6項に「政治倫理調査特別委員会の委員は、職務上知りえた秘密を洩らしてはならない」とあります。美里町政治倫理条例に違反と思われます。特別委員会が密室の中で、この条例違反と思われることについて、町長、良いのか悪いのか見解を伺いたい。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） どういうシチュエーションの中で、そういうことを言われたのかと、あるいはどういう意図を持って言われたのかということは私にはわかりませんので、この場で私が良い悪いということは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君。質問のできる範囲内で質問をしていただきたいと思いますし、一般論的なことを言うと本人が言っておられますので、一般的なことを言ってください。渡邊君。

○8番（渡邊義文君） こういう特別委員会の中、先ほども言うた密室の中で行われとるということはですね、議事録が結局わかった段階でやっという形が見えてきとつとですよ。私が今言うたのはですよ、この条例の例規集に謳われとる部分は当然町で我々が作った法律ですよ。これ、入っていない部分はやっぱり条例から外れとるならば、最初言われた違反はよくないということを言われとりますよ。ですから、これに入っていることを会議の中でやられたということは、違反を思われると私は言いよるわけですよ。町長はわからないと、本当にわからない状況、シチュエーションだからわからないと、その答えでよいのかと私は思いますが。

地方自治法に議会の権限とあります。議会で議決した事項は議会の意思であり、議員を拘束することであり、町長執行部はもとより住民に対しても同様であり、

町の意味であると説いてあります。本議会で議決した書類を削除、訂正、変えてよいと美里町条例にはありません。美里町条例にないことは、条例に反すると考えますが、町長にこの見解をいただきます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） そういう行程も含めて、今裁判中のことだというふうに私は認識していますので、これについてどうこうということは控えさせていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 裁判はもう結審しております。後は判決を待つだけです。政治倫理の違反について、今質問をしておりますが、調査請求に関し、議員に関する重大な案件は、注意を要する必要があると地方自治法にも謳われております。私は22年の議員経験からいいますと、地方自治法に詳しくあるのは、これまでの経験の中から上部団体のやはり熊本県あたり尋ねるのが一番正しい方向じゃなかかと思っております。熊本県には市町村課という課があります。市町村課は、地方自治法政治倫理に対しても大変精通している、町が基本とする上部団体と思うんですよ。その中でいいますと、市町村課の業務というと行政一般に関すること、土地開発公社、行政書士に関すること、地方制度の調査に関すること等、この地方自治法に関しては一番詳しい。町長が一番知っておられると思いますし、各課長さんたちも上部団体の熊本県、そして国という形で調査、お尋ねをされて、町の運営をされとるというふうに思っております。地方自治法にこの議会の権限がありますが、この議会で決議した事項は、議会の意思であり、議員を拘束することであり、先ほど言いましたが執行部はもとより住民に対しても同様であると。それでは、美里町議会で手続きした書類を弁護士の先生がよいといったということで、特別委員会が取り上げられておられます。1つが業界団体の管工事組合6社の調査請求を受け付けられたこと、1つが調査請求書の5ページにわたる削除、訂正、修正されたこと、請求者のれーべん米村ほか組合5社から請求書の名前を個人の名前に変えられたこと、守秘義務の違反を犯されたこと。これはこの条例にはありません。しかし弁護士の先生がよかと言ったという形で名前が書いてあります。ということは、この条例の上に弁護士の先生がよかと言ったら書いてなくてもよかというようなことが特別委員会であつとる。私は、異議申し立てを2回、公開質問を1回議会に提出しておりますが、回答はありません。現在の美里町と町議会が弁護士がよいということが美里町の条例の上である唯一の町になっている可能性が強いです。この町長、町、町民が作った美里町条例の上に弁護士の先生の発言がよいという形でとらわれていることについて、町長にお尋ねい

たします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 弁護士の先生に相談をされたということであります。これは特別委員会のほうから相談をされたんだというふうに思いますけれども、プロの方でいらっしゃるのです、そういう見解をされたんだろというふうに思います。それと、その書き換えられた、削除されたとかそういったことは特別委員会のほうで判断をされたことであるので、私がここでどうこうということとはできないと考えております。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 特別委員会でされたということであれば、この条例文の中に謳われとらんでもよかということで、町長は認められたということになりますが、それでよかですね。

それでは、先に進みますが、法律顧問、委託契約所の諮問の範囲というものがあります。第4条、弁護士は上田町長の要請があった場合、町長及び町民の法律相談、そのほか必要な諮問に応じるとありますが、上田町長に私が相談したとき、顧問の弁護士の先生に相談されとるということは、私は知りませんと明確に答えられております。私がそのことを不思議に思ってる、ただ顧問の弁護士が相談されていることで私自身がこれはもう大変なことになるなという思いがしたからこそ、町長に確認しました。町長に確認したら、議会からも最初に言うたように、議会からも何の話もあっておりません。調査請求書を見せて相談したのをおそらく私が一番に見せて、町長こやんとが出とるですよっていうことを相談しております。そのときに明確に答えられております。ということは、上村委員長は弁護士の相談料を払っておられないと思いますが、美里町と顧問弁護士の法律顧問契約書4条に、やっぱり反するという思いがします。なぜならば、顧問弁護士は、町、町長との契約で、執行機関との契約であり、町長より町民のための法律相談というふうに謳われとる。議会がもし別に行くなら相談料は払わなんいかんとじゃなか。例えば、これがもしそういう形でいければ、各種町の団体が相談されたら、その年間の顧問の相談料で相談してよいかというような形になると思います。そのあたりも明確にしていきたいというふうに思います。

次に、調査請求者のれーべん米村ほか5社から、調査請求書に渡邊義文と米田建設が入札談合の疑いがあると書いておられます。これについては、当時の3番議員もここで一般質問されておられましたが、管工事組合の元会員の方から、談合札なるものが出ております。そのメモ用紙に会社名とか番号とか金額とかいうようなメモ用紙が出ておりますが、このあたり町長はどのような見解をお持ちで

すか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私も裁判に参加をさせていただいて、話を聞く中でそういう話は聞いているところでございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○８番（渡邊義文君） 聞いておられるということで、聞いとるだけということですね。

それでは、次の辞職勧告についてお尋ねいたします。昨年１２月議会で吉田美好議員の一般質問において、一議員が原告人となり国家賠償法により町長を被告人とする訴訟について質問されています。「議会は違法に損害を加えたのでしょうか。」と発言をされておりますが、先ほど町長に質問しましたが、議会の中でということでありますが、政治倫理特別委員会に付託された中川議長、また質問された元副議長の吉田美好議員、元議長の上村則幸委員長、吉田起登副議長、元副議長の福田秀憲監査委員、松永正憲議員、上田孝副委員長、濱田憲治議員、今田政行議員、光井博幸議員の政治倫理調査特別委員会は、先ほど町長に確認した政治倫理条例第１０条６項と条例第１条に反する行為をされた中で、辞職勧告を行って決議をされております。このようなことからしまして、町長に条例にないやつを特別委員会の中でですよ、条例にないものを弁護士がよかと言うたことで決議されたということに対して、町長に見解をいただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 一般論としての見解になりますけれども、特別委員会の判断でそれは行われたものでありまして、私はその判断に関してどうこうお答えする立場にはないというふうに考えます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○８番（渡邊義文君） 議長、あのですね、町長は一般論という形でほとんど回答をいただいておりますが、特別委員会は議員の身分に関する重要な案件は、政治倫理に詳しい県、市町村課に相談すべき事案であると私は考えております。弁護士に相談される事案ではないというふうに私は思います。条例にこういう違反するようなことから、勧告決議にされたということは、やはりそういうことが前例として、この美里町の条例の上にどっかりと乗っかってくるというふうに私は考えますが、そういう議会の中で決定したことはこの中でもよいという、町長から一般論としてお答えはいただけませんが、このような議会、執行部で果たして本当にいいのかと。じゃあ今後も、これないことがよしとして通るならば、どこにそういう正しいことは何なのかと言われるのかという思いが一般論としても言わ

れると思います。なぜならば、今統合問題もあっておりますが、小中学生、児童生徒たちの中で、町長が発言をされるときどういう形になるかて、何が正しいのかがあまり見えないような状況になってきはせんかという危惧をするところでございます。なぜならば、このようなことから政治倫理条例第1条第2条に、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んで清廉、公正、公平を保つため、高潔性を実証するよう努めるとあります。住民代表の議員であります、町民の今1月末で1万320名ぐらいと思いますが、やはり事実を明確に、その責任を明確にするべきと私は考えております。

議長、よかですか。あのですね、私が一般質問中ですが、何かせからしゅう聞こゆっとですよ。やはりですね、妨害というのはよくないと思いますから、いかなんないかんで注意してくださいよ。よろしくお願いします。

○議長（中川政司君） 一般質問を続けてください。

○8番（渡邊義文君） それでは次に進みますが、この辞職勧告についての責任について、上村則幸政治倫理調査特別委員長ほか特別委員は、自ら条例違反らしきことをされ、平成26年6月議会において、私、渡邊義文に対し、政治倫理違反をしている辞職勧告を決議されました。私は22年間6回の選挙で町民の付託を受け、議員活動に取り組んできました。特別委員の約35分の聞き取り調査により22年間の議員活動を政治倫理違反である、辞めなさいと勧告を決議されました。私は、平成7年12月の中央町議員選挙に出る前、司法書士の先生と何回も相談し、会社を退職し会社の権限も放棄しています。その書類もあります。平成15年11月に吉田起登議員から、政治倫理調査違反と請求を受けました。当時議長から政治倫理違反にあたらないと却下されています。私は当時中央町の顧問弁護士であり、現在美里町の顧問弁護士の竹中先生に兼業の禁止、政治倫理のことを相談し、これまでの議員活動に取り組んできております。私は、「情熱と正義感、魅力あふれるまちづくり、郷土づくり」を目標に議員になっております。現在も目標は一切変わっていません。私は、議会特別委員会設置後、上田町長に5回ご相談をいたしました。正しい判断をいただきたい、特別委員会でも申し上げております。正しい判断のできる、できないならば、できる裁判所に委ねられたらいいと相談をいたしました。国家賠償法により、議会ではなく町相手の裁判と聞き、まちづくりのためにふるさとづくりのために議員になっているのにもかかわらず、町相手の裁判と聞き、心が痛く神経が凍りつき、夜も眠れない状況から、上田町長に「町長、裁判するか本当に悩んでいる。」とご相談いたしました。議会のことだからということで、返事はされませんでした。今回と一緒でございます。私は、これまでの議員活動を違反と認めることができず、一心に正しい判断を仰ぎ

たい。裁判所の門を叩きました。熊本地方裁判所の門を叩いたことで、特別委員会の議事録が裁判所から送られてきました。議事録を読んで愕然としております。議員は町民の信託を受けた特別の地位にあり、清廉、公平、公正を保ち、高度な政治理念に基づき、特別委員会は中立にて調査されていると考えていましたが、公平、公正、中立が損なわれ、調査する側が美里町政治倫理条例に違反していることがわかり、私自身条例違反をして議員をしているつもりはありませんし、私は裁判を起こしたことで、私の意見を述べる場所ができ心からありがたく感じている所存であります。渡邊義文が裁判を起こしたことは、支持者の方町民の方々に対する議員の責任と考えております。住民代表の議員が条例違反を犯し、辞職勧告の決議をされたことは、地方自治法にある議員を拘束し、町、執行機関、住民に対しても拘束し、間違った町の意味になっている。違反を元に戻すか直すのか、今後の対応について、見識ある上田町長、中川議長、最大の仕事じゃないかと私は考えますが、美里町の責任者である唯一の舵取りである上田美里町長につきまして、対応はどういうふうに考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後の対応ということだろうというふうに思いますが、先ほど裁判も結審したということで、後はどういう判決が出るかということが今後注視していかなければいけないことだというふうに思います。そういった意味では、今議員がおっしゃいましたとおり例えば条例に違反をしている中で進んできている話であれば、それも含めた判決が出るのではないかというふうに思っておりますし、まだ、判決を待っている状況でありますので、ここで、その後の対応についてはまだ差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 今、町長はそれを含めてと言われましたが、私のいろいろな資料をあげた中で、実質経営を裁判所は調べているということであって、町に関する違反とか何とかは裁判所は判断の中に入らないわけです。町のことであってということで。ということは、町であったことは町で片付けなさいというわけです。ということはですよ、町であったことがひっくるめて判決じゃないんですよ、これは。ということは、町であったこの条例の上に先ほどから最初から言うところの弁護士の先生がよかと言うたら、なかこつもこん中に書くならこの1条に弁護士の先生がよかと言うたか言わんかを明確に1条に条例化するべきですよ。ないことをさもこの美里町の条例という形で取り組んだということは、私がはっきり伝えたいのはそこなんです。実質経営は裁判所ですよ。しかしこの町のあってできたことは、町が解決せなんいかんわけです。町長は最初から、それは

一般的という形でしか回答をいただいとりませんが、明解な答えはここなんですよ。この中にあるのが、美里町の議会、執行部、住民が作ったこれは法律なんです。この法律に入っとらん部分が、なら、詳しく先生に聞いたらよかて言わしたて。そっちのほうは何かて、入ってないからいいという方法を結構とられるんですよ。じゃあこの条例は誰が作ったんですか、弁護士の先生じゃないんですよ。私たちですよ。入っとらんとを省令にあるけん入っとらんとも入れてするならばなんでもこれは、これはですよ、約3万ページあつとですよ、例規集は。しかしこの中に入っとらんとを町の条例としてこやん決定するならば、小中学生の児童生徒の何が正しいかって言われますか。そこを私は今問うたつもりであります。時間がないので、次に行きます。

中学校の統合についてお尋ねいたします。平成30年1月13日町長室において、統合を考える会という方々5名が、町長、教育長、ほかの方々と話し合われたそうでございます。その中で、上田町長は「町民に周知徹底できなかったことは反省している。」教育長は「各種組織の代表に委員になっていただいた当然組織に持ち帰って議論されていると思っていた。代表の人選が問題であった。」と発言をされております。私はこれを今見ますと、統合は賛成であります。しかしながら上田町長は町民に対して何か頭に記憶にある、やさしさと対話というのが不足しているんじゃないかという思いをしております。学校規模適正化審議会の建議書内容に、小学校は現状維持、中学校は統合を考えていくという特別委員会の建議書が出ておりますが、平成28年3月に議会常任委員長から内容の報告をされました。議会で報告されたということは、あくまでも町民に対する、議会に対する私は約束という思いがいたしますし、約束イコール契約という思いがいたしております。平成28年の7月の総合教育会議までは、建議の内容を尊重すると書いてあります。間違いありませんね、教育長。よかですよかです。この中で、第2回審議会平成28年12月5日、審議会が発足され第2回目になりますが、石橋審議会長が「審議会中学校は統合すると結論が出ております。結論について審議会議論することは避けていただきたい。そうしないと前に進みません。」と発言された。この石橋会長の発言について、何をもってこの発言をされたのか教育長お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

2回目の審議会の中で、当時の統合審議会の石橋会長が発言をされておりますが、その発言内容につきましては、今議員がおっしゃったように少し誤解を受けるようなところがあったかもしれません。ただ、申し上げておきますけれども、

諮問を1回目の審議会で受けられておりますので、諮問の内容は3つあったと思います。その諮問について審議を進めていくという認識は十分にお持ちであったというふうに思います。なお、諮問の内容3つを判断して指示されたのは町長だというふうに認識をしているところであります。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） この石橋発言について、町長はどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、教育長も申し上げましたが、その前の学校規模適正化審議会の中で、やっぱり教育委員さんから意見書として上がってきた中、いろいろ意見を聞く中で、やっぱり早くもうこれは生徒数が減っていくので、早く統合を進めたほうがいいだろうというお話もありました。そういったことを受けて私のほうで、であるならば、統合を前提とした審議会を作ってほしいという指示をしたところです。その指示がさっき教育長が言ったところにつながっていくものがあります。そういった意味では、石橋教授も少し誤解を受けるような発言があったのではないかと私も考えるところでございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 平成28年の同じ12月5日ですね、石橋会長さんが発言される前に、事務局から「町長の意見ですよ、町長の考えですよ、2校ある中学校を統合しますと、町長の真意を尋ねてきました。これに沿って会議を進めていただきたい。」と事務局から発言があっております。石橋会長の発言、あくまで統合するということは、町長の考え、町長の意見、意向をそこに出されたという内容でございますが、7月の段階で総合教育会議の中で、まだ建議の内容を尊重する。12月では統合をする。その前の3月ですね、常任委員長がこの本会議で報告されたということは、先ほど言うた町民、議員に対する約束、契約という思いが私はしますし、そのことを考えたときに、また28年のちょうど11月ですね。美里町の町長選挙がありました。無投票で町長は当選されておりますが、上田町長のその出陣式、選挙当選の挨拶の中で、熊本地震の災害復旧復興が今期私に課せられた最大の課題であると。オール美里で復旧復興、全力で取り組んでまちづくりを進めたいということで学校統合の話は一切出ておりません。今回の所信でも全くそのとおりでございます。町長がこの2校ある中学校を統合しますと審議会の中で局長、事務局からその真意、その町長の考えを意見を述べられたということは、そのどちらかということと本会議で約束したものとやっぱり違うことにつながると。ということは、やっぱり約束違反ということから考えたときに、この件

を町長についてお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この審議会の答申に関しましては、法的拘束力はありません。

そういった意味では、今後平成25年にアンケート調査をしておりますが、条件付きも含めて6割の方々が統合はやっぱりやったほうがいいだろうというふうな答えが出ております。ということは、総論は賛成だと。でも各論になると、どちらにもつけないという状況でありましたので、であるならば、真剣に統合を考えるための統合審議会を要は前提とした統合審議会を作ったほうがいいのではないかとこの結論にたどり着いたところでございます。なお、平成26年一般質問を受けておりますけれども、当初からここにそのときの答弁書の資料があります。これは答えてはいませんが、やっぱり保護者の意思の統一あるいは地域の住民の皆さんの理解を得ながら、進めていかなければいけないというようなことはここに書いているところであります。今の経緯につきましてはそういうところでございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） やっぱり教育委員会の適正化審議会、統合審議会というのはやはり執行部側のほうの、どちらかというとやっぱりこちら側と思うんですよ、その後ろのそれは何かというとやっぱり住民と思うんですけど、であるし、やっぱり議会と思うわけです。そういう形であるならば、28年の12月とか議会には何回か発言する場所があったと思うんです。発言されていないということは、これ、議会に対して例えば常任委員会の委員長さんですか、それを約束されたということから見れば、やはり議会に対する軽視とか住民に対する意思とか、やっぱり住民に周知できなかったと最初町長がお断りされております。そのようなことから、美里町の最高責任者としてやはり町民に対して議会に対して、約束を違反したということは、もうはっきりしているというふうに私は思うわけでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私は、約束を違反したとは思っておりません。これは当時の社会文教常任委員長さんが報告をされたことでありまして、答申に関しましては法的拘束力がないので、私はそれを受けて熟慮して出した答えでありますので、約束違反とかそういうことではありませんし、私が聞いているところによりますと、この統合審議会の議論の内容等に関しては、その都度委員会で報告があっていたというふうに聞いているところでございます。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 私が常任委員会の委員長をしております。10番議員の後です
ね、しておりますが、明確なこうこうこうであると、審議会ではこうこうこう
というのは、29年の9月頃の議会ではっきり議会にも出してくださいというこ
とで報告が、9月と10月に2回ぐらい、また全員協議会に出てきたという認識
はしております。ただ、こういう中でですよ。

○議長（中川政司君） 渡邊君。簡潔にお願いします、時間が。

○8番（渡邊義文君） 今町長、座談会を今やられておりますが、私の地区の萱野と
いうところでは、存続議決という形をとられております。そういう中でアンケー
トを6割の方がと町長言われましたが、地元になれば、やっぱり地元の中学校な
ら賛成という声がほとんどだったという保護者からの萱野座談会でもあっており
ます。町長もそれは聞かれていると思います。そのようなことから、やはり時期、
この状況を座談会をやっておられますのでこれは聞かれると思いますが、時間を
かけて進めていかなければ、やはり短兵急では、あまりにも一般世間とこの進め
ることが乖離がありすぎるのじゃないかという思いも強くしよりますので、その
あたりはしっかりとご判断をいただいて、美里町のまちづくりに全力を注いでい
ただきますよう要望し、一般質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、渡邊義文君の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩をいたします。再開を午前11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、2番、今田政行君の一般質問を行います。今田政行君。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 2番議席、今田政行です。通告書に従いまして、質問を進め
てまいります。

今回は、農業振興について7項目にわたり質問をいたします。

国内では長らく右肩下がり推移してきました農業総生産額が2年連続で前年
を上回り、反転の兆しが見えてきたという報道がありました。要因としましては、
消費者特に会社での国産志向の高まりが出てきたことや、国際的な食料争奪でか
つての洪水的な輸入が起こりにくい現実もあります。また生産面からいえば、畜
産あるいは酪農、野菜関連等の価格の上昇が要因であります。一方米にいたっ

ては、個人消費量の減退により最盛期の４割の水準にとどまっているのが現状です。今後生産基盤の維持に努め、供給減少に待ったをかけ安心安全な農産物を生産せねばなりません。多様な担い手の育成を行い、大規模農家だけでなく家族農業を重視する取り組みが必要であると思います。中でも生産の４割を占める中山間地域のでこ入れを要望していかなければならないと思っております。

そこで、美里町の農業の現状ですが、農業センサスによりますと、耕作面積１，２１０ヘクタールあり、その中で荒廃遊休農地が３００ヘクタールほどあり、ここ５年間で９０ヘクタールの耕作放棄地が発生をしております。当然荒廃遊休農地は条件不利地がほとんどであり、今更手を付けてもというところも多いと思いますが、年々増加傾向にあるということは憂慮すべきところであります。また、総生産総産出額は１６億円であり、農業就業人口が１，０５０人、ここ５年間で３００人弱の減少をしております。基幹的農業従事者においては、６５歳以上の従事者が７５％以上になっております。このような現況の中で、町の主産業である農業を将来的にどのような方向付けをされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

平成２８年度から計画されております美里町第２次振興計画の基本計画の中に示しておりますが、農道をはじめとする農業基盤を整備するとともに、多様な担い手の育成確保、効率的な経営体の確立を図り、農業経営の安定に努めるほか、６次産業化やブランド化に取り組み、農産物の付加価値化を推進します。また、環境に配慮した農業、生産者と消費者の交流による地域の活性化を推進することとしているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員おっしゃいますように、この町の主産業であります農業でございます。少しでも稼げる農業に取り組むことで、農業で生活できるあるいは農業収入がゆとりある生活の足しになる経営を目指す必要があると思います。そのためには認定農業者と大規模農家には農地の集積、集約を進めて生産性の向上を図り、兼業や小規模な農家には集落や作物ごとの連携により、小さい農業でも収益が得られるよう支援をしていきたいと考えているところでございます。

なお、議員がおっしゃいましたが、やっぱり中山間地域のでこ入れ、まさに必要だというふうに考えているところでございます。また自給的農家を含め、耕作や保全活動を継続していくことが、集落環境を維持する基盤となり、本町の魅力である美しい農村環境を守っていくことにもつながると思いますので、そのよう

な観点からも諸政策を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 第2次振興計画の中の基本計画に謳われておるところを今話をさせていただきましたけれども、そのような中で現況をみますと、農業従事者の高齢化に伴い担い手不足となり、遊休農地の増加を招いていると思われます。遊休農地が増加すれば、当然生産量は減少しますし、有害鳥獣のすみかにもなり、将来的には集落の存続も危ぶまれるという状況になります。そこを打開するには、基盤整備も1つの解決策ではないでしょうか。町内の基盤整備面積が390ヘクタールと聞いております。水田面積からみても40％程度の整備率でありますけれども、今後の農業基盤の整備として圃場整備をどのように捉えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

農業基盤の整備としまして、現在県営の中山間地域総合整備事業によりまして今、用永、下永富の3地区で合計23.9ヘクタールの圃場整備に取り組んでおります。これは平成27年度から平成33年度にかけましての整備計画となっております。新たな整備計画につきましては、現事業が完了した後、県との協議、申請、承認、着手ということになりますので、現事業に対する予算確保及び早期完了をお願いしていくこととしております。なお、この事業は、本来受益者負担が5%でありましたが、中山間地域における圃場整備を推進するため中間管理事業の活用や農地集積集約の達成等の要件を満たせば、負担率が軽減され、最大で0%になる補助制度が平成27年度から始まりました。これは整備費用が割高な中山間地域におきましては、圃場整備を推進する上で大きな力となりますので、制度の継続をお願いしながら、今後各集落の移行をお聞きし、次の整備計画に反映していきたいと考えております。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 現在進行中の圃場整備も、今言われましたとおり、中山間地域総合整備事業と中山間地域農業集積促進事業を組み合わせることによって、個人の負担を還付することということで、今課長から話がありましたけれども。また、今国会で土地改良法などの改正案が提出されておりますが、農地の整備と農地バンクを通じた集積をセットで支援する施策もできるようですので、地域からの申し出だけでなく、積極的な推進をしていただきたいということをお願いしたいところであります。そうすることによって専業農家あるいは兼業農家、組織等の担い手の確保、育成ができるのではないかと思いますし、農作業受託や組織に

よる効率的な営農体制が構築できるのではないかと思います。今後担い手の確保及び効率的な営農体制の確立をどのような形で取り組まれるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

まず、担い手の確保としまして、現在の新規就農の状況としまして、ここ数年の数字でいいますと、毎年1名から2名ということで、他の仕事を辞めて就農された方がほとんどでございます。他の市町村から来られた方もいらっしゃいます。したがって、高齢化により農業者は減っていきますので、担い手の確保は大きな課題になっているところでございます。そのため、新規就農者がスムーズに担い手となれるよう、国の補助制度である農業次世代人材投資事業により支援を行っているところでございます。また、高齢農家や兼業農家、あるいは定年退職農家の方々が農業で収益を上げられるよう振興作物の栽培を奨励し、少しでも担い手の確保につながるようにしたいと思っているところでございます。

効率的な営農体制の確立といたしましては、各部会や生産組織におきまして活動の充実を図っていただくことで、組織的な生産技術の向上や収量、品質向上などを進めるとともに、農業機械の共同利用や営農組織の設立、構築連携等を推進していくことで、生産コストの低減や作業の省力化を図るなど、組織化及びその連携を図っていきたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） また、町内に農作業、例えば稲作作業ですけども、農作業を受託する組織または個人の数がわかればお尋ねしたいと思います。また、受託の面積がわかれば併せてお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

今、把握しておりますところでは、平成29年の実績で法人が1組織、任意組合が2組織、個人5人というところで把握しております。面積としましては、耕起代掻きが11ヘクタール、田植え47ヘクタール、稲刈り90ヘクタールでございまして、町の水稻作付面積410ヘクタールのうち、委託面積が90ヘクタールで、約22%が委託という状況になっているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 今、委託が作付の22%という話がございましたけれども、また農地の流動化についてなんですが、ほとんどの設定が個人間の利用権設定だと思いますが、例えば組織での利用権設定をされて営農活動をされている組織があ

ればお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

御存じのことかとは思いますが、組織での利用権設定は法人でないとできませんので、営農組織としましては今のところ1組織となっております。ただ、会社としましては2社が利用権設定を行っている状況となっております。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） ただいま3組織で農地の利用権設定がされているということですが、どちらかといえば、今は農作業の委託希望者が多いと思います。しかしながら、今後はもう作れないから耕作してほしいと言われる方が多分 to 多くなると思いますので、やはり基盤整備を拡充しまして、個人での規模拡大を可能とする、あるいは組織による営農活動ができる環境づくりをお願いするところでもあります。

次に、ブランド化の推進における特産品となる農産物の生産状況及び今後の取り組みについてお尋ねいたしますが、現在、町で特産品として推奨されている作物の生産並びに販売状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

現在、本町におきまして販売額が1,000万円を超える農産物といたしまして、米、アスパラガス、かぼちゃ、メロン、生姜、キュウリ、里芋、花鉢物、干し柿、栗、茶、葉タバコ、肉用牛などが挙げられます。その中で、かぼちゃにつきましては、平成20年度から秋冬抑制型の栽培に取り組み、美里かぼちゃとしてのブランド化を図ってきたところであります。平成29年度の実績としましては、作付面積5.6ヘクタール、出荷量45.7トン、販売額1,370万円と数値的には前年を下回る結果となりましたが、市場での品質、食味に対する評価は高く需要もあるため、今後さらに増産、高品質、大玉化を目指して推進してまいります。

米につきましては豪雨災害等の影響もあり、平成29年の作付面積は410ヘクタールと配分を下回る結果となっております。ただ、生産額は推計値で約4億円程度ありまして、今後とも中山間地域の特性を生かした良質米の生産振興を図るとともに、新品種の導入も行い、少しでも収益の増加につながるよう努めてまいります。

他の作物につきましても、県やJA、関係機関と連携して、生産振興を図るとともに、収益の上がる新規作物の導入も進めていきたいと思っております。なお、特産

物として生産振興を図るため、指定振興作物としてフルーツ玉ねぎ、アスパラガス、こんにゃく、スティックセニョール、スナップエンドウ、コゴミ、タラの芽、柿、栗、銀杏、金柑、イチヂク、梅、ゆず、茶の１５品目を指定しているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 実は、昨日お茶部会の総会がありまして出席をしましたが、例えば海外に展開をしていこうとかいう思いを持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった意味ではやはり出口をどうやって模索していくのか、あるいは確保できるのかということに関係団体とも連携を深めながら、町としても支援していくべきだということを考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○２番（今田政行君） 今話の中で、農業生産額の件について、冒頭に１６億円と申しましたけれども、その中で先ほど課長が言われました米が４億２，０００万円ですかね。あと多いのが野菜が５億９，０００万円とか畜産が３億５，０００万円あと工芸作物とか柿、その他というものがありますけれども、１６億４，０００万円という算出額でございます。そのような特産品の中でですね、町からの助成というのがどうなっているのかということと、今後の町からの支援をどう取り組んでいくかということにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

先ほどの指定振興作物に対しましては、特産物進行補助金として生産にかかる飼料費並びに資材代の３分の１を上限１０万円として補助しております。美里かぼちゃにつきましても種子代、肥料農薬代の３分の１を負担しております。また、肉用牛につきましては、畜産振興補助金として、導入費用の１８％を上限１５万円として補助しているところでございます。今後の支援につきましても、新規作物の検討あるいは金額等の検討につきましては、他市町村の例等を見ながら判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○２番（今田政行君） それぞれの耕作者の方々が、ここまで努力して積み上げてこられた作物でございますので、今以上の実績が上がっていくことを願うところであります。

次に、荒廃遊休農地対策の取り組みについてお尋ねをいたします。先ほど、荒廃遊休農地が３００ヘクタールあると申しましたけれども、ここ５年間で９０ヘクタールほどの耕作放棄地が発生をしております。この数字が間違いないかお尋

ねと、荒廃農地と遊休農地それぞれの面積がわかればお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

荒廃遊休農地ということですが、言葉の定義といたしまして、まず遊休農地ですが、これは農地法に基づくもので、現在耕作されておらず今後も耕作されないと見込まれる農地をいいます。荒廃農地は、農業委員会が毎年行っている調査におきまして、草や笹、竹、樹木等が生え茂って地表部の草刈りだけでは作物の栽培ができない状態の農地をいい、機械を使って草切りや伐採、伐根等をすれば耕作可能となるものをA分類、農地への復元が困難なものをB分類としております。このA分類の荒廃農地と先ほどの遊休農地が面積的にはイコールとしているところでございます。また、耕作放棄地は農林業センサスにおいて1年以上耕作しておらず、今後も耕作する予定がないと農家が記載した農地となります。そういう意味で数字を挙げますと、平成29年度の荒廃農地は501ヘクタールで、そのうちA分類いわゆる遊休農地が170ヘクタールとなっております。平成24年度の荒廃農地は254ヘクタールでございましたので、ほぼ倍増ということになりますが、これは5年間で荒廃したというよりも調査で新たに見つかったことによるものでございます。また、農業センサスにおける耕作放棄地は223ヘクタールで5年前の調査より28ヘクタールの増という結果になっております。議員が先ほど申された数字につきましても、農業センサスの5年間の差ということございまして、その数字も間違いではないというふうに捉えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 今、面積をお伝えいただきましたけれども、その中で特に遊休農地対策というのが今後の非常に大きな課題になるかと思っておりますけれども、その対策についてのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

現在、荒廃農地解消対策としまして、荒廃した農地で耕作の再開が可能などところにつきましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業及び県の耕作放棄地解消事業を利用しまして、草きりや伐採、伐根、土壌改良、整地等を行い、農地としての再利用を図っております。この5年間で約4ヘクタールの再生を行っているところでございます。また、各集落におかれましては中山間地域等直接支払や多面的機能維持支払の事業を活用して、営農継続や農地保全に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 冒頭申しましたように農業従事者の高齢化により、手が回らず荒れるか、あるいは離農されることによって荒れるのが主な要因と思います。言えば人の手で無理であれば家畜の力を借りる方法も1つかと思います。そこで、昨年10月30日に経済建設常任委員会で佐賀県の基山町に行政視察研修にお伺いしました。そのときに、鳥のエミューを活用した耕作放棄地解消及び鳥獣被害防止対策で効果を上げておられるところも視察をいたしました。有害獣の侵入を防御するバリエードではなく、家畜を放牧するエリアを作れば、有害獣の侵入を防ぐ（カンショウタイ）にもなるのではないかと思います。地理的な条件はありますが、是非今後ご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

ただいまの視察研修につきましては、私も一緒させていただきましたときにエミューの活用も見させていただきました。また、エミューの導入ということについては考えておりませんけれども、牛やヤギなどの家畜を田畑に放牧することは耕作放棄地の解消対策として有効な手段の1つと思います。また、飼育労力の軽減にもつながると思いますので、今ご相談いただいている地区もあります。取り組みが可能な地域の方々と具体的なやり方等を模索していきたいと思っております。また放牧による鳥獣被害防止の効果につきましても、県や先進地域等の成果をお聞きしていきたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今担当課長が説明いたしましたが、放牧によってこの鳥獣対策をやろうと考えられている地域もあります。また、エミューを使ってというご提案ではありますが、是非一度見せていただいて美里でできるのかどうかを含めて検討させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 是非、少しでも進めていただくように願うところでございます。

続きまして、有害鳥獣被害対策についてのお尋ねでございますが、国、県では被害は減少傾向にあるとの報告がっておりますが、美里町では鳥獣被害防止総合対策事業で捕獲の支援や侵入防止柵の設置などを行っておりますが、被害は増加をしております。何とか減少をさせなければ耕作者は再生産の意欲をなくされてしまいます。そこで現在設置してあるワイヤーメッシュや電気牧柵の再点検

という意味で、猟友会や若手農家グループで組織される熊本農家ハンターというのがございます。その農家ハンターによる効果的な電気牧柵の設置方法などの講習会を開催したらいかがでしょうか。熊本農家ハンターは最先端的な技術を駆使して防御あるいは捕獲を実施されております。そのような技術を習得する機会を作っていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

熊本農家ハンターにつきましては、県内の若手農家約80名が、農地や農家を守るためにイノシシを中心に鳥獣の調査や防護、捕獲、加工等に取り組んでおられると聞いております。いろいろな機関とも連携し、研究を行いインターネットを通じて支援を募り、箱わなや発信機能付き監視カメラなどの機材を整備して、活動を行っておられるということでございまして、自分たちが農地をどうにかせんといかんというような熱意のある方々の集まりだと思いますので、今後要請や調整等を行いまして、ご対応が可能ということであれば、何らかの形でお話を聞くなりご指導をいただく機会を設けていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 効果を上げるためにも、是非実行をしていただきたいと思いますところであります。

また、以前より質問をしてまいりました捕獲後の処理施設、焼却も含めますけれども、についてですが、今後いずれかの方法、いけば単独なのかあるいは広域なのかということで、早急に検討せねばならないことだと思います。ちなみにここ1年間の捕獲頭数ですけれども、これは今年の3月1日までの町への報告分といたしましてイノシシの成獣が455頭、幼獣が33頭、シカが268頭、アナグマが16頭、サルが6頭という報告が上がっております。また1月の27日の農業新聞でございすけれども、第4回ジビエサミットが鹿児島市で開催されました、行政や捕獲調理、加工、流通にかかわる関係者が500人参加をしたという記事が掲載をされておりました。このような情報も的確に掴んでいただきたいと思いますと思いますが、焼却を含む処理施設についての見解をお尋ねしますとともに、山都町に設置されたという話もありますが、事実かどうかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

山都町では清和の米生地区に加工処理施設が建設されまして、昨年の10月から「ジビエ工房やまと」という名称でイノシシ、シカの加工処理を行っておられます。施設の面積は90平米ほどで、第三セクターにより管理運営され、地区外

で屠殺（とさつ）放血したものを1時間以内に持ち込み、受け入れ頭数は1日5頭、開所から約200頭を処理しているということです。比率としましてはイノシシ、シカのほぼ半々と聞いております。また加工した肉は真空冷凍し、町内の物産館や飲食店において販売をしているそうでございます。本町におきましては、今のところ加工処理施設の整備の計画はありませんけど、先ほどもおっしゃいましたようにイノシシ455頭、シカ268頭が捕獲されている状況でございます。地域資源としての有効活用を図るためにも、供給体制やあるいは管理運営、流通等の課題をもっと詳しく調査し、施設の整備の方向性を定めたいと思っております。

また、焼却処理施設につきましては、以前、宇城クリーンセンターが基本的には受け入れ可能であるということは聞いておりますが、1メートル以内の大きさに切断するとか、本格的な持ち込みを開始する際にはいろいろな協議を経る必要があるなど、今のところ現実的には搬入は難しい課題もあると思われます。また、緑川ダムの流木処理施設も能力的には処理可能ではあるということも聞いておりますが、実際の対応としましては先ほどと同じようにかなりの調整が必要ということでございますので、加工及び焼却の施設ともに、単独でいくのか広域でいくのかそちらも併せまして関係団体との協議をしながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かにこの件に関しましては、以前にもご質問を受けしているところでございます。山都町が加工施設を整備されたということなんですが、やっぱり血を抜いてそれから1時間という、やっぱりなかなか広範囲に、例えば山の中で獲れたものを、血を抜いて1時間以内に搬入するというのは非常に厳しいというふうな話も聞いています。そういった意味では、作った方がいいがどんどん赤字施設になってしまうというようなことも、やっぱりそのリスクも考えなければなりませんので、そういった意味では慎重にいろんなことを調査する必要があるのではないかと思います。

それから焼却施設に関しましては、これは山都町の町長さんのほうにも話をしているところでございますし、緑川ダムの流木を焼却する施設、これに関してもダムの所長さんにも相談をしているところでございます。ただ、広域でやっぱり1つの町でそういったものを持つというのは非常に厳しいのではないかと思います。うに考えておきまして、広域でできないかというところを模索していく必要があるのではないかと思います。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 確かに今お話のとおり、処理施設につきましては、いろいろ持ち込みの規制あたりがありますので、非常に難しいかと思えますけれども、やはり焼却あたりになれば、幾分か可能性が多いんじゃないかなと思えますので、是非、継続したご検討を願うところでございます。

最後に、農業公社についてお尋ねでございます。近年、全国の自治体特に中山間地域でございますけれども、我が町においでくださいとか、住んでくださいとかいうメッセージが盛んに発信をされております。その中で、しっかり実績を上げているところもあるし、そうでないところもあるようです。では、その差は何かといえば、やはり受け入れ体制の差ではないかなというふうに思えるところでございます。その中で、農業の担い手を確保する手段として、これは仮称でありますけれども、農業公社的な組織をつくり、そこで研修ハウスまたは農地を準備して先ほどお話がありました特産品であるとか、アスパラあるいは美里かぼちゃあるいは稲作の栽培技術を学んでいただいて、後は独立してもらおうということで、経営面につきましても、青年就農給付金等で応援する施策はできないでしょうかということであります。そうすることによりまして、前段で申しました担い手の確保またはブランド化の推進にもつながっていくのではないのでしょうか。その他の業務の一環として、先ほど言いました遊休農地対策とか有害鳥獣対策とかいうことも対応できるかと思えますし、自ら営農活動を行い、農地の有効利用をする方法もできるんじゃないかというふうに思います。

また、雇用の場もできます。外部から会社を誘致して雇用の場をつくることも大事なことでありますけれども、地域にある産業を後押しして、そこで雇用の場をつくるというほうがより確実な方法だと思いますがいかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

先ほども言いましたが、昨年の10月に視察研修をさせていただきました長崎県小値賀町の担い手公社は、新規就農の際の研修や営農の支援、特産品開発、生産・販売等、町の農業振興を一手に引き受ける法人であったかと思えます。また、島根県美郷町でも今年1月に町が法人を立ち上げ、遊休農地を活用した特産品開発や農作業受託を行うということで、農業新聞に紹介されておりました。ほかに自治体に取り組んでいる事例はあると思えます。本町におきましては、今のところその計画はございませんけど、本日ご質問いただきましたいろいろな課題を解決し農業振興を図っていくためには、今言われました公社的な法人の設立も考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。事業内容や

運営体制、財政的な問題、実行に移す際のメリットや課題などについてもっと詳しく調査していきたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに議員おっしゃいますように、農業をいきなり入ってきてすぐできるかといったら非常に難しいことであります。そういった意味では青年就農給付金あたりを利用してということでございますが、今それで成功している事例もあると聞いておりますので、そういったところも視察をさせていただきながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 先ほど課長が言われました地域のほかにも、鹿児島県の志布志市とかあるいは大分県の豊後大野市あたりも取り組んでいただけて成功されているという話を聞いておりますので、是非そういうところの視察をお願いしたいと思うところです。農業振興は、非常に時間を要する仕事でありますけども、終わりもありません。できるところから手を付けていただいて課題である農家所得の確保、担い手の確保、地域の実情に応じた農地基盤整備と農地集積を推進していただきたいと願うところです。第2次振興計画において、農業についての指針が示されておりますが、基本計画において5年間の中の間年となります。進捗状況を確認をいただき、基本方針をクリアできるよう再度の検証を願うところがあります。継続可能な農業を展開できるよう、施策を講じていただけることを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、今田政行君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 議席3番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 今回は、3点ほど質問を予定しておりまして、1点は、平成30年度当初予算について。2点目は、第7次の熊本県保健医療計画と町の第2期保健事業実施計画について。3点目が、国民健康保険制度の改革についてとい

うことで質問をいたしたいと思います。

まず、平成30年度の当初予算の関係ですけれども、一応昨日の施政方針で大体課題はお聞きをしましたけれども、予算の説明というのはこの一般質問の後ということになっておるわけでございます。この予算の規模は七十数億で、繰越明許費が二十数億ありますので、九十何億という額になっておるわけでございますが、この1年間に何に重点をおいて事業を進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この1年間に何に重点をおいていくのかというご質問でございますが、平成30年度予算案の重点課題は、何よりも熊本地震で被災され、今もなお仮設住宅に入居されている方々、住宅や宅地が被災された方々の生活再建に力を入れていかなければならないと考えております。具体的には応急仮設住宅利活用事業費、被災宅地復旧支援事業費、転居費用助成金、民間賃貸住宅入居支援助成金などに平成30年度予算といたしまして2億2,000万円、平成29年度繰越事業の災害公営住宅建設事業費を合わせますと4億9,000万円の予算を計上させていただいているところでございます。震災・豪雨関連の農災、公共施設災の復旧工事費につきましても、繰越事業と合わせまして9億9,000万円の予算を計上いたしております。昨年に引き続き町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

そのほか地域公共交通網の再編に伴い、10月から新たに仮称ではありますが美里バスを運行する予定としておりますし、移住定住の促進につきましても引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。また、平成30年度には日本一の石段が完成して30周年、石段の郷佐俣の湯が開業して20周年を迎える節目の年でもありますので、これまで以上にプロモーション活動を強化し、本町の観光の魅力を最大限に発信してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 続きまして、いわゆる基金問題ということで、自治体の基金のあり方についてお尋ねしますが、自治体にとりましては将来の支払いに備えて財政調整基金など様々な蓄え金を保有しているわけですが、近年基金残高が増加傾向にあるということで、2017年の5月に経済財政諮問会議あるいは財政制度等審議会の中の民間議員の中から、2010年以降の基金の急増を指摘されまして、地方財政計画に反映させるべきだと。あるいはその自治体は、基金を積み立てるほど余裕があるから交付税を減らせと、こういった議論があるやに聞いております。今後きちんとその地方6団体等で対応するべきものと思ひ

ますけれど、この自治体の基金問題に対する認識についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨年来、国におきまして、地方公共団体が保有する基金の残高が増大していることを踏まえて、地方への資金配分を見直すべきという議論が行われているところでございます。総務省が実施しました地方公共団体の基金積立状況調査によりますと、全国の町村の平成28年度末の基金残高は3兆746億円で、10年間で1兆2,968億円、増加率にいたしまして72.9%増えたということであります。本町美里町におきましても、平成28年度末の基金全体の残高は26億3,110万円で、10年間で6億2,490万円増加率にしまして31.1%増えておりますし、財政調整基金に限っていいますと、平成28年度末の残高は21億3,640万円で、10年間で10億6,510万円、増加率にいたしまして99.4%増という状況でございます。これは災害への対応や公共の施設の老朽化対策、社会保障関連経費の増大などによる将来への蓄えが、備えが必要との判断で行革であったり経費の削減等により捻出した額を積み立ててきたものでございます。このように地方公共団体が地域の実情に応じまして、自身の判断に基づいて基金積立を行ってきたことに対しまして、そのことを理由に地方交付税を調整するなどの議論が国で行われていることにつきましては、大変違和感を覚えますし、今後も国の動きを注視していく必要があると思っております。なお、平成30年度当初予算案におきましては、地域振興活性化事業に充てるための地域振興基金を積み増すことといたしておりますが、国の議論を踏まえ今後は単に将来への備えという理由だけではなく、確保している基金の必要性あるいは積み増す額の根拠、そういったものを具体的に示していく必要もあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 今言われますように、基金の増加の理由としましては、景気動向による税収の変動への対応ですね、それと公共施設老朽化対策とかいろいろちゃんと理由があって積み立てているわけでありまして、ただ単に表面の額だけ見て地方は余裕があると言われること自体がおかしいと思いますので、今後当然その町村会、議長会等の6団体を通じまして、国の経済財政諮問会議でありますとか財政制度等の審議会に対しまして、きちんと意見を言っていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、地方財政計画上の歳出の特徴ということでお尋ねをいたしますけれど、2009年から実施されましたいわゆる歳出特別枠が今年から廃止をされまして、これは1.5兆円ほどあったのが年々減らされて、結果として廃止という

ことではありますが、その歳出特別枠の廃止に伴う代替経費としてはそれなりに手当をされておるわけですが、この地方財政計画上の歳出の特徴についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

ただいまご質問がありました地方財政計画上の特別枠の廃止の件でございますが、これまで段階的に削減をされてきました。平成30年で廃止ということになりましたが、まずはその廃止に伴いまして、本町の交付税額にも少なからず影響が出るというふうな認識をしております。現時点で正確な数字は把握できませんけれども、平成30年度におきましては、地域経済雇用対策費の基準額ベースで前年よりも1,900万円程度減少するのではないかと考えております。また、その廃止に伴います代替策としまして、1つが公共施設等の老朽化対策維持補修費というのが増額をされているところでございます。地財計画上で250億円ということになっております。また、昨年度に創設されました公共施設等適正管理推進事業費につきましても、内容が拡充されまして歳出額も4,800億円に増額をされているところでございます。その拡充の主な内容としましては、公共施設の長寿命化対策事業の拡充、併せまして公共施設等適正化管理推進事業債の交付税措置率を、財政力に応じて30%から50%に拡大するというようにされております。本町の平成30年度の当初予算案におきましては、公共施設管理関連の経費としまして地財計画の拡充に該当します町道の改修事業費や社会体育施設の解体費等も計上させていただいているとことです。また、その拡充策の1つ地方債の交付税措置率の拡充というのもございますが、本町におきましては、それよりも有利な過疎債あるいは合併特例債の活用が可能でございますので、町債を活用する場合はそちらのほうの活用を考えていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） この歳出特別枠の廃止に伴う代替の部分として地方単独事業等、公共施設等適正管理推進事業、維持補修費で250億円ということでございます。また、公共施設等適正管理推進事業費の拡充ということで2017年度に4,800億円ということで前年比の2,500億円の増ということになっておりますが、今、お答えでは町道とか社会体育施設の改修に町では使うんですよということでありました。

続きまして、この森林環境税ですね、一応平成30年度の政府の税制改革大綱

によりますと、森林吸収源対策ということで、今度平成36年度から課税すると。その間平成31年度からはこの森林環境譲与税で賄うと。これは林野庁のホームページではそういう言葉を使っておられますけれども、この森林環境税というのは譲与税は31年度からだから、平成30年度の予算には特別どのような形で計上されているのかいないのかですね。将来的に平成31年度から譲与税が来る、それから36年度から本格的に1,000円森林環境税が導入されるということではっきりしておりますし、今日たまたま私の質問に合わせたような形で熊日に大きく載っておりました。林業再生への大変革ということで整備する人がいない私有林を自治体が管理する森林バンクの制度とか、こういう大きく今日の熊日に載っておったわけですが、この森林環境税導入に伴う交付金の使い道ですね、これを今の時点でわかる範囲で結構ですので、どの程度考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 詳しい使途につきましては、担当課長が説明をいたしますが、この森林環境税におきましては、国内に住所を有する個人に年額1,000円を課する国税でありまして、年予算大体600億円と言われております。この仮称森林環境税につきましては、かなり長い年月をかけてやっとの思いで創設された仮称森林環境税というふうに考えているところですが、その譲与基準や使途につきましては、どうも当初の要望どおり進んでないような感じがしているところでございます。これもともと川上の自治体に対するある程度弾力性のある交付制度になるのではないかなと思っていたところですが、現時点では使途もかなり制限されておりますし、譲与額を人口の案分であったり、私有林、人工林の面積に対するなど定めてあります。つまり、林野率が高くても国有林が多く、人口が少ない自治体においては、やっぱり交付額がかなり少なくなってくるのではないかなというふうに感じているところでございます。そういった意味では、今日議員おっしゃいますように新聞にも載っておりましたけれども、今後その使途等については十分注視していきたいと思っております。そのどういう詳しい説明につきましては担当課長がいたします。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ただいま町長のほうからのご説明がございましたように、森林環境税につきましてその内容を私のほうから、もう少し今の取り組みの現状と今後の取り組みの方針、方向についてご説明申し上げます。

先ほど坂田議員からお話がありましたように、30年度税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が一応されることとなりました。これにつ

きましては、条件不利な森林に関しまして、市町村が自ら管理を行う新たな制度、今日の新聞に載っておりましたように、森林バンクという制度の文言が出ておりますけれども、それを創設するために森林関連法令の見直し、これも森林経営管理法案ということで、国会に提出されたところでございます。それを平成31年4月から施行することが予定されておりますが、これを踏まえまして、平成31年度におきまして市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるために、まずは森林環境税及び森林環境譲与税を創設するところでございますが、具体的内容としまして、森林環境税の課税が平成36年度からと予定されていることから、税の徴収に先行しまして、平成31年度から35年度までは森林環境譲与税として、国の特別会計枠で市町村及び都道府県の財源として譲与されるところでございます。先ほど町長からのお話がありましたように、この譲与額の算定基準というものがございまして、まずは私有林の人工林面積、これを林野率により補正されます。その次に林業就業者数、その次に人口という譲与基準で案分し算出されますので、森林がその市町村によって森林面積が少なくても、今度はこの人口の比率というものがその案分にかかってきます。ですから、実際、川上のほうが一番必要とするところですが、市内近郊の山林が少しでもあれば、そちらのほうにも譲与されるという形になるかと思っております。

そして、使途についてですが、使途につきましては、間伐や路網整備といった森林整備に加えまして、これを促す人材育成、担い手確保、木材利用の促進、普及啓発等に充てることとされております。

まず森林整備ですが、路網整備、間伐以外の里山整備、竹林の整備、そういった森林整備に必要となる所有者意向調査、境界の確定など。次に、木材利用の促進や普及啓発としまして、学校、保育園、医療福祉施設等の公共建築物への木材利用、森林環境教育、木育、植樹活動など。次いで、都道府県の支援としまして、市町村職員の研修や技術者と市町村との人材のマッチングが具体例として考えられております。このため、林野庁におきましては、新たな森林管理システムを創設することとされておまして、本システムにおいて市町村の役割として、山への関心や意欲が低下している森林所有者と林業事業者をつなぐことが求められてきます。また、それが不可能な森林につきまして、例えば、経済ベースに載らない森林、所有者が不明な森林、こういったものにつきましては、市町村が自ら公的に管理を行うことなどが検討されております。今後国としましては、市町村と意見交換をしながら有効な制度を構築しまして、そのガイドライン等を示される予定でございます。なお、平成30年度におきましては、先ほど平成30年度の事業計画等をお尋ねになりましたけれども、本システムの構築に関します検討、

協議を国県指導のもとに進めていく年度となると考えられております。このような新たな税の創設によりまして、森林面積が町全体の72%を占めます本町におきましては、本譲与税を活用することによりまして、今後国から示されるガイドラインに沿って、森林機能の回復と災害等の防除と国土保全等からも林地台帳の整備を国県と推し進めまして、森林所有者の把握と森林管理の現況把握に努めながら、適正な森林の管理育成を進めていくところでございます。

また、市町村へ交付された後は目的財源となります。このため、指定された使途に支出しなければいけませんけれども、例えば、単年度の譲与額は少額であり、複数年度分をまとめて執行したほうが、事業的に効果的な場合や、森林所有者との調整の遅れなどにより、単年度の譲与額の全額を執行できない場合なども想定されるところでございます。そのようなことが想定される地方公共団体では、条例を定め基金を設置し、後年度において定められた使途のとおり執行することも可能とされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 使途がガイドラインというのがまだできておりませんので、いろいろと制限がかかるかもしれませんが、私何度か申し上げていますようにこの今言われますように72%が山林ということで、この木質バイオマスですね、やっぱりペレットにしたりいろいろ燃料にする。あるいは発電をする、いろんな今試みがされているわけでありまして、せっかく山の資源をいかにして活用するかという視点、それから竹林というのが出ました。竹が非常に、竹資源というのは大事な、うちの町にとっては非常にいい事業であると思います。1回申し上げましたが、矢部のほうに1,500万円をかけて機械が設置されております。これは、国のモデル事業で3分の2は国です、地元が500万円ということで町が500万円出して設置されております。そして、要するに竹を粉にして販売すると。竹はもともと乳酸菌が入っているそうで、真空パックをして販売されております。それを田んぼとかにまくと非常にいいということでありますので、そういうことも是非森林環境税の使途の段階で考えていただいて、有効に使われるようお願いをしておきたいと思います。

それから5点目に、政府の骨太方針とまち・ひと・しごと創生事業費はどうなっていくのかということでお尋ねをいたします。この間、ずっと看板の架け替えということで、アベノミクスの三本の矢から2014年にまち・ひと・しごと地方創生という言葉が出ました。それから、2015年には1億総活躍アベノミクスの新三本の矢、2016年に働き方改革、2017年には人づくり革命とか、

生産性革命とか、とにかく言葉が踊って次々に何というか看板の架け替えがされて何が本来の姿なのか見えづらくなっております。この地方創生の関係も2019年度が目標だったと思いますけれど、この1兆円国が新たに予算を付けておりますし、重点課題分としてそのうちの1,500億円を付けておりますが、町にとってこの創生事業費はどのような形で今年度の予算に盛り込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明をいたします。

国の経済財政運営と改革の基本方針2017いわゆる骨太の方針、こちらでもまち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生基本方針2017に基づき、地方創生の新たな展開等を図るというふうな形をされております。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2017では、財政支援として地方財政計画の歳出、こちらは一般財源総額の各項の部分でございますけれども、まち・ひと・しごと創生事業費を1兆円計上したところであり、少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持するとされております。これに基づきまして、本町でも平成27年度に策定をいたしました「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、各施策の予算を計上して、引き続き地方創生の取り組みを図ってまいるところとしておりますが、具体的に平成30年度当初予算案では、基本目標の各施策について約5億7,885万円を計上しております。

基本目標ごとの内訳としましては、基本目標1の「基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する」の各施策につきまして約7,966万円。また基本目標2の「美里町への新しいひとの流れをつくる」の各施策につきまして約476万円。基本目標3の「結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる」の各施策につきましては約4億4,384万円、基本目標4の「時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる」の各施策につきましては約5,059万円を計上しております。なお、この基本目標4の「時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる」につきましては、利便性のある公共交通体系の整備に係る経費も盛り込んでいるところでございます。また、これらの4つの基本目標のうち、地方創生推進交付金が国のほうから交付される事業がございますけれども、これを活用する事業としまして、平成28年度から取り組んでおります産業連携促進事業、こちらは農業、観光業、商工業等の産業連携の促進を進める事業でございますが、こちらに対する予算も計上をして地方創生の推進を図っていくとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 当初予算の関係は、大体終わりますが、今後、特に2019年10月の消費税増税の実施の判断、それから地方の基礎的財政収支黒字化、プライマリーバランスの関係がまた先送りされておるようではすけれども、こういつた中で、この一般財源総額の補償ということを特に今後政府に対して、地方の側からきちっとものを申し込みたいと、このように思っております。

続きまして、第2点目の第7次の熊本県保健医療計画及び町の第2期保健事業実施計画についてお尋ねをいたします。まず1点目に町から見た県の保健医療計画とはどういうことかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 山田健康窓口課長。

○健康窓口課長（山田輝臣君） ご説明をいたします。

熊本県では医療法第30条4の規定に基づき、昭和63年に第1次熊本県保健医療計画を作成されて以来、5年ごとに計画を見直しこれまで健康づくりの推進と健康医療の提供に取り組まれてまいりました。団塊の世代が75歳以上になる2025年を迎えるにあたって、急激な医療、介護のニーズの変化や増大に対応していく必要がございます。県民一人一人が医療や介護は必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らし、継続かつ安定的にサービスを受けられるよう熊本県地域医療構想にて示してあります病床の機能の連携、在宅医療等の充実、医療介護従事者の育成・確保の方向性に沿って、地域包括システムの構築は進められているところでございます。こうした流れを踏まえ、健康と地域という2つの視点から働く世代の生活習慣病対策などの健康づくりの課題、がん・脳卒中をはじめとする5疾病などの予防や早期発見・対策の課題、救急医療・僻地医療をはじめとする5事業及び在宅医療の地域の医療提供体制への課題、医師や看護師などの地域の保健医療にかかわる人材個々の課題などに対応していくために、平成30年度から35年度までの6年間の計画の期間として第7次熊本県保健医療計画を策定されているところでございます。

美里町におきましても、このような県の計画を勘案し、健康増進法第8条の規定に基づき、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画の期間としました健康増進計画書の策定を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 団塊世代がいわゆる2025年問題といわれますけれども、団塊世代が後期高齢者になる年齢と、年と、ということで、地域医療計画が立

てられて、従来の５年から期間を６年にするとこういうことだろうと思います。一般的に、このやっぱり県の計画というものが基本的に我々から見ますと、病床削減計画ではないかと、こういうふうに一律的に医療費を抑制せないかんから、とにかく患者切り捨てとか、特に過疎地の医療機関のベッド数を減らして、医療費を抑えようというふうにも見えないわけじゃございません。ですから、そういった点について、是非、県が計画を作りまして、それを受けて健康増進計画ということで、後で出てきますデータヘルス計画も関連してきますけれども、そういうことを、是非そのあたりを念頭において住民の立場に立った計画を作られますようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、２と３は関連いたしますので、一緒にお尋ねいたしますけれども、第２次医療圏。第１次医療圏は市町村ですが、第２次医療圏というのは複数の町村ということで、ここらあたりだと宇土、宇城、美里ということになるかと思いますが、第２次医療圏構想の必要性あるいはその特徴がどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 山田健康窓口課長。

○健康窓口課長（山田輝臣君） ご説明をいたします。

熊本県では、地域保健法により住民に身近な健康相談、健康指導及び健康検査など地域保健に関するサービスは市町村が提供するということから、市町村の区域を第１次医療圏としております。第２次医療圏につきましては、医療法第３０条の４第２項第１２号に規定します病院や診療所の病床の整備を図る地域的単位として設定してある区域でありまして、住民の受療動向や医療資源の状況、日常生活の状況や交通事情、保健所の管轄区域などを考慮して、県内を１０の区域に設定してございます。美里町では、宇土市、宇城市の２市１町で宇城圏域に設定されております。また、第２次医療圏では、入院に係る医療を提供する体制の確保を図るとともに、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制を図ることとなっております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○３番（坂田竜義君） 内容的には今お聞きいたしましたけれども、先ほども申し上げましたように人口減少だけに着目すれば、病院の病床削減というようなそういう流れになるというふうに思いますけれども、やっぱりそのあたりきちっと患者切り捨てにならない、過疎地を切り捨てにしない、こういった視点での捉え方というのを常に持っていただきたいと要望しておきたいと思います。

続きまして、この町の第２期保健事業実施計画いわゆるデータヘルス計画につ

いてお尋ねをいたします。このデータヘルス計画の位置付けはどうなっておるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明申し上げます。

データヘルス計画は、国民健康法に基づく保険事業に関する指針に基づき策定しているものでございまして、被保険者の生活習慣病対策をはじめとしまして、健康づくりをすることによりまして、医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図ることを目指した計画となっております。また、医療保険者としては義務付けられております1つに特定健診事業計画というのがあります。それにつきましては対象者、時期、主旨等が重なることとなりますので、このデータヘルス計画の中に含めた計画としております。先ほど説明がありました熊本県の第7次保健医療計画の中には4つの柱がありまして、そのうちの1つに生涯を通した健康づくりというものがありますが、このデータヘルス計画はそこと関連性をもった計画となっておりますし、また、県が示しております医療費の見通しに関する計画というのがありますが、その中には保険者の役割としてこのデータヘルス計画に基づく効率的な保健事業の実施というものが掲げられております。

以上で、位置付けについてのご説明を終わります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 関連いたしますので、データヘルス計画の概要と特徴点についてどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明申し上げます。

データヘルス計画の特徴は、名前のとおりデータに基づく計画であるということです。そのデータといいますのは、医療保険者が持っております医療のデータさらには特定健診のデータ、それから介護保険関係のデータとなります。今この3つのデータにつきましては、国保中央会が開発しておりますKDBシステムといいます。国保データベースシステム、その中に一同に見れるようになっております。このKDBシステムでは、美里町の全国の中での位置とか同規模町村との比較とかそういうのができるようになっております。そこで、そのようなデータを持ちまして、町にどのような疾患が多いのか、また高額な医療費につながっている疾患が何なのか、そしてその医療疾患というのが予防ができるものなのかということをしっかり分析いたしまして、町の健康の課題というものを明らかにします。そして目標を立てて実践し、そして評価をしてさらにつなぐといういわゆるPDCAサイクルに沿って実施していくことがこの計画の特徴となっております。

す。美里町の場合、第1期のデータヘルス計画は、27年から29年に実施しておりますが、県下でも高血圧の割合が非常に高い町でしたので、高血圧対策というのを第1期の目標にいたしました。その結果、高血圧の割合は徐々に低くはなっておりますが、県とか全国と比べますとまだ高い状況にあります。そこで、第2期のデータヘルス計画の中にもこの高血圧対策というのを継続して実施する目標として挙げております。また、昨年ぐらいから糖尿病性腎症により透析というものが急増してまいりました。健診データをみましても高血糖の割合というのが徐々に徐々に高くなっておりますので、糖尿病対策というのも新たな課題としまして、県が昨年示してくれました糖尿病性重症予防化プログラムというのがありますので、それに沿いながら医療機関の先生方と連携を強化しながら、実施していくような計画にしております。

このようにデータヘルス計画は、データに基づく計画ということになっておりますが、平成29年度の特健診の受診率をみますと50%をやっと超えたくらいです。残りの50%の方のデータというのはいない状態で、特に医療機関にも行かない、特健診も受けないというような方が重要な疾患となり、医療費が高くなるような病気が発生しております。このような事例をなくすためにも、第1期の中では特健診受診率70%を目指しまして、未受診者対策を強化していこうというのが継続的な課題としておるところでございます。

以上、データヘルス計画の特徴並びに概要についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体わかりました。今特健診の受診率が平成30年度で57%ですか。要するにこの言われますように、受診率をやっぱり高めていくということが非常に大事だと思います。そのあたりは重点課題として取り組まれるというふうに思いますけれども、お聞きするところでは、要するに町が実施する健診、あるいは町が指定した医療機関で受診した場合は受診率に入れるけれども、それ以外のところ、個人が人間ドックに勝手に行ったといったら言葉が悪いですが、そういったところは率に入れないというようなことのようにも思えます。ですから、それは何か数字の技術的な問題だと思いますので、そのあたりは当然町の指定した機関以外で受診した場合もちゃんと結果は出てくるわけで、そのあたりは当然受診率に入れてもらうようにしてほしいと。というのは、それによっていろんな交付金とか何かの算定の基礎になるというような話ですから、そのあたりについては是非お願いをしておきたいというふうに思います。国保の関連もありますので、一応2番目の質問はこれで終わります、3点目にまいります。

3点目は、国民健康保険制度の改革についてということでお尋ねをいたします。

まずいろいろ座談会等でも説明があっていると思いますし、広報誌でも説明が
あっておりますけど、非常に国保制度というのは難しいわけでございます。そうい
ったわけで今度保険者が変わるとか、制度がどのように変わるのかまずお尋ねを
いたします。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明申し上げます。

今回、国民健康保険制度が4月から変わるということでご説明いたしますが、
大きな改正点といいますのは、県が国保の運営の財政の責任主体となって、町と
共同で運営するということになります。これまで、それぞれの町が課題を抱えな
がら運営していたものが、県が1つ大きな保険者となることで国保の財政基盤を
安定させて、医療保険制度の継続を目指すということになります。具体的な財政
運営につきましては、県がまず町が必要な保険給付費を全額町に交付することにな
ります。それに対しまして町は納付金という形で県に納めるということになり
ます。納付金につきましては、県がその町の被保険者数、それから所得の状況、
それから医療の水準によって決定してまいりますし、さらにはそれを賄えるだけ
の保険税、標準的な保険税率というのを示してくれます。町はそれを基に町で保
険税率を決定して、被保険者の方から税を納めていただいて、それを基に納付を
するというような形になります。そのように財政運営は変わりますけれども、保
険の状況といいますのは、これまでどおり医療機関もこれまでどおり受けられま
すし、国保の証明やら届け出あたりについては、町にこれまでどおり実施してい
ただくということになります。ただ、今後の広域的な事業や標準的な事業を実施
するために、熊本県におきまして、国保運営指針というものが策定されましたの
で、それに基づいた事業を実施していくというようなことになります。

以上で、制度改正についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 制度改正前、資料を見てもみると、一人当たりの国保税の額
ですね、これは宇城管内では、宇土市がうちの町よりも額が低うございました。
なぜかという、要するに健診率を高めて予防に力を入れてやっぱり医療費がか
からないようにすると保険料が下がる、理屈はそうですよね。基本的に、いろん
な重症者、透析患者の説明が先ほどございましたけれども、透析に入る前の予防、
事前の予防がどれだけできるかによってこのあたりが変わってくるかと思いま
すが、今度、実際制度が改革されて、保険料率というのは上がっていくのかそのあ
たりが非常に住民は関心を持っておられますので、そのあたりがどうなっていく
のかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明申し上げます。

保険税率につきましては、一人当たりの平均保険税をみますと上がるようになります。改正後の国保税率で30年度の軽減後の一人当たりの保険税の年額を出して、平成28年度と比較をしましたところ、一人当たり年額7,600円の増額となっております。これはあくまでも平均ですのでもっと下がる場所もあれば、逆に上がる場所もあります。資産割というのを廃止いたしましたので下がる場所もあります。国保税の仕組みの中に世帯の所得の合計にかかる所得割と被保険者一人あたりにかかる均等割、世帯にかかる世帯割額があります。美里町の場合は被保険者が年々平均150人ぐらいで減少しておりますので、一人当たりにかかる均等割額が高くなっております。ですから被保険者の多い世帯については、非常に増額になっているかなと見込んでおります。なお、この軽減後の一人当たりの保険税を県下の市町村の平均の保険税と比べてみますと、美里町の場合は3,200円ほどはまだ低い状態でありますので、県下では税率としましてはまだ低いほうであるというふうに見ております。

以上で説明を終わります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体今わかりましたけれど、町民向けの説明ですね、座談会があつて今説明されておりますけれど、結局いつものように出席率が非常に少ないですね。だから四千何百軒世帯があるのに、大体そのトータルでおそらく、まだ今途中だから結果が出てないですが、おそらく1割ぐらいの世帯しか参加ができていないだろうと、できないんじゃないかと思われます。そういうことで、広報誌等含めて、やっぱり一人一人に説明するということは不可能でしょうけれど、町民向けにできるだけ丁寧にわかりやすい説明をどうしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） ご説明いたします。

先ほど委員言われますように、今、座談会の中で改正の概略と税は上がりますよということについてはお伝えをしております。ただ、言われますように、参加が全員ではありません。そこで、今議会で税率が決定された後に、県のほうから改正についてのお知らせが来ますので、それとともに税率の改定表と年額が計算ができる人はできるような概略計算を載せましたものを、各国保の世帯には郵送でお知らせをするような計画をしております。また、町のホームページあるいは広報5月号にも同じような情報を掲載するような計画をしているところでござ

います。

以上で終わります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体わかりました。いずれにしましても、非常に制度の改正のときには、非常にやっぱり若干の混乱というかあると思いますし、丁寧に町民向けに説明していただきますように、またいろんな施行後の相談窓口ですね、そのあたり等についても、やっぱり町民から相談があった場合は丁寧に相談に乗っていただいて、説明をしていただきますようお願いをいたしまして終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。これで、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお諮りします。ただいま議案第21号、「平成30年度美里町土地取得特別会計予算」について、一部訂正したいとの申し出がありましたので、訂正を許可したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

訂正を許可しますので、直ちに訂正を行ってください。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時10分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案第19号 平成30年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第20号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 平成30年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第22号 平成30年度美里町介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第 23 号 平成 30 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計
予算

日程第 7 議案第 24 号 平成 30 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計
予算

日程第 8 議案第 25 号 平成 30 年度美里町生活排水特別会計予算

日程第 9 議案第 26 号 平成 30 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（中川政司君） 皆さんにお諮りします。

日程第 2、議案第 19 号「平成 30 年度美里町一般会計予算」から、日程第 9、
議案第 26 号「平成 30 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算」までの 8 案
件については、一括して議題といたしまして、本日は内容説明のみ行い、質疑、
討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 2、議案第 19 号から日程第 9、議案第 26 号までの
8 案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終
日に行うことに決定いたしました。

それでは日程第 2、議案第 19 号から日程第 9、議案第 26 号までを一括して
議題とします。

まず、議案第 19 号、平成 30 年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。
吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） それでは、議案第 19 号につきましてご説明申し上げま
す。

別冊の予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 19 号、平成 30 年度美里町一般会計予算

平成 30 年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 71 億 73
0 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入
歳出予算」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の
規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債、第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表

地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。地域おこし協力隊員報償金の限度額2,320万円から、地域福祉支援システムリース料の限度額308万円まで7事項、総額5,031万7,000円の債務を負担することといたしております。

次に8ページでございます。第3表地方債でございます。臨時財政対策債の限度額1億760万4,000円から次のページ9ページの一番下でございます。公共土木施設等単独災害復旧事業の限度額650万円まで27事業、総額9億3,140万4,000円の起債を予定いたしております。

12ページをお開き願います。2の歳入でございます。

まず、町税につきましては、町民税個人分、法人分合わせまして2億8,420万1,000円を計上いたしております。次に固定資産税につきましては、総額4億3,672万5,000円を計上いたしております。

14ページをお開き願います。款6地方消費税交付金でございます。目1地方消費税交付金でございますが、地方消費税交付金一般分としまして9,803万1,000円、同じく社会保障分としまして8,065万9,000円、総額1億7,869万円を計上いたしております。

次に、15ページをお開き願います。上から2つ目の枠でございます。地方交付税でございますが、普通交付税につきましては前年度より1,467万9,000円減の26億6,412万3,000円、特別交付税につきましては、前年度より2,000万円減の1億3,000万円を計上いたしております。

次に、16ページでございます。使用料及び手数料の目4観光使用料の森林体験公園施設使用料につきましては、4,680万円を見込んでおります。

19ページをお開き願います。上の枠でございます。国庫負担金の目3災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（H28災豪雨分）につしまし

ては6,090万5,000円を計上いたしております。次に下の枠でございます。国庫補助金の目1総務費補助金の地方創生推進交付金につきましては、産業連携促進業務にかかる補助金としまして300万円を計上いたしております。

次に、20ページでございます。上の枠でございます。土木費補助金の宅地耐震化推進事業（拡充）補助金といたしまして3,900万円を計上いたしております。また、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金といたしまして415万円を計上いたしております。次に、目5消防費国庫補助金の都市防災総合推進事業補助金につきましては、耐震性貯水槽の補助対象経費に係る補助金としまして2分の1の額1,000万円を計上いたしております。

次に、21ページをお開き願います。下の枠でございます。県支出金の目1総務費補助金でございます。平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、被災宅地の復旧支援事業あるいは住まいの再建支援事業等に係る交付金としまして7,163万6,000円を計上いたしております。

23ページをお開き願います。県補助金の目5土木費補助金でございます。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては、被災住宅再建支援事業の補助金としまして900万円を計上いたしております。

26ページをお開き願います。上から3つ目の枠でございます。寄附金、目1一般寄附金でございます。ふるさと応援寄附金につきましては、1,000万円を計上いたしているところでございます。それから一番下の枠でございます。基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、前年比6,000万円減の3億9,000万円を計上いたしております。また、一番下になりますが、平成28年熊本地震復興基金繰入金といたしまして267万9,000円を計上いたしております。

29ページをお開き願います。2つ目の枠でございます。町債になります。まず、目1総務債の臨時財政対策債につきましては、1億7,060万4,000円を計上いたしております。また、目3旧合併特例事業債の旧合併特例事業債（地域振興基金事業）につきましては1億6,490万円を計上いたしております。

30ページになります。一番下になります。目9災害復旧債につきましては、過年発生補助災害復旧事業債また単独災害復旧事業債合わせまして、総額6,750万円を計上いたしております。

31ページをお開き願います。31ページから124ページまでにつきましては3の歳出となっております。

35ページをお開き願います。款2総務費の目1総務管理費の節13委託料になります。一番下になりますが消費生活相談委託料につきましては、消費生活相

談員1名を配置いたしまして、週1回の相談を実施する経費といたしまして99万2,000円を計上いたしております。

次に、37ページをお開き願います。総務管理費の目3財政管理費の節25基金積立金の地域振興基金積立金につきましては、1億7,358万6,000円を計上いたしております。

39ページをお開き願います。総務管理費の節13委託料の一番下のほうになります中央庁舎非常用電源整備設計業務委託料につきましては、災害対策本部の設置及び指定避難所となっている中央庁舎の非常用電源を整備するための設計業務委託料としまして250万円を計上いたしております。

次に、40ページでございます。目5財政管理費の節15工事請負費の砥用庁舎駐車場補修工事につきましては、砥用庁舎駐車場の西側に水たまりができますので、その解消と区画線の整備を行うものでございます。

次に、42ページをお開き願います。目6企画費の節13委託料の美里町地域公共交通網形成計画推進事業支援業務委託料につきましては、事業推進の支援業務といたしまして526万円を計上いたしております。それからその下です。美里バス運行にかかる委託料としまして、合計の473万1,000円を計上いたしております。次に、節15工事請負費の地域公共交通拠点施設整備工事につきましては、町内4カ所の拠点施設整備費といたしまして1,360万円を計上いたしております。

43ページをお開き願います。節19負担金、補助及び交付金の美里バス運行補助金につきましては、786万2,000円を計上いたしております。その次でございます。目7情報推進費の節12役務費の公衆無線LAN関連につきましては、使用料、利用料合わせまして312万4,000円を計上いたしております。

次に、45ページをお願いいたします。目7情報推進費の節14使用料及び賃借料の住民情報提供サービス利用料につきましては、テレビのデータ放送を利用した情報提供の使用料といたしまして90万8,000円を計上いたしております。

次に、51ページをお開き願います。下の枠でございます。選挙費の目3県議会議員選挙費につきましては、来年の4月の実施予定ではございますが平成30年度の執行分といたしまして253万5,000円を計上いたしております。

次に、52ページでございます。目4町議会議員選挙費としまして842万7,000円を計上いたしております。

次に、55ページをお開き願います。社会福祉総務費の節13委託料の地域福

祉計画策定業務委託料につきましては、自殺対策基本計画を含む地域福祉計画策定といたしまして５００万円を計上いたしているところでございます。

次に、６４ページをお開き願います。款３民生費の目１災害救助費の節１９負担金、補助及び交付金に転居費用助成金（震災分）として６８０万円、それから民間賃貸住宅入居支援助成金（震災分）としまして４４０万円をそれぞれ計上いたしております。

６８ページをお開き願います。款４衛生費の目７水道施設整備費の節１３委託料の簡易水道事業認可申請書・固定資産台帳作成業務委託料といたしまして、８５０万円を計上いたしております。

７３ページをお開き願います。款５農林水産業費の目４農業振興費の節１９負担金、補助及び交付金になります。中山間農業モデル地区支援事業補助金といたしまして、２地区の支援事業といたしまして５６０万円を計上いたしております。

次に、７４ページでございます。目６農地費の節１３委託料の農村地域防災減災事業ハザードマップ作成業務委託料につきましては、ため池４カ所のハザードマップ作成業務といたしまして９００万円を計上いたしております。次の節１９負担金、補助及び交付金の農業農村整備事業負担金につきましては、特定農業用管水路等特別対策事業、地域用水環境整備事業、中山間地域総合整備事業、農村地域防災減災事業にかかる負担金といたしまして５，４９５万円を計上いたしております。

７６ページをお開き願います。目７農業構造改善対策費の節１５工事請負費の佐俣の湯整備工事につきましては、佐俣の湯の給水設備及び水風呂のろ過装置の改修工事といたしまして１，４１５万円を計上いたしております。

７８ページをお開き願います。目５林道開設費の節１５工事請負費の林道早楠線開設工事につきましては、６，５００万円を計上いたしております。

８４ページをお開き願います。上の枠でございます。款６商工費の森林体験公園費の節１５工事請負費に森林体験公園施設駐車場舗装工事といたしまして、４００万円を計上いたしております。

８５ページをお開き願います。款７土木費の土木総務費の節１９負担金、補助及び交付金に、被災住宅再建支援事業補助金としまして３件分の９００万円、またがけ地近接等危険住宅移転事業補助金につきましては２件分の８３０万円を計上いたしております。

次に、８６ページでございます。目２道路維持費の節１５工事請負費につきましては、町道維持工事、社会資本整備総合交付金事業合わせまして７，１４０万円を計上いたしております。

次に、８７ページをお開き願います。目３道路新設改良費の節１５工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金事業（狭あい道路整備事業）、町道改良工事、道整備交付金事業合わせまして２億８，７４０万円を計上いたしております。

８９ページをお開き願います。目１住宅管理費の節１５工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（応急仮設住宅利活用事業）につきましては、中央仮設団地、楠平仮設団地２カ所の整備費といたしまして３，２９５万円を計上いたしております。

９０ページになります。目１非常備消防費の節１５工事請負費の防火水槽整備工事につきましては、町内２カ所の防火水槽の整備工事費といたしまして１，２００万円を計上いたしております。

次に、９１ページをお開き願います。目４災害対策費の節１３委託料の福祉保健センター湯の香苑耐震診断業務委託料４９０万６，０００円、それから次のページの福祉保健センター湯の香苑（体育施設）の耐震診断業務委託料３６７万円につきましては、両施設とも指定避難所あるいは福祉避難所としての機能がありますので、耐震診断を行う予定といたしております。次に、節１５工事請負費の耐震性貯水槽整備工事につきましては、先の震災で半壊以上の住壊被害が多かった下中郡地区に、飲料水以外の生活用水にも活用できる耐震性貯水槽を整備します経費といたしまして２，１００万円を計上いたしております。次に、節１９負担金、補助及び交付金の被災宅地復旧支援事業補助金８，０００万円につきましては、平成２９年度予算では国庫負担災害復旧費に措置をしておりましたが、今回災害対策費への組み替えを行ったものでございます。５０軒分を見込んでおります。

次に下の枠でございます。款９教育費の目１教育委員会費の節１３委託料の教育の日講演会委託料２００万円につきましては、昨年まで人権に関する講演に限ってございましたものを、３０年度からは幅広い内容の講演会とするために増額いたしましたものでございます。

９５ページをお開き願います。目２事務局費の節１３学校給食調理業務等委託料につきましては、中学校２校分の委託料といたしまして１，７８８万５，０００円を計上いたしております。

次に、１０３ページをお開き願います。小学校費の目１学校管理費の節１３委託料の小学校空調機設置工事設計業務委託料につきましては、小学校３校分の設計業務委託料といたしまして６７０万円を計上いたしております。

次に、１０４ページでございます。学校管理費の節１５工事請負費につきまし

ては、中央小学校、砥用小学校の光電話、励徳小学校の光電話及び給食室の改修費といたしまして６８７万円を計上いたしております。

１１０ページをお開き願います。中学校費の目１学校管理費の節１５工事請負費につきましては、中央中学校の光電話、砥用中学校の光電話及び屋内消火栓の配管の改修費といたしまして９６５万円を計上いたしております。

次に、１１４ページをお開き願います。社会教育費の目１社会教育総務費の節１５工事請負費につきましては、洞岳社会教育センターの解体工事といたしまして２，４５０万円、三溪社会教育センターの屋外トイレ設置工事といたしまして３８５万円を計上いたしております。

１１６ページをお開き願います。目２公民館費の節１５工事請負費の中央公民館屋根防水工事につきましては、中央公民館の大集会室上部の屋根の防水工事といたしまして８５０万円を計上いたしております。

１１９ページをお開き願います。保健体育費の目１保健体育総務費の節１９負担金、補助及び交付金の県民体育祭準備委員会・実行委員会負担金につきましては、平成３１年度に開催されます宇城県民体育祭関連の負担金となっております。

１２２ページをお開き願います。下の枠でございます。災害復旧費の目１農用地等災害復旧費の節１５工事請負費につきましては、災害復旧関連工事費といたしまして、合わせて９，６００万円を計上いたしております。

１２３ページをお開き願います。上の枠でございます。目２林業施設災害復旧費の節１５工事請負費の林道施設等災害復旧工事（Ｈ２９過年災）といたしまして、２，２００万円を計上いたしております。下の枠になります。目２国庫負担災害復旧費の節１５工事請負費といたしまして、宅地耐震化推進事業（拡充）工事７，８００万円、それから災害復旧工事（Ｈ２８豪雨分）６，５００万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、１２４ページでございます。公債費といたしまして、町債の償還元金といたしまして８億９，１０２万６，０００円を計上いたしております。

１２５ページから１４７ページまでにつきましては、予算書の説明、付属資料となっております。

以上で、議案第１９号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第１９号、平成３０年度美里町一般会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第２０号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第２０号についてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開き願います。

議案第２０号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算

平成３０年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億９，５７３万３，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４億円と定める。

歳出予算の流用、第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成３０年３月６日提出 美里町長 上田泰弘

７ページをお開きください。２の歳入でございますが、款１国民健康保険税は、県から示されました納付金などの額及び軽減額を基にそれぞれの区分で必要な課税額を計上しております。一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分合わせまして２億３，４１９万７，０００円を計上いたしております。目２の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、新たな税率により算出した一人当たりの保険税見込額を基に、総額１１８万４，０００円を計上いたしております。

次の８ページの中ほどの枠になりますが、款３国庫支出金の目１療養給付費給付などの負担金につきましては、平成３０年度からは国から県の特別会計に交付されることとなりますが、平成２９年度の精算がありますので、科目をそのまま残しまして１，０００円計上をしております。２の高額医療費共同事業負担金は、事業が廃止になりますので廃目となります。また３の特定健診等負担金につきましては、県の特別交付金として国県の負担金がまとめて交付されることとなりますので、ここでは廃目となります。また、国庫補助金につきましても、廃項となります。

次の款４療養給付費等交付金につきましても、これは退職者医療制度に対する支払基金からの交付金ですが、直接県に交付されますが平成２９年度分の精算額がありますので、科目はそのまま残しまして１，０００円計上しております。

最後の枠の県の支出金ですが、目1 保険給付費等交付金の節の普通交付金は、今年度より医療費に伴う保険給付費の全額を県が交付することになりますので、歳出で上げております額をそのまま計上しております。節2 の特別交付金ですが、説明の欄です。保険者努力支援分は、国が新たに創設し町に交付するものですが、30年度を見越した評価額となっております。次の特別調整交付金は、これまで国の特別調整交付金として町に交付されていたもので、国保ヘルスアップ事業分や結核・精神等の保険者の責めによらない医療費への交付金になります。次の県の2号繰入金は、これまでの県の調整交付金として交付されていたものです。次の欄の特定健診等負担金は、これまで国県それぞれに交付されていましたが、県の特別交付金として一緒に交付されることになります。以上合わせまして、特別交付金として4,480万6,000円を計上しております。

次の9ページをお開きください。一番上の枠ですが、款5 県支出金の目2 高額医療費共同事業負担金は、事業の廃止により廃目となったものです。その下目3 の特定健診等負担金は、先ほどの県の特別交付金として国分と一緒に交付されることとなったため廃目にしたものです。次の枠の県の補助金は、県の負担金の特別交付金になりますので廃項となります。次に、款7 繰入金ですが、節1 の事務費繰入金から節4 財政安定化支援事業繰入金まで合わせて1億4,496万8,000円を計上しております。今年度は財政調整繰入金、いわゆる法定外の繰り入れは計上しておりませんので、昨年度より5,791万1,000円ほど減額となっております。

次に、10ページでございます。一番下の枠の前期高齢者交付金でございますが、今年度より全額県に交付されることから廃款となります。

次の11ページをお願いいたします。一番上の枠の共同事業交付金は、これも事業が廃止されますので廃款となります。

次に、12ページでございます。3の歳出でございますが、一般管理費につきましては、節3 職員手当等から節14 の使用料及び賃借料まで、総額692万5,000円を計上いたしております。

13ページをお開きください。2つ目の枠、保険給付費でございますが、被保険者数が減少しておりますので、前年度の直近3カ月の平均でそれぞれ見積もりまして、目1 の一般被保険者療養給付費から目5 の審査支払手数料まで、総額8億7,374万4,000円を計上いたしております。その下、項2 高額療養費につきましても、同じく直近3カ月の平均で見積もりまして、目1 の一般被保険者高額療養費から次の14ページ目の目4 退職被保険者等高額介護合算療養費まで、総額1億2,748万6,000円を計上いたしております。

14ページの下の枠の保険給付費の項4出産育児一時金につきましては、給付件数を前年度実績の4件と見込みまして、手数料まで合わせまして168万1,000円を計上いたしております。

15ページをお開き願います。2つ目の枠ですが、今年度の国保の改正によりまして新たに款3としまして国民健康保険事業納付金、項2に医療給付費分、目1に一般被保険者医療給付費分、目2に退職被保険者等医療給付費分としておりますが、これは県に納めます納付金のうち医療給付費分になります。県の通知により総額2億6,960万円を計上しております。その下の枠の同じく款3項2の目、後期高齢者支援金分でございますが、これも県の通知により一般被保険者後期高齢者支援金分と退職被保険者等後期高齢者支援金等分を合わせまして5,444万9,000円を計上しております。

16ページをご覧ください。一番上の枠が同じく款3国民健康保険事業納付金の項3介護納付金、目1介護納付金分となりますが、これも県が示しました額1,764万4,000円を計上しております。その下の枠ですが、款4共同事業拠出金のうち退職者医療共同事業事務費拠出金のみ残し、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、事業の廃止によりまして廃款となっております。次にその下の枠、5の保健事業費の特定健康審査等事業費でございますが、旅費から次のページの使用料及び賃借料まで、総額1,289万2,000円を計上いたしております。この中で委託料の特定健康審査委託料につきましては、集団健診分を1,120人分、個別健診280人分を計上したものでございます。

17ページをお開き願います。2つ目の枠下の枠でございますが、款5保健事業費の項9保健事業費でございますが、保健衛生普及費、疾病予防費合わせて1,131万6,000円を計上いたしております。疾病予防費の説明欄の共済費及び賃金につきましては、未受診者の訪問指導及び特定保健師の事務に従事していただく非常勤の看護師、事務職員、管理栄養士の12カ月分の予算を計上したものでございます。報償費につきましては、疾病予防、保健事業の事例検討及び保健指導などについて専門的な指導評価をしていただく講師の報償費でございます。委託料の若年者健康審査委託料につきましても、早い年齢段階からの生活習慣病予防対策を実施していくことが健康の保持、医療費の抑制につながることから、20歳から39歳までの特定健康審査の対象年齢前の方を対象に、70人の受診を見込み計上しているものでございます。この事業につきましては、国保ヘルスアップ事業として全額交付をされるものでございます。

19ページをご覧ください。3枠目からでございますが、款10後期高齢者支

援金等、その下の款 1 1 前期高齢者納付金等、それから款 1 2 老人保健拠出金、款 1 3 介護納付金につきましては、今回の改正によりまして、県の支出となり廃款としております。

2 1 ページから 2 4 ページまでにつきましては、予算に関する説明書でございます。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 2 0 号、平成 3 0 年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第 2 1 号につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 2 1 号、平成 3 0 年度美里町土地取得特別会計予算

平成 3 0 年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 万 2, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。2 の歳入でございます。

款 1 財産収入の目 1 利子及び配当金の土地開発基金利子といたしまして 1 万 1, 0 0 0 円、それから款 2 繰越金といたしまして 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3 の歳出でございます。

款 1 諸支出金の目 1 土地開発基金の土地開発基金利子繰出金といたしまして 1 万 1, 0 0 0 円、それから予備費といたしまして 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

以上で、議案第 2 1 号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第 2 2 号、平成 3 0 年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第 2 2 号についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の 1 ページをお開きください。

議案第22号、平成30年度美里町介護保険特別会計予算

平成30年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,592万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお願いいたします。2の歳入についてご説明いたします。

款1項1目1第1号被保険者保険料3億873万8,000円を計上しております。節1第1号被保険者特別徴収保険料については、およそ450人分、2億8,489万2,000円、節2第1号被保険者普通徴収保険料については、およそ340人分、2,376万6,000円を計上しております。続きまして、国庫支出金でございます。3段目の枠でございます。款3項1目1介護給付費負担金2億9,995万2,000円を計上しております。主に介護サービス等給付等の事業を行うための交付金です。款3項2目1調整交付金1億6,267万7,000円、同じく目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業分）で1,378万3,000円、同じく目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）で、1,394万2,000円をそれぞれ計上しております。これは主に介護サービス等給付費、介護予防事業及び包括的支援事業を行うための国庫支出金でございます。

7ページをお願いいたします。支払基金交付金でございます。款4項1目1介護給付費交付金4億7,268万4,000円、同じく目2地域支援事業支援交付金1,543万7,000円を計上しております。主に介護サービス等給付費等及び介護予防の事業を行うための交付金でございます。続きまして、県の支出金でございます。款5項1目1介護給付費負担金2億4,870万円を計上しております。続きまして、款5項2目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業分）で689万1,000円、目2地域支援事業交付金（介護予防・日

常生活支援総合事業以外分)で、697万1,000円をそれぞれ計上しております。続きまして、繰入金でございます。最後の枠でございます。款7項1目1介護給付費繰入金2億1,102万円、同じく目2地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業分)で689万1,000円計上しております。

8ページをお願いいたします。同じく目3地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外分)で、3,929万円をそれぞれ計上しております。これは介護予防等給付費及び介護予防生活支援サービス事業等を行うための繰入金でございます。同じく目4低所得者保険料軽減繰入金354万6,000円計上しております。これは介護保険料第1段階の方を対象とし、基準額かける0.5を0.45に軽減するものでございます。同じく目5その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金2,117万7,000円を計上しております。最後の枠をお願いいたします。諸収入でございます。款9項2目1雑入263万5,000円を計上しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。3の歳出をご説明いたします。

款1項1目1一般管理費552万9,000円を計上しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございますが、節13委託料の中の総合行政システム改修委託は介護保険制度の改正に伴うものです。また、節14使用料及び賃借料の中の総合行政システムASP利用料は、RKKコンピューターのソフトの利用料でございます。

10ページの真ん中の枠をお願いいたします。款1項3目1介護認定調査費1,477万8,000円を計上しております。詳細につきましては、説明欄にありますとおり非常勤職員3名の賃金及び経費を計上しております。また、節19負担金、補助及び交付金につきましては、宇城広域連合負担金として524万1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。款2項1目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金15億8,580万円を計上しております。説明の欄から主なものを説明いたします。1行目の居宅介護サービス給付費4億7,400万円につきましては、訪問介護、デイサービス等に関する費用です。次の地域密着型介護サービス給付費3億円につきましては、グループホーム小規模多機能型施設のサービス利用料でございます。次に施設介護サービス給付費6億6,000万円につきましては、特別老人ホームの利用料等でございます。次に6行目にあります居宅介護サービス計画給付費5,400万円につきましては、利用者のケアプランに対するサービス料等の費用です。最後に特定入所者介護サービス9,360万円につきましては、特定入所者にかかる食費、居住費の一部を超えた場

合に対する公費の負担分でございます。

款２項２目１介護予防サービス等給付費、節１９負担金、補助及び交付金４，６７６万４，０００円を計上しております。説明の欄１行目の介護予防サービス給付費３，６００万円につきましては、要支援への訪問、デイサービス等の費用でございます。款２項３目１項額介護サービス費等節１９負担金、補助及び交付金４，５６９万６，０００円を計上しております。詳細につきましては、説明のとおりです。同じく目２高額医療合算介護サービス等費、節１９負担金、補助及び交付金８４６万円を計上しております。詳細につきましては説明欄のとおりでございます。

１２ページ真ん中の枠をお願いいたします。款３項１目１介護予防・生活支援サービス事業費、節１３委託料として１，９３６万２，０００円を計上しております。説明の中にあります訪問型サービスＣにつきましては、医学療養士、看護師等の専門職による訪問サービスです。通所型サービスＡは、現行の通所介護を緩和したサービスでございます。通所型サービスＣは運動機能向上等の指導をします。短時間通所サービスＡはサービスＣを短時間にしたものでございます。同じく節１９負担金、補助及び交付金１，７０４万６，０００円を計上しております。説明の欄の１行目、訪問型サービス費９１２万円、通所型サービス費７８０万円を計上いたしております。同じく介護予防ケアマネジメント事業費節１３委託料２８８万円を計上いたしております。これは介護予防に対して、包括支援センターが行う事業の委託料等でございます。同じく節１９負担金、補助及び交付金１５６万７，０００円につきましては、国保連合会等への負担金でございます。款２項２目１節１３委託料として、４，８５９万４，０００円を計上しております。委託事業につきましては、説明欄のとおりでございます。

１３ページをお願いいたします。款３項３目１地域包括支援センター運営費２，５１９万５，０００円計上しております。節１３委託料２，５１７万９，０００円につきましては、社会福祉協議会の中にあります地域包括センター運営委託料でございます。

１４ページをお願いいたします。款３項３目３在宅医療介護連携推進事業費、節１３委託料２４８万８，０００円、同じく目４生活支援体制整備事業費、節１３委託料２５３万８，０００円、同じく目５認知症総合支援事業費委託料５４１万９，０００円を計上しております。これはそれぞれ社会保障充実分等にかかるものでございます。

１５ページをお願いいたします。予備費として２６万７，０００円を計上いたしております。

なお、16ページから18ページにつきましては、関係資料を添付しております。

以上、議案第22号について説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第22号、平成30年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を3時25分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第23号についてご説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

議案第23号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算
平成30年度美里町の砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,091万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金の分担金、給水工事分担金につきましては、西部地区拡張工事に伴う4世帯分の分割納入分としまして2万9,000円を計上しております。

使用料及び手数料の水道使用料につきましては、使用料現年度分として7,200万円、滞納繰越分30万円、水道加入金として災害公営住宅と新規加入申込み及び分割納付分を含め55万1,000円を歳入見込額として計上しております。手数料、総務手数料につきましては、督促手数料など合計19万円を計上しております。繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出財源として3,694万7,000円の計上となっております。繰越金につきましては40万円を計上しております。

5ページをご覧ください。諸収入、給水工事受託事業収入につきましては、新規加入5件分50万円を計上しております。

次のページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。主なものにつきご説明させていただきます。

一般管理費につきましては、2名分の職員の給料、職員手当等、共済費など合計1,477万8,000円を計上いたしております。需用費1,348万3,000円につきましては、主なものは薬品など消耗品費193万4,000円、光熱費780万円、永富水源取水ポンプ取り替え、非常用発電機バッテリー交換等に伴います修繕料342万4,000円となっております。役務費につきましては、総額317万9,000円となっており、主なものとしましては、郵便料33万円、電話料74万4,000円、次のページをご覧ください。水質検査手数料45万3,000円、膜ろ過装置薬品洗浄手数料88万6,000円となっております。続きまして、委託料833万6,000円につきましては、主なものとしまして電気計装設備保守点検委託料62万円、水道施設管理業務委託料591万6,000円、水道検針業務等委託料122万3,000円となっております。使用料及び賃借料135万5,000円につきましては、主なものとしましてASP利用料61万円、ASCサービス使用料61万円となっております。次に工事請負費につきましては、新規給水工事分として50万円、原材料費につきましては、管材・継手として19万8,000円を計上しております。公課費につきましては、主なものとしまして消費税及び地方消費税の140万円を計上しております。

次のページをご覧ください。公債費につきましては、町債償還金の元金6,007万5,000円、利子651万3,000円、一時借入金利子5万円を計上しております。予備費としましては、今年度も100万円を計上をしております。

9ページから11ページまでは、職員2名の給与費明細でございます。12ページから13ページは、債務負担行為の支出予定額に関する調書でございます。

14ページは、地方債の当該年度末現在高の見込に関する調書でございます。普通会計債、公営企業債、合計の3億7,581万1,000円となります。

以上、議案第 23 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 23 号、平成 30 年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 30 年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第 24 号についてご説明いたします。

別冊の予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 24 号、平成 30 年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計予算
平成 30 年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,990 万 2,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

使用料及び手数料の水道使用料につきましては、使用料現年分として 3,500 万円、滞納繰越分として 10 万円、水道加入金は新規 3 件分の 30 万円を歳入見込額として計上しております。次に、総務手数料につきましては、督促手数料など合計 10 万 9,000 円を計上しております。繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出財源として 6,379 万 1,000 円を計上しております。繰越金、前年度繰越金につきましては、30 万円を計上しております。次に諸収入、給水工事受託事業収入につきましては、新規加入 3 件分 30 万円を見込んでおります。

6 ページをご覧ください。続きまして歳出についてご説明いたします。

まずは、一般管理費につきましては、1 人分の給料、職員手当等、共済費など合計 606 万 5,000 円を計上いたしております。需用費の 558 万 9,000

円につきましては、主に薬品など消耗品費 5 万 9 千 4 百 0 0 円、光熱費 2 万 4 千 0 百 0 円、町道 3 路線の災害復旧に伴います修繕料 2 万 5 千 0 百 0 円でございます。役務費につきましては、総額 8 万 6 千 1 百 0 0 円となっております。主なものとしましては、電話料 1 万 8 千 0 百 0 円、水質検査手数料 1 万 9 千 9 百 0 0 円、量水器撤去及び改修手数料 2 万 0 千 0 百 0 円でございます。委託料の 7 万 5 千 1 百 1 千 0 百 0 円につきましては、主なものとしまして、電気計装設備保守点検委託料 8 千 3 百 0 0 円、次のページをご覧ください。発電機保安管理委託料 4 千 1 百 7 千 0 百 0 円、水道施設管理業務委託料 5 万 1 千 8 百 4 千 0 百 0 円、水道検針業務等委託料 9 千 7 百 0 0 円でございます。使用料及び賃借料の 4 万 9 千 4 百 0 0 円につきましては、主に A S C サービス使用料 3 千 8 万 9 千 0 百 0 円でございます。工事費では、給水工事新規 3 件分の 3 万 0 千 0 百 0 円を計上しております。原材料費 1 万 2 千 0 百 0 円の主なものは、町道災害復旧に伴います管材・継手でございます。公課費では、消費税及び地方消費税として 8 万 0 千 0 百 0 円を計上しております。公債費につきましては、町債償還金の元金 6 万 0 千 9 百 4 千 2 百 0 0 円、利子 1 万 5 千 1 百 1 千 4 千 0 百 0 円、一時借入金利子 2 万 5 千 0 百 0 円を計上しております。予備費としましては、今年度も 1 万 0 千 0 百 0 円の計上しております。

8 ページから 1 0 ページまでは、職員 1 人分の給与費明細書などでございます。1 1 ページは水道施設管理業務委託料など 2 件の債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。1 2 ページは地方債の当該年度末の現在高の見込額に関する調書でございます。普通会計債、公営企業債、合計の 4 億 8 千 4 百 8 万 5 千 0 百 0 円としております。

以上で、議案第 2 4 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 2 4 号、平成 3 0 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第 2 5 号、平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計予算の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第 2 5 号についてご説明いたします。

別冊の予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 2 5 号、平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計予算

平成 3 0 年度美里町の生活排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8 千 9 万 7 千 9 百 6 千 0 百 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の

規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。第2表、地方債でございます。

浄化槽市町村整備推進事業における起債の借入限度額は1,890万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は起債のとおりとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金の浄化槽推進事業受益者負担金につきましては、本年度50基分として500万円、滞納繰越分1,000円の合計500万1,000円を計上しております。次に、使用料及び手数料の浄化槽使用料では、現年度分を6,943万1,000円、滞納繰越分40万円を見込額として計上しております。また手数料につきましては、浄化槽市町村整備事業手数料として3万円を計上しております。国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金として、補助対象額の2分の1、2,263万6,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。県補助金、浄化槽市町村整備推進事業県交付金につきましては、前年度補助対象予定額の6.5%の294万2,000円を計上しております。次に繰入金、一般会計繰入金は、歳出財源として6,995万3,000円を計上しております。繰越金につきましては、昨年同様50万円を計上しております。諸収入の延滞金、雑入、還付金、還付加算金につきましては、各1,000円、合計3,000円を計上しております。最後に町債につきましては、浄化槽整備事業債として過疎対策事業債940万円、下水道事業債950万円合計1,890万円を計上しております。

次に、7ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

一般管理費につきましては、職員1名分の人件費を計上しております。需用費の143万6,000円につきましては、主に浄化槽の修繕料として135万円計上しております。役務費の669万4,000円につきましては、主に浄化槽

法定検査料 1,646 基分の 625 万 5,000 円となっております。続きまして委託料の 8,595 万 8,000 円につきましては、主に浄化槽清掃管理委託料の 8,584 万 1,000 円でございます。使用料及び賃借料につきましては、総合行政システム利用料として 33 万 7,000 円、公課費につきましては、消費税及び地方消費税 155 万 1,000 円を計上しております。

次に、8 ページをお開き願います。事業費の浄化槽市町村整備事業につきましては、本年度 50 基の計画に伴い、委託料に 65 万 9,000 円と工事請負費として 6,180 万円を計上しております。次に公債費につきましては、町債償還金元金に 2,335 万 6,000 円、利子に 375 万 5,000 円、また一時借入金利子として 10 万 2,000 円を計上いたしております。予備費につきましては、50 万円を計上しております。

9 ページから 11 ページまでは、職員 1 人分の給与費明細でございます。12 ページは、総合システムサポート料など 2 件の債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。13 ページは、地方債の当該年度末の現在高の見込に関する調書でございます。普通会計債、公営企業債、合計の 2 億 7,696 万 6,000 円となっております。

以上で、議案第 25 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 25 号、平成 30 年度美里町生活排水特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 30 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第 26 号についてご説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

議案第 26 号、平成 30 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,149 万 1,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこ

これらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをご覧ください。2の歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県の後期高齢者医療広域連合の見積額によりまして、目1 特別徴収保険料、目2 普通徴収保険料合わせまして7,821万2,000円を計上しております。次の3段目の枠、款3 国庫支出金でございます。目1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、説明の欄のところでございますが、これは後期の保険料の軽減特例の見直しに伴うシステム改修が必要になりましたので、その分についての補助金となります。33万円ほど計上しております。その下、款4 繰入金でございます。目1 事務費繰入金を215万4,000円、目2 保険基盤安定繰入金、これは保険料の軽減分に相当する繰入金でございますが6,918万3,000円、合わせまして7,133万7,000円計上しております。

6ページをお願いいたします。款6 諸収入でございますが、目1 の保険料還付金、目2 還付加算金につきましては、保険料還付等がありましたときには広域連合より交付されますので、その額を計上したものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。3の歳出でございます。款1 総務費、目の一般管理費でございますが、総額243万円を計上しております。節13 委託料には、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修委託料ということで、先ほど歳入で入れましたものをここで歳出で出しているところでございます。続きまして、一番下の枠の款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて納付するものでございます。合わせまして1億4,739万5,000円を計上しております。

8ページは諸支出金でございますが、前年と同じ額を計上しております。

9ページから11ページまでにつきましては、予算の資料となっております。

以上で、議案第26号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第26号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を終わります。

○8番（渡邊義文君） 議長。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 議長、8番です。先ほど私の一般質問の中で、私自身が議長の許可を得て発言をしておりました。が、そのときいろんな声がしまして、発言中の中で、やっぱり議会の中で、この地方自治法、この必携の中で、議会の規律

という部分がございます。議長の秩序の保持権、議長は議場の秩序を乱す議員があつた場合、これを制止したり、その発言を取り消されたり、その議員に発言の禁止を命じることができます。

○議長（中川政司君） 渡邊君、動議ですか。

○８番（渡邊義文君） なら、動議をお願いします。

○議長（中川政司君） 何に対する動議ですか。

○８番（渡邊義文君） 一般質問に対する動議です。議長、これは緊急動議です。

○議長（中川政司君） 何ですか。

○８番（渡邊義文君） 緊急動議をお願いします。

○議長（中川政司君） ただいま、渡邊義文君から一般質問に対する動議が出されました。これに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○議長（中川政司君） 賛成ございませんので、この動議は否決いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。

本日はこれで散会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

またお諮りします。

明日８日木曜日は、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日８日木曜日は、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第１会議室、社会文教常任委員会は第２会議室をご利用ください。あさって９日金曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後３時５４分

第 3 号

3 月 9 日 (金)

平成30年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成30年 3月 9日(木)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 各常任委員会報告及び質疑 |
| | (1) 総務常任委員会委員長 |
| | (2) 経済建設常任委員会委員長 |
| | (3) 社会文教常任委員会委員長 |
| 日程第2 議案第19号 | 平成30年度美里町一般会計予算 |
| 日程第3 議案第20号 | 平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第4 議案第21号 | 平成30年度美里町土地取得特別会計予算 |
| 日程第5 議案第22号 | 平成30年度美里町介護保険特別会計予算 |
| 日程第6 議案第23号 | 平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 議案第24号 | 平成30年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 議案第25号 | 平成30年度美里町生活排水特別会計予算 |
| 日程第9 議案第26号 | 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 議案第27号 | 美里町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）
の変更について |
| 日程第11 | 議員派遣の件について |
| 日程第12 | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第13 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について |

2. 出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 光 井 博 幸 君 | 2 番 今 田 政 行 君 |
| 3 番 坂 田 竜 義 君 | 4 番 濱 田 憲 治 君 |
| 5 番 上 田 孝 君 | 6 番 松 永 正 憲 君 |
| 7 番 吉 田 美 好 君 | 8 番 渡 邊 義 文 君 |
| 9 番 上 村 則 幸 君 | 10 番 福 田 秀 憲 君 |
| 11 番 吉 田 起 登 君 | 12 番 中 川 政 司 君 |

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	吉 住 慎 二 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	中 嶋 春 彦 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康窓口課長	山 田 輝 臣 君	経 済 課 長	宮 寄 幸 仁 君
林務観光課長	下 田 幸 輔 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	田 上 和 則 君
教 育 課 長	倉 田 辰 実 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 繁 君	書 記	津 田 里 美 子 君
---------	---------	-----	-------------

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 本定例会の会期中に総務常任委員会活動をいたしましたので内容報告を行います。

昨日、８日委員会室において、中川議長、上村議員、坂田議員、それに私。執行部より吉住総務課長、大西企画情報課長、中嶋税務課長、田上会計課長に出席をいただきまして、午前１０時に開会をいたしました。

議案第１９号、平成３０年度美里町一般会計予算書について、それぞれ担当課長より詳細に説明をしていただきました。

総務課において新規事業として、３５ページに消費生活相談委託料９９万２,０００円の計上があります。委員さんから相談員の資格についての質問があつておりまして、国家試験により資格取得をされている方が相談員となり、週１回開催の予定であるところの報告がありました。次に、９２ページの節１５工事請負費について、下中郡地区に耐震性貯水槽整備工事で貯水量１００トンということで、防火用水も兼ねた施設との説明があつております。節１９負担金、補助及び交付金として、地域防災力強化促進事業補助金について、自主防災組織強化の補助金であります。施設整備後の管理についてそれぞれ意見を出し合っております。

次に、企画情報課においては、光通信システムがおおむね完了し、４３ページ情報通信費が前年度より２億１５３万７,０００円が減額予算となっています。４１、４２ページには、本年１０月１日運行予定の福祉バスに替わり美里バス運行に関連する予算が計上されております。このことについても運営方法、コース等について意見を交わしております。

次に、税務課において、町民税、個人・法人とも昨年より比較増となっておりますが、固定資産税については、土地・家屋等下落の見込みから前年比減となっております。収納率についての質問があつておりまして、平成２８年度実績として、個人が９９．７％、法人が９９．８％と高い収納率であります。滞納等を含め担当者の努力が認められる結果と思われま。

会計課においても説明があつておりますが、特段報告すべき事柄はありませんでした。

午後２時１０分に閉会をいたしております。

以上、報告を終わりますが、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、各常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に止めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） おはようございます。それでは経済建設常任委員会の報告を申し上げます。

３月８日午前１０時、福田、今田、濱田、松永、４名の委員と下田林務観光課長、宮寄経済課長、長井建設課長同席の中、開会をしております。北島水道衛生課長におかれましては、後で同席をされております。

はじめに、下田林務観光課長より平成３０年度美里町一般会計予算について説明を受けました。林道早楠線開設工事は２工区予定しているが、柏川地区からは、途中道路が決壊しているため、機械搬入が難しい状況であり、復旧次第での発注となる見込みであるとのこと。観光振興費では、観光パンフレット印刷費、フォレストアドベンチャーの県外からの集客を増やすＰＲ、市街地の大型スクリーンを利用する動画の作成、３０周年を迎える三千段の石段の広告料などが計上されております。森林体験公園施設関係では、駐車場舗装工事費などが計上され、使用料においては、最終的には５，０００万円に近い売上収入が見込まれるそうであります。委員会から、将来を見込んだ周辺の整備や計画を考えていく必要があるとの意見もございました。

次に、長井建設課長より説明を受けました。土木総務費においては、被災住宅再建支援費や危険住宅移転事業費などが組み込まれております。道路維持工事は１９路線、単独事業の改良工事６路線、社会資本整備総合交付金事業による改良工事８

路線、河川浚渫工事費等が計上されています。応急仮設住宅利活用事業費は浄化槽の埋め込みや、外壁の補修、部屋のリフォーム費の予算となっております。

宮寄経済課長より説明をいただきました。農業振興費では、農業次世代人材投資事業補助金等が計上されているが、45歳までの申込期限があるので、国の政策ではあるがもっと延長できないか、町独自の政策を考えるべきではないかと委員からも意見が出ております。うまい米づくり運動実施では、美里ブランド米はできないかとの意見もございましたが、土壌改良や肥料の統一など難題であるとの結論に至っております。佐俣の湯関係では、修繕費や整備工事費が計上されております。

次に、北島水道衛生課長より説明を受けました。西部地区簡易水道事業特別会計、東部地区簡易水道事業特別会計では、事業計画は例年と変わっておりませんが、国の指導により町に1つの簡易水道事業しか補助対象にならないので統合の申請をしているということでございました。生活排水特別会計では、浄化槽設置工事費50基分が予算計上されております。12時過ぎに説明を終わり、午後は1時より4カ所の視察を行いました。平成19年度の豪雨で流失した柏川農道橋架設工事現場を視察、地区の皆さんが多数来ておられ、10年間不便を強いられたため、早急な着工への期待が伺えました。次に、水上地区の農災箇所は既に完成をしておりました。砥用地区と堅志田地区の復興住宅建設予定地を視察しております。ほとんど整地は終わり、9月までの完成を予定しているとの説明をいただいております。

庁舎に帰り、3時に閉会をしております。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。報告漏れがあれば、他の委員さんの補足をいただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） それでは、ただいまより社会文教常任委員会報告をいたします。

昨日、3月8日午前10時より、社会文教常任委員会を開いています。出席者、

上田孝議員、吉田起登副議長、光井博幸議員、私渡邊でございます。執行部より、北島水道衛生課長、中村福祉課長、向山住民課長、山田健康窓口課長、倉田教育課長、吉永教育長の出席をいただいています。

まず、平成30年度美里町一般会計予算、特別会計予算について、各担当課の説明を受けています。

その中で、まず北島水道衛生課長より、衛生費の委託料ごみ収集運搬委託料5,124万9,000円ですが、平成28年度までの単価で対応していたが、人件費の高騰により、県の単価で計算したことで約759万円の増額と報告されています。その後、北島課長は退席をされています。

次に、倉田教育課長より説明を受けています。教育費、委託料の学校給食調理業務委託料1,788万5,000円ありますが、シダックスと3年間の契約を予定されているということでありまして、現在の町の職員7名は引き続き採用されると説明をされています。次に、学校管理費、工事請負費。中央小、砥用小、励徳小の光回線の工事予算であります。同じく備品購入費において、3小学校の光回線に替えるための電話機の購入費の予算計上であります。次に、学校管理費、工事請負費。中央中、砥用中の光回線の工事であります。同じく備品購入費も、それぞれの中学校の光回線に替えるための電話機購入費の予算計上であります。次に、公民館委託料。中央公民館耐震診断業務委託料は、災害時、町民の避難所としての対応をするというための説明されております。

次に、向山住民課長より、一般会計、特別会計予算の説明は済んでいるということで、国保制度改革による予算項目の変更する箇所の説明と、制度改革及び税率改正についての説明をされています。その中で、町民への周知が大変難しいが、できるだけ住民の方に広く知っていただくための努力をしたいという説明があっております。

次に、中村福祉課長より、一般会計、特別会計予算の説明は済んでいるということであり、介護保険料基準額の6,700円と設定されたとの説明、また、第7期（平成30年度から平成32年度）美里町高齢者計画及び美里町介護保険事業計画を策定するため、委員会を3回開催し、事業計画の策定をしたと説明されております。また、美里町障害者計画（平成30年度から平成35年度）及び美里町障害者福祉計画（第5期計画）及び美里町福祉計画について、3回の策定委員会を開催しそれぞれ計画を策定したと報告を受けております。

次に、山田健康窓口課長より、一般会計の予算につきまして、前年度と同様の予算であると説明をされています。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

報告漏れがあった場合、各委員さんのほうからお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第19号 平成30年度美里町一般会計予算

○議長（中川政司君） 日程第2、議案第19号、平成30年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑は、逐条としますか、一括としますか。

〔「逐条」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） はい、それでは本案の質疑は逐条で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案は逐条質疑で行います。

それでは、1、2ページ、3、4ページ、5、6ページ、7、8ページ、9、10ページ、11、12ページ、13、14ページ、15、16ページ、17、18ページ、19、20ページ、21、22ページ。

10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第19号について質問いたします。

この前新聞によりますと、幼稚園、保育園の保育無料とありますが、平成30年度から第3子以降は無料化するということが載っておりましたが、その予算が県から来ていると思いますが、どこに計上されているのか。というと22ページの多子世帯子育て支援、このあたりに。これは前年度からありましたので、どこかにその予算が含まれているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明を申し上げます。

ちょっと申し訳ございません。手元に資料を今日は持参しておりませんので、後

ほど報告という形をとらせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 急に私が質問したので、調べるあれがなかったと思いますけれども、確か新聞に載っておりましたので、どこの町村も予算を組んでるんじゃないかなと思っております。うちのほうはもう第3子から無料化しておりますので、それに充てるような形で予算を組んであるんじゃないかと思いますが、県の補助金ということでどこに載っているのかなということで質問をさせていただきました。また、詳しく教えていただければと思います。終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

23、24ページ、25、26ページ、27、28ページ、29、30ページ、31、32ページ、33、34ページ、35、36ページ、37、38ページ、39、40ページ。

2番、今田政行君。

○2番（今田政行君） ただいま上程中の議案の40ページの一番上段なんですけども、説明のところで、備品管理システム導入業務委託料というふうにありますけれども、これは今年度新規なんでしょうか。また内容的な部分をご説明いただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明を申し上げます。

40ページの一番上段でございます。備品管理システム導入業務委託料につきましては、平成30年度の新規事業でございます。現在、町の備品管理につきましては、すべてペーパーで廃棄、新規ということでそれぞれの所管でやり取りをしております。ただ、その後所管替えであつたり廃棄もそうなんですけど、なかなかこううまくものは動かしても書類が伴ってないというのがありますし、名称はあってもそれがどれなのかというのがはっきりわからない備品もありますので、新しくシステムを導入しまして、写真が添付できるようになったりとかあるいは町部局、教育委員会部局との備品の所管替えとか、そういうあたりをスムーズにできるようにということで、平成30年度に新規に導入するところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） じゃあ、町長部局だけでなく、学校関係もすべてということですか。

○総務課長（吉住慎二君） 学校関係も、はい、一緒にです。

○2番（今田政行君） はい、承知しました。以上です、終わります。

○議長（中川政司君） 6番、松永正憲君。

○6番（松永正憲君） 40ページの企画費の報償費なんですが、空き家バンク登録奨励金が50万円計上されておりますけれど、現在、地震後いろんな崩壊がありましたので、現在の登録件数とかどのくらいあるのか、また現在利活用があるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 空き家バンクの現状につきましてご説明を申し上げます。

空き家バンクにつきましては、これまで平成27年度から運用を開始しておりますが、申込件数が20件、このうち実際に登録に至りました件数が12件、この12件のうち、成約に至りましたのが5件ございまして、その内訳としましては、県外から千葉県と福岡県から県外移住された方が2件。それと県内移住、これは熊本市から来られた方が1件の2名。また、町内での定住になりますが、そちらが2件の3名いらっしゃいます。現在登録中は3件でございますが、先ほど12件登録をと申しあげましたけれども、このうち4件は本人の希望ですとか、震災の影響から登録にそぐわないような形になりました関係で登録を抹消されているというような部分もございます。また現在、物件の調査中が1件でございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） 39ページなんですけども、ここで質問をさせていただきます。一番最後、中央庁舎非常用電源整備設計業務委託料ということで、250万円を組んであります。これは、今まで中央庁舎に非常電源というのがなくて、災害のときに停電になったらどうするのかということで、その非常電源だと思いますが、委託料が出ておりまして、実際にその工事というものが出ておりません。今回はこの委託だけをして調査をするということなんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明を申し上げます。

39ページの中央庁舎非常用電源整備設計業務委託料につきましてご説明申し上げます。まず、現在中央庁舎のほうには、太陽光発電を利用しました蓄電池というのがございます。ただ、これにつきましては、最大で蓄電できる能力が14キロワットということで、ごく小さいものでございますので、非常時に防災無線であったり電話であったり、情報収集のためのテレビであったりパソコンであったりというのを一度に使いますとなかなか数時間ぐらいいしか持たないという今状況でございます。今回委託料を計上させていただいておりますのは、東日本大震災等々ありまし

て、発災から72時間、3日間程度の発電ができるものというのが大体一般的になっておりますので、その能力を備えたものを整備したいということで、今回委託料を、まず設計のみを上げさせていただいたというところです。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この設計業務の委託を今回されるということで、早急にされると思いますが、その発電機の設置、そのあたりは何年度ぐらいに考えておられるのか伺いをいたします。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明を申し上げます。

発電機の設置はいつ頃かというご質問かと思います。まず、設計をさせていただいて、それで大体の規模、金額的な目安が出るかと思いますが、あとは財政状況を勘案しまして早急にできるようにはしたいと思いますが、まずは財政状況を勘案してということで考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 震災が起こってからじゃ、なかなかしもたなということになりますので、是非早めに導入できるように検討いただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

41、42ページ。4番、濱田憲治君。

○4番（濱田憲治君） 42ページの地域公共交通拠点施設整備工事1,360万円ですけども、4カ所を設置されると聞いておりますけども、どのような内容でこういう金額になっているのかちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 15工事請負費の地域公共交通拠点施設整備工事1,360万円についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、現在本年の10月1日運行予定として現在取り組んでおります美里バス、そちらの地域公共交通の再編につきましては、町内に4カ所の地区拠点を設けることとしております。こちらの地区拠点4カ所につきましては、待合スペースを設けさせていただくような形を考えておりまして、昨年12月の補正予算におきまして、こちらの設計業務委託料も組ませていただいたところでございます。現在実施設計を進めておりますけれども、町内4カ所、1カ所は中央地区の拠点としまして堅志田地区、また1カ所は佐俣の湯の駐車場、そちらのほうに植栽

等あるところを一部分撤去したり、やはり待合スペースを設けます。佐俣の湯につきましては、観光の拠点でもございますので、熊本バス、産交バス、麻生交通、こちらの路線バスについても乗り入れを予定しているところでございます。それと砥用地区につきましては、原町駐車場付近に待合スペースを設ける予定としております。また東部地区につきましては、「よんなっせ」付近に地区拠点を設ける予定としております。その４カ所の整備工事という形で今回予算に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

４３、４４ページ、４５、４６ページ、４７、４８ページ、４９、５０ページ、５１、５２ページ、５３、５４ページ、５５、５６ページ、５７、５８ページ、５９、６０ページ、６１、６２ページ、６３、６４ページ。

１０番、福田秀憲君。

○１０番（福田秀憲君） ６４ページについて質問いたします。ここに工事請負費として、被災住宅の応急工事（震災分）というのがあります。これは受付が確か４月の何日かで終わっていると思うんですが、２８年度２９年度でほとんどもうなしてるんですが、３０年度はまだ何件か残っているんでしょうか。そこをちょっとお知らせいただければ。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

被災者住宅応急工事の分なんですけれども、平成２８年度に工事における応急修理工事を１３件行っております。総件数で１５３件の申し込みがありまして、平成２９年に完了見込数が１４０件、今回が１３件で計算して計上しております。１３件かけるの５７万６、０００円で、議員がおっしゃったとおり受付はもう終了しております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） これはもう今までの残りということで、あとこれで全部完了するということで。

○福祉課長（中村武志君） そうです。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

６５、６６ページ、６７、６８ページ、６９、７０ページ、７１、７２ページ、７３、７４ページ。

１１番、吉田起登君。

○11番（吉田起登君） 73ページの農業次世代人材投資事業補助金と中山間農業モデル地区支援事業補助金について、詳しく説明できたらお願いいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

まず、農業次世代人材投資事業補助金でございます。これにつきましては、継続の方が5名いらっしゃいまして、そのうち4名が個人と1組が夫婦型ということであります。それと新規申請者を2名見越しまして、計7名で1,125万円を想定しております。

また、中山間農業モデル地区支援事業補助金につきましては、29年度から取り組んでおります涌井、豊富地区の事業でございます。農道それから農業用倉庫等の整備ということで、30年度に一応予定をしております分を560万円上げているところでございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） 中山間農業モデル地区についてはわかりましたけれども、その前の農業次世代人材投資事業についての年齢層の把握がありましたらお願いいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） この事業につきましては、以前青年就農給付金ということでやっておった事業を名称が変わったものでございます。年齢につきましては、申請時の年齢が45歳までということになっております。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） この若手の方たちが、この新しく農業をきちんとやるということでございますので、それで各地区の耕作放棄地あたりを借ってやっておられます。その借ってやっておられますけれども、なかなか放棄地なんかも申し込んだばかりで、まだきちんと手入れはしてありませんので、そういうところは早急にされるということを考えておられるのか、どうですか。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） この補助金によりまして、新たに農地を借りたりであるとか営農を営んでおられる方が今いらっしゃいますけれども、そういった方々につきましては年に2回就農状況の報告をいただいております。利用される農地の適正な管理については、随時現地等も見ながらやっておりますが、そういった周囲の法面とかそういったところがまだ管理されていない分につきましては、今後適宜指導を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） 若手のもう本当に意欲のある人たちが、この農業を跡を継ぐという形を持っておられますので、そういったところはきちんと指導をしていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 9番、上村則幸君。

○9番（上村則幸君） 今上程中の一般会計予算について伺います。74ページの15番工事請負費、柏川農道の新設工事ということで1,500万円載っております。これは十数年前から19年の災害から起きた後から言っておられるということを聞いておりましたけれども、どういう形での道路ができるのかちょっとお伺いしたいと思います。前は確か私が小さい頃というか、若い頃に柏川に行っていたときには、村中から川のところに渡る小さな橋が架かっていたと思っていたんですけど、19年の大雨で流れてやっぱりなくなっていたので、やっぱり柏川の人たちから要望が出てきたと思っておりますので、どんな形でつくれるのかお願いしたいと思います。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

この件につきましては、昨日経済建設常任委員会でも現地を視察しております。平成19年の災害によりまして橋が流出しまして、その後柏川の護岸工事が完了しました。以前は対岸に2軒ほど家もあったということでございますが、今はその家もなく、農地を管理しようにも行くことができないということでございましたので、今回幅員は3メートル長さは18メートルほどになりますけど、集落の河川に下りていくところから対岸に橋を架けるということで考えたところでございます。

○議長（中川政司君） 上村君。

○9番（上村則幸君） これができればやっぱり向こうのカーブの向こうべたも回れなくて、またよくなると思いますのでお願いしておきます。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

75、76ページ、77、78ページ、79、80ページ、81、82ページ。

11番、吉田起登君。

○11番（吉田起登君） 81ページの御坂遊歩道のトイレ管理委託料に3万円ほど上がっておりますけれども、このことにつきまして質問させていただきたいと思います。今現在、坂本石段関係につきましては、観光客もものすごく増えてトイレなんかもちょっと苦情が出ておまして、区長さんのほうからも苦情が出て役場に届いていると思いますけれども、土曜日曜あたりがものすごく多くて、やはりトイレが本当に汚くなっているということでございます。当初は、真新しいトイレでありま

したけれども、だんだんだんだん月日が経つにつれて、今はある程度黄ばんでおりますし、現在も市内の子どもたちが来たときには、先ほど課長のほうにもお話を申し上げましたんですけれども、やはり今の子どもたちは、もうウォシュレットがないとあまりできないということで、ただの和式のトイレであるところではしたくないということで、ものすごく泣いていたということで区長さんの奥さんが家に上げて、ちゃんとトイレを貸してあげたということが私にもこの前報告をいただきました。この石段関係のトイレでございますけれども、このトイレが一人でやっておられます。やはり土曜日曜間等は救急にしなければならない事態が多分起きていると思いますので、そういったところは町のほうで対応されて、やはり人数を増やして、2人か3人で一生懸命、トイレ掃除もきちんとしとくと皆さんよく利用されますのでそういったところは考えていただきたいと思います。やはりまだまだ今から坂本地区にはフランス料理もできておりますし、別にまた新しく店ができております。夜も今は賑わっておりますけれども、そういうことから考えますとまだまだ頑張っしてほしいという今思いがあります。いかがでしょうか。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ただいまのご意見でございますけれども、今回今年度におきまして、各御坂遊歩道周辺のトイレ6カ所でございますけれども、その関係につきまして見直し、あとは改修等を考えているところでございます。当初予算には計上しておりませんけれども、今現在その改修計画、環境整備計画について、3月いっぱいでの設計、調査委託の完了を見まして、その後どういう形にするかということ、あと予算に反映してお示ししたいと考えているところでございます。また、ご指摘のトイレの汚濁といいますか、汚れ具合につきましても新しく洋式トイレ、ウォシュレット等の設置等も考えております。まずその設備関係の改修を行いまして、今後その委託管理の方式、方法等についても、再度こちらで検討してよりよいお客様のサービスに努めていきたいと考えているところでございます。こちらの担当のほうでもご指摘があった場合にはすぐ現地に出向きまして、いろいろな対応をしているところでございますけれども、今後そちらのほうについても、再度いろいろな見直しを図っていきたいと思っておりますので、また予算等の計上の際にいろいろなご説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） 課長の説明でわかりましたけれども、この3万円と上がっておりますけれども、全部では予算は30万円ぐらい入っているような感じを聞いております。そこで1人でやっておられたということに対して、私たちがちょっと1

人では大丈夫なんだろうかという地区の方たちも思っておられましたので、夜もやっておられたという話も聞いております。そういったところは、黄ばんだところなんかは夜はあまり見えませんし、そういったところに対しての2人か3人で共同でやるならば、また観光客も来られてやはり喜ばれるんじゃないかなろうかと思います。日本一の石段でありますけれども、やはり日本一までは行かないですけどあまりいいトイレのあれじゃないような話も聞いておりましたので、特に今回からは人口もお客さんも多くなりますので、そういったところは考えてほしいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 課長のほうからも説明がありましたけれども、議員おっしゃいますように今年は30周年を迎えますし、おっしゃられるとおり人も増えてきております。やっぱりトイレというのは、私は非常にその施設に行ったら大事だろうと考えております。そういった意味では、しっかり管理ができる体制をちょっと模索をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

83、84ページ、85、86ページ、87、88ページ。

5番、上田 孝君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の一般会計について質問いたします。87ページの節15工事請負費2億8,740万円ほど計上されておりますが、いろんな事業であると思いますが、全体でよろしいですと何本の改良工事か。それと本町では繰越事業等で震災分とか、災害復旧工事等がまだまだ数多く残っていると思いますが、今年度の道路新設改良については、年度内の竣工がしっかり見込まれているのか。その辺も含めてお願いします。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

87ページの工事請負費につきましてですけれども、今4事業計上しておりますけれども、これにつきましては全部で17路線です。それと繰越事業を行っておりますけれども、これにつきましては、工事発注をほとんど29年度でやっております、その分につきましては、30年度で完了する予定としております。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 繰越事業に関しては、30年度ですということですので、今年度のこの工事に関しては、また繰越になる可能性が非常に高いというふうに考えとってよろしいんですかね。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君）　ご説明申し上げます。

事務方としては、30年度完了を目標として工事を進めていきたいと思っておりますけれども、災害復旧等の事業がまだたくさん残っておりますので、繰越になる可能性があるというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（中川政司君）　上田君。

○5番（上田　孝君）　県の関連ではございますが、補助整備工事等でも工事が入札不調というようなこともいろいろ聞いておりますので、大変な時期ではございますがせっかく年度の予算でございますので、しっかりした工事管理等と行っていただいて、着実な仕事のほうをお願いしたいと思います。

以上終わります。

○議長（中川政司君）　ほかにありませんか。

89、90ページ、91、92ページ、93、94ページ、95、96ページ。
9番、上村則幸君。

○9番（上村則幸君）　すみませんけど、95ページ、13番の委託料のところで、一番下のほうの学校給食調理業務等の委託料というのは、これは中学校の今度の調理のことだと思いますけれど、先ほど委員長の報告で今7人は採用するというようなことを聞きましたけれども、これは臨時できている人たちですか、7人ということ

は。

○議長（中川政司君）　倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君）　ご説明申し上げます。

今ご質問の件につきまして、8名、現在町のほうで非常勤職員として雇用いたしております。シダックスのほうにお願いをいたしまして、引き続き雇用をお願いをしたところでございます。シダックスのご好意によりまして8名の方に面接をしていただきまして、1名の方がお断りになったということで7名の方が4月から正式にそれぞれの中学校のほうで働いていただくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君）　上村君。

○9番（上村則幸君）　本当に続けて仕事をしていただくということは、本当にいいことだと思っておりますので、どうかよろしく願いしておきます。

○議長（中川政司君）　ほかにありませんか。

97、98ページ、99、100ページ、101、102ページ、103、104ページ。

2番、今田政行君。

○2番（今田政行君） 103ページですけども、説明のところの小学校空調機設置工事設計業務委託料が計上してありますけれども、これは小学校3校全部で全教室にというのが基本なんでしょうか、お尋ねです。

○議長（中川政司君） 倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） ご説明申し上げます。

今、ご質問の件につきまして、今回の空調の設計業務委託につきましては、それぞれ3小学校の近年の気象状況、猛暑、厳寒に対応し、教育環境を整えるために3小学校の空調環境を整えるための設計業務となっております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

105、106ページ、107、108ページ、109、110ページ、111、112ページ、113、114ページ、115、116ページ、117、118ページ、119、120ページ、121、122ページ、123、124ページ。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第19号、平成30年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第19号、平成30年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開を午前11時15分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第３ 議案第２０号 平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（中川政司君） 日程第３、議案第２０号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第３、議案第２０号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第３、議案第２０号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第４ 議案第２１号 平成３０年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（中川政司君） 日程第４、議案第２１号、平成３０年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第４、議案第２１号、平成３０年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第４、議案第２１号、平成３０年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第２２号 平成３０年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（中川政司君） 日程第５、議案第２２号、平成３０年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第５、議案第２２号、平成３０年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第5、議案第22号、平成30年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第23号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算

○議長(中川政司君) 日程第6、議案第23号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第23号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第6、議案第23号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第24号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算

○議長(中川政司君) 日程第7、議案第24号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第24号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第24号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第25号 平成30年度美里町生活排水特別会計予算

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第25号、平成30年度美里町生活排水特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第25号、平成30年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第25号、平成30年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第26号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第26号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第26号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第9、議案第26号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 27 号 美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について

○議長（中川政司君） 日程第 10、議案第 27 号、美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 議案第 27 号につきましてご説明を申し上げます。

議案第 27 号、美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について

美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。事業の追加により美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の一部を変更する必要があるがございますが、総務省が定める事業区分の追加を行うものであり、計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。変更分でございます。

美里町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の一部を次のように変更する。内容につきましては、2、産業の振興、7、教育の振興、11、過疎地域自立促進特別事業、こちらにつきまして変更をするものでございますけれども、詳細につきましては、議案第 27 号資料としてお配りしております新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

議案第 27 号資料、美里町過疎地域自立促進計画新旧対照表でございます。左側が変更前、右側が変更後でございます。

1 ページ目の、2、産業の振興と、1 ページ目の下段から 2 ページ目にかけての、7、教育の振興、こちらの事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の表の事業名（施策名）にそれぞれ「過疎地域自立促進特別事業」を追加しまして、2 ページ目を開けていただきまして、中段から下の、11、過疎地域自立促進特別事業（一覧表）こちらの事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）過疎地域自立促進特別事業分、こちらの表の自立促進施策区分に「1、産業の振興」及び「6、教育の振興」の過疎地域自立促進特別事業を追加するものでございます。なお、過疎地域自立促進特別事業につきましては、いわゆるソフト事業でございまして、将来にわたり過

疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とするものとされております。今後の過疎対策事業債の有効な活用を図るため、計画への掲載を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第27号、美里町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第10、議案第27号、美里町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

—————○—————

日程第 1 2 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（中川政司君） 日程第 1 2、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 1 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2 及び日程第 1 3 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 1 2 及び日程第 1 3 を一括して議題とします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、すべての議案に対しまして、ご可決をいただきまして、誠にありがとうございました。いよいよ平成 30 年度に向けての議会でありましたけれども、施政方針でも述べましたように、生活再建に向けてしっかり町としてもサポートしていきたいと思っておりますし、1 日も早い復旧、元に戻るそれからまたさらに発展する、そういう復旧復興を目指していきたいと思っておりますのでどうぞこれからもご理解とそれからご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また 4 月には選挙がございます。皆様それぞれ初期の目的が達成されますように、ご祈念を申し上げますとともに、非常に天候も寒かったり暖かったりと差が激しゅうございますので、どうぞお体にはご自愛いただきまして万全の体制で望んでいただきますようにご祈念を申し上げます。今定例会本当にお世話になりました。また今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成30年第1回美里町議会議定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前11時37分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
平 成 30 年 第 1 回 定 例 会

平成30年3月発行

発行人 美里町議会議長 中 川 政 司
編集人 美里町議会事務局長 福 島 繁
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111